

【知事】

1 会計管理部 (監査年月日：平成 24 年 8 月 22 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
【ア 委託契約の事務処理について】 次の委託契約について、契約書で監督職員を定めるとしていたにもかかわらず、定めていなかった。適正な事務処理に努められたい。(総務事務課)	
契約名	物品等電子入札システム導入業務 (平成 23 年度)
措 置 の 内 容	
【原因】 契約書等の内容の確認が不十分であったことによる。	
【措置内容】 指摘以降、他の契約については、契約内容を十分に確認し、指摘のとおり契約書等により必要と判断される場合は、監督員を指定している。	

監 査 結 果 (指摘事項)	
【イ 特別会計に属する財産の売払収入の取扱いについて】 管理事務費特別会計で使用する帳票類について、様式の廃止により使用することがなくなったものを古紙として売り払っているが、その際に得られた収入を一般会計で受け入れている。適正な事務処理に努められたい。(総務事務課)	
根 拠	広島県管理事務費特別会計条例第 1 条
措 置 の 内 容	
【原因】 特別会計の収入として処理しなければならないとの認識がなかったため。	
【措置内容】 今後、同様の収入が生じた場合は、特別会計で受入の処理を行うこととしている。	

監 査 結 果 (意見)	
【契約事務におけるけん制機能の強化について】 契約事務に関して県が検査等を行う場合、契約の相手方に対する調査が有効かつ重要となるため、入札参加資格の認定時や契約時に、県が行う検査等に対する相手方の協力条項を設けるなど、けん制機能の強化を図る必要がある。(総務事務課)	
措 置 の 内 容	
平成 25 年度から、県が行う物品及び委託役務契約に係る調査に対して、契約の相手方に協力を要請することができる条文を契約書等に追加することとして各所属へ周知した。(平成 25 年 2 月 25 日付け会計総務課長、総務事務課長通知「物品及び委託役務契約におけるけん制機能の強化について」) また、事業者向けに、このことを含めた適正な事務処理についてのお知らせを作成し、県のホームページへ掲載し、周知を行った。	

2 危機管理監 (監査年月日：平成 24 年 7 月 23 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【行政財産使用料の徴収について】 行政財産の使用料徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (危機管理課)</p>	
使用許可財産	土地 (総合行政通信網膳棚山中継局敷地 [野呂山])
許可内容	電柱 (1 本)
徴収すべき期限	平成 23 年度分：平成 23 年 4 月 30 日 平成 24 年度分：平成 24 年 4 月 30 日
実際の納付期限	平成 23 年度分：平成 24 年 1 月 20 日 平成 24 年度分：平成 24 年 7 月 30 日
使用料	年額 870 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 人事異動の際、担当者間での引き継ぎにおいて、徴収すべき期限についての伝達をしていなかった。</p> <p>【措置内容】 引継書及び起案文の中に、徴収すべき期限とその根拠規定を明記し、担当者が替わっても適切に事務処理が行えるようにした。 なお、平成 25 年度分の使用料は 4 月 30 日に納入されている。</p>	

3 総務局 (監査年月日：平成 24 年 8 月 23 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)		
<p>【ア 長期未納 (滞納繰越分) について】 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。引き続き徴収の促進に努められたい。</p>		
区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 23 年度決算額]	参 考 前 回 監 査 時 [平成 22 年度決算時]
県報発行費 (総務課)	1 人 3,000 円	1 人 4,000 円
措 置 の 内 容		
区 分	未納額 [平成 25 年 9 月]	納入額
県報発行費 (総務課)	1 人 3,000 円	0 人 0 円
<p>債務者は実質的に倒産しており、事業再開の見込みは全くなく、差押可能な財産も見当たらないため、平成 25 年 3 月に徴収停止を行った。</p> <p>なお、平成 19 年度から印刷物による県報の発行を廃止し、県のホームページへの掲載による発行方式に改めたことに伴い、県報の購読制度を廃止したことから、今後は新たな滞納は発生しない。</p>		

監査結果(指摘事項)

【イ 庁舎内で拾得された遺失物の取扱いについて】

庁舎内での拾得物として届け出された現金等については、遺失物法の規定により、速やかに遺失者に返還するか、警察署長に提出しなければならないが、次の拾得物について、保管している事実が知られることのないまま、金庫に1年以上保管したままとなっていた。適正な事務処理に努められたい。(総務課)

拾得物	現金 1,050 円 (2件), 収入印紙 300 円1枚, 50 円1枚
根拠	遺失物法第13条

措置の内容

【原因】

職員間の情報伝達が不十分であった。
金庫の点検を毎月実施していなかった。

【措置内容】

他の職員が、遺失物を受領した場合は担当職員にメール通知することを徹底している。
金庫の点検を毎月1回実施し、庁舎内の取得物は毎月1回警察署長へ提出している。

監査結果(指摘事項)

【ウ 委託契約における事務処理について】

一般競争入札を実施したが落札者がなく、契約事務をやり直すこととなった次の委託契約について、再度作成しなければならない予定価格調書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県部局長室受付等業務(人事課)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)(平成22年4月1日)5(8)

措置の内容

【原因】

短期間での事務処理となったこと、また、根拠となる手引き等の理解が不十分であったことから、事務に遺漏が生じたもの。

【措置内容】

担当者を含む課全体として、手引きの理解の徹底に努めるとともに、実際の契約事務においては、必要に応じて複数名でチェックを行うこととし、適正な事務の執行に努める。

監査結果(意見)

【前年度の良好な業務実績を理由として締結する一者随意契約について】

プロポーザルを実施して契約の相手方を選定する広報業務の委託契約において、業務の円滑な継続性を確保するため、契約書に「受託者が業務を良好に遂行した場合」は、引き続き次年度分の契約を委託できる旨の規定を設け、次年度も同一の受託者と契約しているものが複数件見受けられた。

このような契約条項を根拠に、次年度の受託者を随意契約で選定することは、法令で定められた手続を経ずに、実質的に複数年の契約の効果を生じさせるものであることから、契約の透明性及び経済性を確保する観点から適切ではない。

当初から複数年の契約を締結するなど、適切な契約形態のあり方について検討する必要がある。(広報課)

措 置 の 内 容

監査意見の対象となった平成24年度分の2契約(広報紙・テレビ広報番組制作)の2年目にあたる平成25年度分の契約については、改めて平成24年度の実績を評価した上で、継続委託の可否を判断した。平成26年度からは2年契約(債務負担)を前提に、プロポーザルにより業者を選定する。

4 環境県民局 (監査年月日：平成24年7月23日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成23年度決算額]	参 考 前 回 監 査 時 [平成22年度決算額]
大学使用料〔授業料、施設費〕(学事課)	2人 1,641,607円	2人 1,644,607円

(注) 大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。

措 置 の 内 容

区分	未納額 (平成25年9月末現在)	全額納入額 (平成25年9月末現在)	部分納入額 (平成25年9月末現在)	不納欠損処分額 (平成25年9月末現在)
大学使用料〔授業料、施設費〕(学事課)	1人 843,900円	0人 0円	0人 0円	1人 797,707円

長期未納者については、法的措置を講じているが、債務者本人が所在不明のため、債権回収に至っていない。今後も引き続き、電話連絡及び訪問により滞納の解消に努める。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 行政財産使用料の徴収事務について】

行政財産の使用料徴収において、収入手続がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(文化芸術課)

使用許可財産	土地(広島県民文化センター)	土地(広島県民文化センター)	建物(広島県立文化芸術ホール)
許可内容	電柱(1本)	電力ケーブル	自動販売機及び公衆電話
徴収すべき期限	平成23年度分： 平成23年4月30日 平成24年度分： 平成24年4月30日	平成23年度分： 平成23年4月30日 平成24年度分： 平成24年4月30日	平成24年度分： 平成24年4月30日
使用料	年額1,500円	年額1,500円	年額30,800円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条		

措 置 の 内 容

【原因】

収入手続が必要であることは認識していたが、処理を失念していた。

【措置内容】

収入手続を行い、平成25年7月25日に全額収納済み。

5 健康福祉局 （監査年月日：平成24年8月8日）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		今回監査時 [平成23年度決算額]		参考 前回監査時 [平成22年度決算額]	
1	通勤手当に係る戻入金 (健康福祉総務課)	1人	26,000円	1人	26,000円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 (こども家庭課)	39人	7,933,516円	44人	9,356,642円
3	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金 (被爆者支援課)	3人	1,795,980円	3人	1,893,690円
4	看護師等修学資金貸付金償還金 (医務課)	2人	178,800円	1人	146,000円
5	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 (地域福祉課)	4人	2,551,625円	7人	3,738,495円
6	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉課)	19人	14,590,174円	24人	15,590,340円
7	介護福祉士修学資金貸付金償還金 (地域福祉課)	1人	83,000円	1人	94,000円
8	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉課)	1人	123,700円	1人	110,300円
9	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入 (障害者支援課)	25人	27,969,025円	26人	28,818,220円
10	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (障害者支援課)	33人	15,372,625円	34人	14,989,225円
11	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援課)	122人	15,661,650円	176人	21,012,790円
12	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金 (障害者支援課)	2人	620,000円	2人	620,000円
13	介護職員処遇改善交付金事業に係る戻入金及び返還金 (介護保険課)	1人	146,035円	—	—

措 置 の 内 容

	区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
1	通勤手当に係る戻入金	0人 0円	1人 26,000円	0人 0円	0人 0円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	36人 6,902,226円	2人 87,110円	24人 744,300円	1人 199,880円
3	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金	3人 1,162,280円	0人 0円	3人 633,700円	0人 0円
4	看護師等修学資金貸付金償還金	1人 39,000円	1人 100,800円	1人 39,000円	0人 0円
5	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	4人 2,524,625円	0人 0円	2人 27,000円	0人 0円
6	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息	18人 12,001,074円	0人 0円	5人 253,000円	1人 2,336,100円
7	介護福祉士修学資金貸付金償還金	1人 74,000円	0人 0円	1人 9,000円	0人 0円
8	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息	1人 123,700円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
9	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入	25人 27,433,645円	0人 0円	8人 535,380円	0人 0円
10	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息	33人 15,106,025円	0人 0円	2人 266,600円	0人 0円
11	心身障害者扶養共済事業負担金	117人 14,613,150円	0人 0円	1人 50,000円	5人 998,500円
12	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金	1人 520,000円	0人 0円	0人 0円	1人 100,000円
13	介護職員処遇改善交付金事業に係る戻入金及び返還金	1人 146,035円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

1 通勤手当に係る戻入金

継続的に督促を行った結果、平成25年4月12日に完納した。

2 児童扶養手当に係る戻入金及び返還金

平成24年度は、局全体で債権管理方針を共有し、次のとおり組織的に取り組んだ。

- ・ 毎月の督促を継続することによる債権の縮減
- ・ 納入資力を有すると認められる滞納者については、確約書の提出を勧奨し、納入意識を動機付け
- ・ やむを得ず時効を迎えた債権について、欠損処分の実施

【平成25年度の取組方針】

- ・ 平成24年度に引き続き、局全体で組織的に債権管理を行い、債権者の状況に合わせた納入指導・督促を着実に実施する。
- ・ 滞納者の生活状況を把握し、悪質な状況が確認される場合には、法的措置を実施するなど、管理の適正化に努める。
- ・ 債権の新規発生に際しては、適切な納入指導を行い、滞納防止に努める。

- 3 原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金
3名の債務者に対して、文書、電話及び訪問による納入催告を行っている。引き続き、文書、電話及び訪問による催告を継続する。
- 4 看護師等修学資金貸付金償還金
滞納者に対し、電話による督促を行い、1人は全額納入した。
残り1名については、県内に居住する滞納者の親族(子)を通して督促を行っている。分割ではあるが、一部納入されており、引き続き納入指導を行う。
- 5 高齢者住宅整備資金貸付金元利収入
- 6 高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息
債務者の個別状況に応じた債権回収に取り組み、部分納入が履行された。また、時効期限が到来し、債務者から時効援用の申し立てがあったものについて、当たって不納欠損処分を行った。
- 7 介護福祉士修学資金貸付金償還金
- 8 介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息
文書・電話督促を行った結果、部分納入が再開した。今後は、納入が中断されないように、債務者の状況を把握しながら債権回収に取り組む。
- 9 障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入
- 10 障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息
文書、電話等による納入指導を行い、償還金の部分納入が履行された。引き続き、債務者の個別状況把握と、状況に応じた債権回収に取り組む。
- 11 心身障害者扶養共済事業負担金
2か月滞納時点での強制脱退について周知、適用を徹底するなど、新規滞納発生の防止に努めた。
また、時効期限が到来し、かつ債務者が時効を援用する見込みがあるものについて、不納欠損処分を行った。
- 12 心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金
戸籍等調査により、債務者死亡かつ相続人不存在が判明した1件について、不納欠損処分を行った。
また、残る1件については、相続人を確定し、文書、電話、面会等により、回収に向けた折衝を継続中である。
- 13 介護職員処遇改善交付金事業に係る戻入金及び返還金
債務者の所在が不明であったため、所在を確認し、再度納付書を送付するとともに、督促状を送付した。
今後も、引き続き督促を継続し、収納を促すとともに、債務者の状況把握に努める。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。
(ア) 予定価格調書の日付が、執行伺の決裁日より前のものがあった。(こども家庭課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「子育てサポートステーション運営事業」業務委託(平成24年度)
-----	--

措置の内容

【原因】

日付が入力された過去の電子ワープロデータを使用して予定価格調書を作成してしまったため。

【措置内容】

今後は作成時の確認を徹底し、再発防止に努める。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
(イ) 設計金額を積算するための参考見積書(航空運賃)を一者からしか徴取しておらず、また、設計金額の積算に誤りがあつた。(被爆者支援課)

契約名	在北米被爆者健康相談等事業委託(平成23年度)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)(平成22年4月1日)3(3)

措置の内容

【原因】

委託契約の事務処理において、設計金額の積算の際に複数の見積が必要であることを認識していなかったため。
また、設計金額を積算するためのエクセルの様式の一部が前回の計算式であることを見過ごしたため。

【措置内容】

「委託・役務業務契約事務の手引き」により、設計金額の算出に当たっては、「原則、複数の者から徴取する」を確認し、平成25年度の同事業の設計金額の積算に当たっては、複数の業者から航空運賃の参考見積書を徴取した。
また、エクセルの様式の計算式を複数の職員により入念にチェックした。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
(ウ) 業務の積算に当たり、適用すべき健康保険料の保険料率等に誤りがあつた。
(こども家庭課)

契約名	民間子育て支援補助員配置事業業務委託(平成23年度)
	児童支援トータルサポーター配置事業(児童養護施設等入所児童支援強化事業)業務委託(平成24年度)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)(平成22年4月1日)3(3)

措置の内容

【原因】

過去の保険料率を適用して積算を行ってしまったため。

【措置内容】

今後は、執行時に保険料率の改正について確認を行い、適正な率で積算を行うよう努める。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
(エ) 委託金額に影響はなかつたものの、実績報告書とともに提出すべき人件費の額が確認できる書類の一部が添付されておらず、新たに雇用就業した失業者の状況を十分に点検しないまま、業務委託の履行確認を行っていた。(介護保険課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「広島県介護支援専門員資質向上特別研修事業」業務委託(平成23年度)
根拠	業務委託契約約款第28条第1項(別記第2号様式)

措置の内容

【原因】

受託者に対し、実績報告時に提出する必要がある書類の説明を十分にしていなかつたとともに、業務委託契約の履行確認において、実績報告書及びその確認に必要な添付書類並びにその内容等について、十分な精査が出来ていなかつたため。

【措置内容】

受託者に対し、実績報告書とともに提出すべき人件費の額を確認するために必要な書類の提出を求めるとともに、誤りのあつた計算や記載誤りの箇所の訂正を依頼し、適正な実績報告書等により内容を確認した。
なお、当該事業は平成23年度限りの事業であり、平成24年度の契約実績はない。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
(オ) 業務を実施した翌年度に委託料の額を確定する委託契約等においては、業務を実施した年度内に履行確認を行う必要があるが、この手続を実施せず、翌年度の額の確定時に検査調書を作成していた。(介護保険課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「広島県介護支援専門員資質向上特別研修事業」業務委託(平成23年度)
根拠	地方自治法施行令第143条第1項第4号 支出マニュアル(平成24年1月審査指導課)Ⅱ第2の2(2)イ6

措置の内容

【原因】

担当者の業務委託契約における履行確認時期の認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかつたため。

【措置内容】

当該事業は、平成23年度限りの事業であり、平成24年度の契約実績はないが、同様の委託契約等があつた場合の再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、必ず業務を実施した年度内に履行確認を行うこととし、適正な事務処理に努める。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
(カ) 委託料の概算払を受けた後提出することとなっている委託料概算払精算書が提出されていないにもかかわらず、額の確定を行っていた。(介護保険課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「広島県介護支援専門員資質向上特別研修事業」業務委託(平成23年度)
根拠	業務契約書5特約事項(3)

措置の内容

【原因】

受託者に対し、概算払を受けた後提出する必要がある書類の説明を十分にしていなかったとともに、提出書類等の確認において精査が十分でなかったため。

【措置内容】

受託者に対し、提出すべき委託料概算払精算書の提出を求め、内容を確認した。
なお、当該事業は平成23年度限りの事業であり、平成24年度の契約実績はない。

監査結果(指摘事項)

【ウ 公益法人に対する指導監督について】

公益法人への立入検査に当たり、基本財産の残高を確認しないなど県が定めた事務処理手続に従い適切に検査されていないものがあつた。適正な指導監督に努められたい。(社会援護課)

根拠	知事の所管に属する公益法人の設立及び指導監督に関する事務処理手続第14(4)
----	--

措置の内容

【原因】

効率的な立入検査の実施を図るために、公益法人から年に1回提出される報告書の審査を入念に行うなど、あらかじめ問題点、疑問点等を十分に把握し、立入検査を実施していた。

特に、基本財産については、評議員会、理事会を経て公益法人から提出される処分の申請を、県が承認しなければ変動がないということもあり、十分な確認をしてこなかったため。

【措置内容】

再発防止を図るため、県が定めた事務処理手続を厳守することとし、所属内でその内容を共有して履行の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

なお、当課所管の全ての公益法人に対し、この事案発覚後、速やかに臨時立入検査を実施し、基本財産の残高を確認した。

監査結果(意見)

【事業の実績確認について】

緊急雇用対策基金事業を活用した委託事業の実績確認において、契約書に定められた書類が未提出であるのに業務委託の履行確認を行っているなど、今回、複数の指摘を行っているところであるが、調査後に受託者から改めて提出された書類について実績報告書と照合したところ、違算や記載誤りなどにより総事業費や新規雇用に係る人件費の額が異なり、訂正が必要となるなど、不適切な事務処理が見受けられた。

事業の委託に際しては、平素から業務の履行状況等を適正に確認するとともに、受託者に対し適切な指導を行う必要がある。(介護保険課)

措 置 の 内 容

受託者に対し、契約書に定められた提出書類のうち、不足があったものについて提出を求めるとともに誤りのあった計算や記載事項の訂正を依頼し、適正な実績報告書等の提出を確認した。

当該事業は、平成23年度限りの事業であり、平成24年度の契約実績はないが、今後、同様の委託事業があった場合には、今回の指摘内容を踏まえて、提出が必要な書類や内容等について、受託者が分かりやすいように、随時説明や指導を行っていくとともに、実績報告書等の内容の確認についても、複数職員で確認を行う等、所属内での確認体制を強化し、適正な事務処理に努める。

6 商工労働局 (監査年月日：平成24年7月30日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、新たな違約金や返還金も発生していることから、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成23年度決算額]		参 考 [平成22年度決算時]	
1	行政財産使用料（商工労働総務課）	1人	2,415,430円	1人	2,655,430円
2	高度化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	9人	1,315,120,583円	10人	1,381,796,661円
3	高度化資金に係る違約金（経営革新課）	1人	4,379,200円	1人	2,145,000円
4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	6人	36,257,555円	9人	52,170,622円
5	設備近代化資金に係る違約金（経営革新課）	5人	3,076,800円	6人	4,576,300円
6	広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金（県内投資促進課）	2人	66,508,600円	1人	22,403,600円

措 置 の 内 容

区 分		未納額 (平成25年5月末)	全額納入額 (平成25年5月末)	部分納入額 (平成25年5月末)	不納欠損処分額 (平成25年5月末)
1	行政財産使用料（商工労働総務課）	1人 2,175,430円	0人 0円	1人 240,000円	0人 0円
2	高度化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	8人 1,173,155,383円	1人 126,596,000円	4人 15,369,200円	0人 0円
3	高度化資金に係る違約金（経営革新課）	0人 0円	1人 4,379,200円	0人 0円	0人 0円
4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	5人 30,297,555円	0人 0円	1人 60,000円	1人 5,900,000円
5	設備近代化資金に係る違約金（経営革新課）	5人 2,576,800円	0人 0円	2人 500,000円	0人 0円
6	広島県工場及試験研究施設等立地促進助成金返還金（県内投資促進課）	2人 65,308,600円	0人 0円	1人 1,200,000円	0人 0円

- 1 行政財産使用料（商工労働総務課）
 長期未納分については、滞納者から返済計画を提出させ、計画的に徴収している。他の行政財産使用料については、未納は発生していない。
- 2・3 高度化資金（経営革新課）
【元利収入】
 ・分割償還を行っていた先について、交渉の結果、残債が一括償還された。（1組合）
【違約金】
 ・分割償還の督促により、完済した。（1組合）
- 4・5 設備近代化資金（経営革新課）
【元利収入】
 ・不納欠損処分により、滞納者が減少した。（1社）
【違約金】
 ・分割償還が継続中。（2社）
- 6 広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金（県内投資促進課）
 ・分割納付中のもは、経営状況等を随時把握し、納付計画の確実な履行を確保している。
 ・破産手続中の平成23年度1社、平成24年度1社については、破産手続終結後、法的手続を実施する。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
 (ア) 委託金額に影響はなかつたものの、受託者から提出された実績報告書の人件費に、対象外のものが含まれていた。(海の道プロジェクト・チーム)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「瀬戸内 海の道」地域資源データベース化事業業務委託（平成23年度）
-----	---

措置の内容

【原因】

実績報告書の記載内容について、提出された資料のみで確認し、賃金台帳や給与明細等の実際の給与支払の状況が確認できる証拠書類を活用した確認が行われていなかったこと。

【措置内容】

- 業務委託契約に基づく実績確認の適正化を図るため、履行実績確認を厳格に実施できるよう、下記のとおり、チェック体制の強化を図った。
- 業務完了時には、契約期間中に把握した履行状況に基づき、複数職員による「雇用関連基金事業チェックリスト」に基づく履行確認を実施する。
 - 実績報告書及び添付書類の記載内容の整合性、妥当性等についての確認を行うため、受託者から提出された支出証拠書類を活用した確認を実施する。
 - 提出された資料について、疑義が生じた場合には、受託者からの聞取調査を行い、事実確認を実施する。

監査結果(指摘事項)

(イ) 契約締結前に事業に着手させ、契約締結日前に支出した経費を含めて委託料を支払っていた。(海の道プロジェクト・チーム)

契約名	アート周遊メニュー開発事業 業務委託（平成23年度）
根拠	広島県契約規則第2条第1項

措置の内容

【原因】

契約締結時の手続を含め、業務内容の進行管理が不十分だったこと。

【措置内容】

業務委託契約に基づく業務内容を受託者に理解させるとともに、業務の実施状況を正確に把握するため、下記のとおりチェック体制の強化を図った。

- 複数職員による受託者との打合せを適宜実施し、経費の執行状況について把握に努める。
- 業務完了時には、契約内容と業務実施内容の整合性を確認する。

監査結果(指摘事項)

【ウ 補助金の交付事務について】

次の補助金の一部について交付を取り消し、その返還を命じた上で額の確定を行ったが、取消しの対象となった経費（事務局長等設置費）について、最終の交付額が交付要綱に定める交付基準額を上回っていた。適正な事務処理に努められたい。（経営革新課）

補助金名	小規模事業経営支援事業費補助金（平成23年度）
根拠	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱 小規模事業経営支援事業費補助金運用通知4・5（2）エ

措置の内容

【原因】

県が交付した補助金の商工会への配分については、運用通知で「交付された合計額の範囲内」で広島県商工会連合会（以下「県連」という。）において商工会へ傾斜配分することを認めており、補助金の返還においては、当該商工会に県連から傾斜配分して交付されていた事務局長等設置費に係る補助金全額を県連から県へ返還させた。その結果、返還額は県が県連への補助金として算定する事務局長等設置費の基準単価を下回る額となり、県連へ事務局長の人数に基準単価を乗じた額を上回る補助金が交付されることになった。

【措置内容】

運用通知などにより処理されたものであり、県連や他の商工会にも瑕疵はないことから、県連から商工会への傾斜配分を行ったことで上回った額の返還を求めないことにした。

監査結果(意見)

【ア 緊急雇用対策基金事業について】

緊急雇用対策基金事業については、本年5月、この事業に係る住民監査請求の監査結果において、提出書類や添付書類の明確化など、事業の実績確認が適正に行われるよう改善を求めた。

しかしながら、この度、本庁の各部局の監査を行ったところ、支払うべき委託料の額に影響はなかったが、実績報告書の実績額が添付書類の記載内容と異なっていたもの、新規雇用者の中に非該当の者を含めていたもの、あるいは添付書類そのものが提出されず、実績確認自体が適正に行われていないものなどが見受けられた。

この事業は、来年度も継続する見込みであることから、事業の総括を所管する商工労働局として、各事業実施担当課に対し、再度、適正な履行確認等が行われるよう、指導の徹底を図る必要がある。（雇用基金特別対策プロジェクト・チーム）

措置の内容

監査意見を踏まえ、直ちに各部局及び各市町に対して基金事業の適正な事業執行に努めるとともに、不適正事案の発生防止を図る旨の通知を行った。

具体的には、

- ・ 実績報告書や関係書類の精査などによる委託業務の履行確認の徹底
- ・ 委託料の確定事務等の適切な実施
- ・ 受託者等への指導・監督の徹底 である。

また、通知と併せて、実績報告の際の確認事項の明確化・共通化を目的に作成した「事業実績チェックリスト」を配布し、確認漏れや確認ミスが生じないように努めた。

監査結果(意見)

【イ 商工会の補助金不正受給について】

広島県商工会連合会を通じて商工会に交付される小規模事業経営支援事業費補助金について、商工会において補助対象要件である法定会員加入率を水増し、不正に受給していた事案があった。再発防止に向けて、補助金の適正な執行に係る検査等の充実強化を図る必要がある。(経営革新課)

措置の内容

各商工会に対する小規模事業経営支援事業費補助金に係る県の検査については、関係書類の事前チェックや検査人員の増員などの検査体制の強化を図った。

また、補助金申請前において、会員名簿を提出させ、事前チェックを行っている。

7 農林水産局 (監査年月日：平成24年7月27日)

監査結果(指摘事項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納(滞納繰越分)		参 考	
		[平成23年度決算額]		[平成22年度決算額]	
1	農業改良資金貸付金元利収入 (農業担い手支援課)	6人	30,781,060円	6人	30,851,060円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び 延納利息(農業担い手支援課)	11人	39,491,715円	14人	42,125,947円
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に 係る戻入金(畜産課)	1人	3,357,802円	1人	3,477,802円
4	林業・木材産業改善資金貸付金に係る 違約金及び延納利息(林業課)	2人	803,957円	6人	7,870,345円
5	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入(水 産課)	3人	2,960,000円	3人	3,350,000円
6	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金 及び延納利息(水産課)	4人	5,916,423円	5人	5,582,876円

措 置 の 内 容

区 分		未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
1	農業改良資金貸付金元利収入	4人 11,543,060円	1人 374,000円	2人 3,100,000円	1人 15,764,000円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び延滞利息	12人 33,829,806円	0人 0円	6人 2,560,000円	2人 3,101,909円
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金	1人 3,237,802円	0人 0円	1人 120,000円	0人 0円
4	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息	2人 523,957円	0人 0円	2人 280,000円	0人 0円
5	沿岸漁業改善資金貸付金元金収入	2人 2,110,000円	1人 80,000円	2人 770,000円	0人 0円
6	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息	4人 5,896,423円	0人 0円	1人 20,000円	0人 0円

1 農業改良資金貸付金元利収入

2 農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息

広島県農業改良資金債権回収事務取扱要領に基づき、電話による督促及び面談を実施し、分割納入による償還を促進した。また、営農をしている借受者に対しては、営農計画の作成支援等を通じて経営の健全化を図ることで、できるだけ早期の償還が可能となるように対応を進めた。

(農業担い手支援課)

3 牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金

当該戻入金は、施設の施工途中に請負業者が民事再生法の適用を受け、事実上工事続行が不可能となったため、前払金のうち工事未施工部分の相当額が戻入金となったものである。

債務者から平成25年5月まで支払いを受けていたが、今後の支払いが困難であるとの連絡があったため、平成25年7月に面談を行い、今後の支払いの意志がないこと及び会社再建の見込みがないことを確認した。このため、会社不存在により償還不可能として債権放棄に向けた準備を進めることとしている。

(畜産課)

4 林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息

債務者2名は、償還誓約書等に基づき定期的に償還を行っている。償還が滞った場合は、書類や電話による催告を実施することとしており、催告にもかかわらず償還が滞った場合は、法的措置を検討する。

(林業課)

5 沿岸漁業改善資金貸付金元金収入

毎月電話催告とともに面談を行い、生活状況等把握し、分納を促した。今後も計画どおりに償還が行われるよう指導し、分納額の増額要求も行う。

6 沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延滞利息

長期未納者と面談を行い、生活状況等把握し、納入折衝を行った。今後も納付を促し、回収に努める。

(水産課)

監 査 結 果 (指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
 (ア) 業務の設計積算に当たり、適用すべき健康保険料の保険料率等の誤りがあつた。

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「広島牛生産基盤強化支援事業」(肥育ケーススタディ・経営発展)業務委託契約(平成23年度)(畜産課)
	広島県緊急雇用対策基金事業「広島牛生産基盤強化支援事業」(テキスト作成)業務委託契約(平成23年度)(畜産課)
	広島県緊急雇用対策基金事業「広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成事業」のうち「担い手育成のしくみづくり」業務委託契約(平成24年度)(園芸産地推進課)
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)(平成22年4月1日)3(3)

措 置 の 内 容

【原因】

厚生年金保険料の設計金額の算出に当たって、料率改訂予定を考慮せず、執行同一時の料率を契約期間全期に用いた。

【措置内容】

業務の設計積算に当たり、保険料率等、改訂の可能性のあるものについては、確実に確認を行うこととし、適正な事務処理に努めている。

監 査 結 果 (指摘事項)

(イ) 契約に定められた手続を行っていないものがあつた。(農林整備管理課)

契約名	建設資材単価実態調査業務委託契約(平成23年度)
内 容	・調査職員の通知を受注者に行っていない ・受注者が提出すべき管理技術者の通知を受領していない
根 拠	土木設計業務等委託契約約款第9条第1項及び第10条第1項

措 置 の 内 容

【原因】

当該契約が、調査職員の通知等を規定していない委託・役務契約であると誤認し、当該手続を実施しなかった。

【措置内容】

平成24年度及び平成25年度の委託契約では、約款に基づき、適正に受注者への調査職員の通知、及び受注者からの管理技術者の通知の受領を行った。

監 査 結 果 (指摘事項)

(ウ) 契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。(農業担い手支援課)

契約名	新規就農者研修支援事業業務委託契約(平成23年度)
	農業ビジネス経営力向上事業研修業務委託契約(平成23年度)

措置の内容

【原因】

プロポーザルの提案書に再委託の計画があったため、受託者から承認手続きが行われず再委託が行われた。

【措置内容】

平成24年度は、業務委託仕様書に再委託の承認手続きを明記し、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について事前に県と協議し、承認を得るよう定め、契約時に確認した。

これにより、文書による再委託の承認の後、再委託契約を締結した。

監査結果(指摘事項)

(エ) 契約期間終了日までに業務が完了せず、その翌日に完了したにもかかわらず、契約期間終了日に検査を実施し、業務の完了を受託者に通知していた。(農業基盤課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「ため池緊急点検調査(西部・北部)」業務委託契約(平成23年度)
根拠	土木設計業務等委託契約約款第31条

措置の内容

【原因】

検査の翌日に行なわれた受託事業者の独自業務分(委託業務に含まれない品質管理等)が、実績報告書に記載されていたが、検査時のチェックが不十分で、誤りに気づかず合格とした。

【措置内容】

受託事業者に、正しい書類を再提出させた。
報告書等の受領時に内容を精査するとともに、複数の職員で、仕様書等と報告書等を入念に照合するなど、チェック体制を強化した。

監査結果(指摘事項)

(オ) 委託金額に影響はなかったものの、実績報告書に記載された新規雇用に係る人件費の額について誤りがあった。(農業基盤課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「ため池緊急点検調査(西部・北部)」業務委託契約(平成23年度)
-----	---

措置の内容

【原因】

実績報告書に記載された新規雇用に係る人件費の額について誤りがある書類の提出を受けたが、検査時のチェックが不十分で、誤りに気づかず合格とした。

【措置内容】

受託事業者に、正しい書類を再提出させた。
報告書等の受領時に内容を精査するとともに、複数の職員で検算、照合するなど、チェック体制を強化した。

監査結果(意見)

【ア 事業の実績確認について】

昨年度市町が実施した県の補助事業において、事業未着手にもかかわらず、完了の実績報告書が提出され、補助金を支出した事案が相次いで判明した。また、委託契約においても、完了前に完了検査を行ったり、実績報告書の確認点検が不十分なものが見受けられた。当局所管の補助事業及び委託契約の適正化に向けて、補助事業者や受託者に対し内部管理の徹底を指導するとともに、実績確認のための検査の厳格化を図る必要がある。(農林水産総務課ほか)

措置の内容

補助金の不適切な支出事案が発生したことを受け、平成24年6月27日付けで農林水産局長から各農林水産事務所長あてに「団体営事業補助金の適切な執行について(通知)」を發文し、市町等の事業主体へ周知するとともに補助金の適切な執行に努めるよう徹底を図ったところである。

具体的には、市町等に対し事業進行管理など適時適切な指導・支援を行うとともに、補助金の額の確定検査等については、「市町及び農林水産漁業団体が行う団体営事業の検査事務取扱要領」に基づき適切に実施し、また検査事項をチェックリストにより確認することとしている。

また、委託契約事務においても、決裁権者のチェック機能が有効に働くよう、局内のGLを対象に平成25年9月30日に説明会を開催し、検査・確認事務手続の厳格化を図ることとしている。

監査結果(意見)

【イ 農業協同組合等に対する検査・指導について】

農業協同組合等の信用事業等に係る検査については、金融・財務に関するより高度な専門性が求められている。今年7月にも、農業協同組合の職員による業務上横領事件が発覚しており、検査の強化に向けて、県の指導検査の内容等を再点検し、団体の内部統制の充実と運用の徹底が図られるよう指導検査のあり方について検討する必要がある。(団体検査課)

措置の内容

検査体制の強化については、次のとおり対応した。

- ・平成25年5月17日付けで公認会計士1名を県の非常勤職員として任用し、財務・決算の検証を行っている。
- ・無通告による始業前の検査対象を増やすことで、業務状況の実態検証をより強化した。
- ・内部管理態勢に係る検証の強化を図るため、事前に団体毎の内部管理態勢上の問題点を分析し、団体別の重点検査事項を策定し検査を実施することとした。

また、今年度に入ってから不祥事が発覚しているため、年度末に予定していた全農協を対象とするコンプライアンスの確立に向けた役員との指導ヒアリング(平成24年度にJA広島中央会と連携して実施)を前倒しして年内に実施した。

さらに、JA広島中央会等のJAグループ広島が内部管理態勢の強化に向けて今年度設置した委員会(JAグループ広島リスク管理検討委員会)に県も参画し、農協全体の実効性のある不祥事未然防止の取組に向けて指導監督を行っている。

8 土木局 (監査年月日：平成24年8月3日)

監査結果(指摘事項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前年度よりもその額は減少しているものの、引き続き徴収促進に努められたい。(港湾振興課・都市計画課・住宅課)

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成23年度決算額]		参考 前回監査時 [平成22年度決算額]	
1	雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金](港湾振興課)	4人	31,817,640円	5人	42,684,760円
2	港湾使用料(港湾振興課)	24人	7,720,396円	35人	10,249,507円
3	雑入[土地区画整理事業に伴う清算徴収金](都市計画課)	2人	246,378円	2人	246,378円
4	かし担保による損害賠償請求金(都市計画課)	1人	1,412,000円	1人	1,412,000円
5	雑入[工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等](都市計画課)	1人	411,347円	1人	411,347円
6	住宅使用料(住宅課)	1,478人	150,546,861円	1,835人	161,659,242円
7	施設使用料(住宅課)	7人	174,330円	7人	174,330円
8	雑入[賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額](住宅課)	1人	205,200円	1人	205,200円

(注)「かし担保による損害賠償請求金」は、昨年度まで総務局財産管理課で管理していたものが、組織再編により都市計画課に移管されたものである。

措置の内容

区 分		未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年度8月末)
1	雑入[許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金](港湾振興課)	4人 30,747,640円	0人 0円	2人 1,070,000円	0人 0円
2	港湾使用料(港湾振興課)	15人 4,737,877円	4人 382,000円	11人 1,270,187円	5人 1,330,332円
3	雑入[土地区画整理事業に伴う清算徴収金](都市計画課)	2人 246,378円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
4	かし担保による損害賠償請求金(都市計画課)	1人 1,412,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
5	雑入[工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等](都市計画課)	1人 411,347円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
6	住宅使用料(住宅課)	1,002人 107,935,601円	※住宅管理システム上、全納と分納の区分ができない。 369人 35,955,140円		107人 6,656,120円
7	施設使用料(住宅課)	7人 174,330円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
8	雑入[賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額](住宅課)	1人 205,200円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

- 1 雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金]
長期滞納者4名のうち、2名は分納誓約書により分納中である。1名は事実上倒産しているため徴収停止を行っている。残り1名については金融機関を交えて経営再建中のため、納入能力について確認するとともに、督促を行っている。
- 2 港湾使用料
滞納者に対して、文書や電話等の催告を実施し、自主納付の成果が上がっている。
支払い意思のない者には差し押さえを実施し、破産や事業廃止等で回収見込みのない債権は執行停止とし、債権消滅時効到来により不納欠損とした。
- 3 雑入 [土地区画整理事業に伴う清算徴収金]
国土交通省において本件処分に係る行政不服審査請求の審査中であり、その動向を見守っている。
- 4 かし担保による損害賠償請求金
平成24年3月に徴収停止の決定を行ったが、実質的に債務者不存在であるため、債権放棄により不納欠損処分する予定。
- 5 雑入 [工事契約解除に伴う前払金返還分に係る利息等]
平成23年3月に時効が成立しており、滞納者から時効の援用の申し出があったため、不納欠損処分をする予定。
- 6 住宅使用料
 - (1) 徴収促進
滞納繰越分の大半を占める退去者滞納者については、訪問・文書請求、本人への法的措置（催告、支払督促）に加え、連帯保証人に対しても催告を行った。
〔催告件数：平成24年度14件〕
 - (2) 発生の未然防止
住宅使用料については、未納発生月の翌月には督促状を送付している。常時の滞納者に対しては、戸別訪問や電話等による督促・徴収を行い、滞納解消のための計画的な納付指導や家賃減免制度の活用などの指導も行った。
督促・徴収にも応じない滞納者については、住宅の明渡し及び家賃支払いを求める訴訟等の法的措置に積極的に取り組んだ。
〔催告件数：平成24年度256件（地方機関を含めた件数321件）〕
地区ごとに毎月の収入率を算出して各指定管理者に情報提供し、滞納督促の進行管理に努めた。
 - (3) 不納欠損処分
時効期限10年が到来し、かつ債務者が所在不明のため、時効援用の意思確認をすることができない確定債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分をした。
また、長期に累積した5年の時効期間を経過し、徴収不能となった一般債権及び時効期間10年が到来し、滞納者から時効の援用の申し出があった確定債権については、不納欠損処分をした。
- 7 施設使用料
施設使用料の滞納分は、解雇等により住居からの退去を余儀なくされた者への県営住宅の目的外使用に係る家賃相当額であり、既に全員退去している。
このため、使用料の滞納者7名の所在調査を行い、外国籍1名以外の所在を確認し、文書請求を実施したが、回収できなかった。
- 8 雑入 [賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額]
平成19年度に法的措置（支払督促、債権の差押）を実施しても回収できなかった債権であり、引き続き、訪問及び文書請求を実施したが、回収できなかった。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

使用許可財産及び許可内容		徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料
土地 (広島西飛行場)	格納庫及び事務所用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	5,166,080円
	消防航空隊基地用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	3,923,960円
	元観光物産館用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	3,830,860円
	消防航空隊誘導路用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	569,860円
	航空燃料貯蔵施設用地	平成24年4月30日	平成24年5月7日	2,177,060円
	ガス供給施設	平成24年4月30日	平成24年5月2日	59,940円
	光ケーブル	平成24年4月30日	平成24年5月2日	5,950円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

措 置 の 内 容

【原因】

担当者の収入手続時期の認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知した。

また、収入手続に係るスケジュールをまとめた行政財産使用許可の一覧表を作成するとともに、所属内でその情報を共有し、グループリーダー等がチェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

平成25年度は、納入期限を平成25年4月30日とし、期限内に納入させている。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ウ 普通財産の貸付料の徴収について】

普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

貸付財産及び貸付内容		徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	貸付料
土地 (広島空港)	駐車場	平成24年4月30日	平成24年6月5日	5,803,200円
	電柱等用地	平成24年4月30日	平成24年5月2日	15,000円
	電柱等用地	平成24年4月30日	平成24年5月2日	4,500円
	電柱等用地	平成24年4月30日	平成24年5月2日	8,690円
	麻葉探知犬舎等用地	平成24年4月30日	平成24年5月21日	624,360円
	機内食供給施設用地	平成24年4月30日	平成24年5月2日	963,600円
	変電所	平成24年4月30日	平成24年5月2日	400,618円
根拠	不動産貸付要領第5			

措置の内容

【原因】

担当者の収入手続時期の認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知した。

また、収入手続に係るスケジュールをまとめた普通財産貸付の一覧表を作成するとともに、所属内でその情報を共有し、グループリーダー等がチェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

平成25年度は、納入期限を平成25年4月30日とし、期限内に納入させている。

監査結果(指摘事項)

【エ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 委託金額に影響はなかったものの、実績報告書とともに提出すべき人件費の額が確認できる書類の一部が添付されていないにもかかわらず、業務委託の履行確認を行っていた。(建築課)

契約名	平成23年度広島県緊急雇用対策基金事業指定道路図等作成及び指定道路情報管理システム構築に係る業務委託契約
根拠	地方自治法施行令第167条の15第2項 業務契約書第9条(別記様式第4号)

- (イ) 契約書に定める特記仕様書に運用状況報告を年4回定期的に受けることと定められていたが、報告を全く受けていなかった。(港湾漁港整備課)

契約名	港湾・海岸アセットマネジメントシステム構築及びデータ解析業務(平成21年度～平成25年度)
-----	---

措置の内容

- (ア) 委託金額に影響はなかったものの、実績報告書とともに提出すべき人件費の額が確認できる書類の一部が添付されていないにもかかわらず、業務委託の履行確認を行っていた。(建築課)

【原因】

人件費額の確認書類において、給与明細書、賃金台帳の提出を求めていた。

しかし、この書類では、社会保険料等(厚生年金、年金基金、健康保険等)について個人負担分の算出根拠は確認できるが、事業主負担分の算出根拠が確認できないことについて認識不足があつた。

このため、事業主負担の算出根拠が分かる書類の提出を求めていなかった。

【措置内容】

添付資料が不足していたことが判明した後に、委託先に事業主負担の社会保険料等の算出根拠が分かる書類を提出させ、履行確認を行った。

緊急雇用対策基金事業(建築課関連事務)については、平成23年度を以って終了しており、今後同種の業務委託契約を実施する可能性は低いですが、人件費額の確認を行う業務を行う際は、再発防止策として、人件費確認に必要な書類の提出を仕様書に明記することや完了検査時にチェックリストを活用し、確実な検査・確認に努める。

(イ) 契約書に定める特記仕様書に運用状況報告を年4回定期的に受けることと定められていたが、報告を全く受けていなかった。(港湾漁港整備課)

【原因】

5か年の長期契約業務であり、担当者（発注者及び請負者）間の引き継ぎが行われていなかったことが原因と考えられる。

【措置内容】

請負業者へ特記仕様書に定める定期運用・保守に関する報告書を定期的に提出するよう指導し、平成24年度は適切に行った。

監査結果(指摘事項)

【オ 工事請負契約における事務処理について】

次の営繕工事において受注者が下請負に出した場合、受注者から下請人名簿を遅滞なく受領すべきにもかかわらず、それが工事の終了後になっていた。適正な事務処理に努められたい。(営繕課)

工事名	広島県立広島国泰寺高等学校校舎(36号棟)耐震・内外部改修工事(平成22年度〔平成23年度へ繰越〕)
	広島県立沼南高等学校校舎(48号棟)耐震改修工事(平成23年度)
根拠	建設工事請負約款第7条

措置の内容

【原因】

担当者からの指摘にもかかわらず当該書類が受注者から提出されなかったことと、担当者の受注者への指導が不足していたことによる。

【措置内容】

再発防止のために、課員に今回の指摘事項を周知するとともに、事務処理の再確認と適正な執行のための研修を実施していく。

監査結果(意見)

【不法占用の解消及び未然防止への取組について】

県が管理する財産の不法占有については、これまでも、その解消に向け組織を挙げて早急に取り組むよう意見を行ってきたところである。

平成23年度末の不法占有物件333件で、そのうち、河川の不法占有物件は、撤去指導などの取組により昭和50年度末の571件から平成23年度末では310件となっているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとされている。

財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう、不法占有の解消に向けて、本庁、地方機関が一体となってこれまで以上に取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。(道路河川管理課)

措置の内容

パトロールや撤去指導、不法占有者に対する占有許可申請の指導などの取組を継続するとともに、本庁、地方機関が一体となって不法占有の解消及び新たな不法占有の未然防止に努めている。

河川管理上売払いが可能な事案は、測量及び廃川告示を行い売払いに向け、事務を進めている。

地方機関とヒヤリングを実施するなど、現場の実態に即した対応を検討し、許可が可能な案件については、暫定的に許可を行っている。

所有者が確認できない廃屋などについては、河川法に基づく、簡易代執行による強制撤去も視野に入れて対応していく。

9 西部総務事務所〔総務第二課，呉支所，東広島支所〕（監査年月日：平成24年11月13日）

監査結果（指摘事項）

【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。滞納整理方針について本庁と協議を進め，適切な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 〔平成23年10月〕
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1人 5,566円	1人 5,566円

措置の内容

区 分	長期未納額 〔平成25年9月〕	納入額
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1人 5,566円	0人 0円

滞納整理方針について本庁と協議した結果，本人の所在が不明であるとともに換価可能な資産・財産が存在しないことが確認されていることから，債権の徴収停止の事務処理を行った（平成25年1月 総務局総務課）。

なお，徴収停止決定後も所在不明及び差押資産のない状態が継続する場合には，平成27年3月31日に時効が成立する。時効成立後，議会の議決を経て権利放棄し，債権が消滅するため，広島県会計規則等の定めるところにより不納欠損を行うこととなる（総務局総務課において事務処理）。

監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理において，次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所東広島支所）

（ア）受託者からあらかじめ提出された作業員名簿に記載されていない作業員が，業務を実施していた。

契約名	広島県安芸津町公舎給水設備保全業務（平成23年度）
-----	---------------------------

措置の内容

【原因】

受託者側が，当初予定していた作業員を変更したが，改めて作業員名簿を提出しなかった。当所としてもその提出を求めることが漏れていた。

【措置内容】

受託者に対し，作業員に変更がある場合には，改めて変更後の作業員名簿を提出することを再確認するとともに，所属職員に対し，今後，適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

監査結果（指摘事項）

（イ）受託者から提出されることとなっている業務責任者の選任に係る書類について，提出を受けていないものがあつた。

契約名	広島県安芸津町公舎給水設備保全業務（平成23年度）
-----	---------------------------

措置の内容

【原因】

受託者側から提出すべき書類の一部が漏れていた。
当所としてもその確認が漏れていた。

【措置内容】

受託者に対し、仕様書に定められた提出書類をすべて提出することを再確認するとともに、所属職員に対し、今後、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

10 東部総務事務所[総務第二課] (監査年月日：平成24年10月25日)

監査結果(指摘事項)

【ア 行政財産使用料の徴収について】

次の行政財産の使用料については、3月末で満了する使用期間の更新に係るものであるため当該年度の4月30日までに徴収すべきところ、前年度に徴収していた。適正な事務処理に努められたい。(東部総務事務所)

使用許可財産	土地(福山庁舎敷地)
使用許可内容	電柱 6本 (電力)
使用許可期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(更新による。)
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条

措置の内容

【原因】

調定年度に対する理解が不十分であったため。

【措置内容】

行政財産の使用料の徴収に係る調定年度について、調定すべき年度の誤りをなくすため、所属内に今回の指摘事項を周知し、職員の理解の徹底を図るとともにチェック体制を強化した。

監査結果(指摘事項)

【イ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、検査の結果を請負者に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。(東部総務事務所総務第二課)

工事名	尾道庁舎発電機室アルカリ蓄電池取替工事(平成23年度) 尾道庁舎非常用発電設備補修工事(平成23年度)
根拠	建設工事執行規則第41条第2項

措置の内容

【原因】

口頭では検査結果を通知していたが、書面で通知を行っていなかった。

【措置内容】

検査結果を書面で通知するよう職員に徹底し、平成24年度の工事請負契約では検査結果を書面で通知した。今後とも、適正な事務処理に努める。

11 東部県税事務所〔尾道分室〕（監査年月日：平成24年10月25日）

監査結果(指摘事項)

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） 〔平成24年9月現在〕	参考 前回監査時 〔平成23年9月〕
個人県民税	1,358,307,087円	1,395,506,256円
法人県民税	17,968,827円	28,058,963円
個人事業税	47,726,330円	56,575,225円
法人事業税	36,532,605円	98,027,126円
不動産取得税	81,626,696円	73,429,886円
自動車税	132,763,489円	145,477,705円
延滞金	149,193,307円	167,078,113円
過少申告加算金	111,591円	1,642,991円
不申告加算金	529,079円	544,138円
重加算金	20,453,690円	38,993,533円

措 置 の 内 容

県税収入の確保については、県税業務の最重要課題として全力で取り組んでいる。具体的には、徴収支援システムの活用により組織的な進行管理の徹底に努め、計画的かつ効率的な滞納整理を実施している。なお、次の税目については、重点税目として効果的な徴収強化対策を実施している。

① 個人県民税

広島県地方税徴収対策推進協議会や管内徴収対策連絡協議会を通じ、市町と緊密に連携を図るとともに、併任徴収の効率的な実施により収入未済額の縮減に努めている。

また、24年度後半から、個人住民税特別徴収の完全実施を目指して、市町と協力し、特別徴収の適正実施に取り組んでいる。

② 個人事業税

具体的数値目標（現年課税分98.7%、滞納繰越分21.1%）を設定し、集中的な滞納整理に取り組んでいる。特に現年課税分については、新たな滞納繰越を発生させないよう、特に高額滞納者に対して、納期限前の財産調査や納期内納付勧奨といった積極的な滞納整理を実施している。

③ 自動車税

具体的数値目標（現年課税分99.1%、滞納繰越分37.2%）を設定し、督促状の早期発付、滞納者の勤務先調査の対象拡大・早期実施等の取組を実施している。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成25年5月末現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の調定 額変動の主な理 由
個人県民税	1,202,184,151円	53,779,660円	209,902,596円	0円	特例按分率の期 限切れによる増
法人県民税	11,320,554円	0円	5,689,166円	959,107円	
個人事業税	40,421,749円	△8,900円	4,050,581円	3,245,100円	国税更正に伴う 減額
法人事業税	28,451,230円	0円	7,287,075円	794,300円	
不動産取得税	55,997,546円	△10,099,600円	9,673,960円	5,855,590円	住宅用土地の減 額
自動車税	92,022,273円	△1,673,300円	31,253,534円	7,814,382円	賦課保留に伴う 減額
延滞金	85,395,787円	85,395,787円	93,608,986円	10,197,870円	本税完納による 延滞金の確定
過少申告加算金	76,491円	0円	35,100円	0円	
不申告加算金	498,287円	0円	12,892円	17,900円	
重加算金	15,257,839円	0円	4,951,951円	243,900円	

12 北部県税事務所 (監査年月日：平成24年10月18日)

監 査 結 果 (指摘事項)

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成24年9月現在]	参考 前回監査時 [平成23年9月]
個人県民税	102,210,420円	100,721,375円
法人県民税	2,259,392円	2,820,918円
個人事業税	2,901,453円	3,736,242円
法人事業税	295,800円	745,334円
不動産取得税	63,523,943円	61,240,340円
自動車税	26,834,141円	31,951,840円
延滞金	30,032,539円	31,336,113円
不申告加算金	38,802円	73,200円
重加算金	37,636円	787,051円

措 置 の 内 容

県税収入確保に当たっては、県税業務の重要課題として早期かつ組織的な徴収に努めており、個人事業税及び自動車税を徴収対策の重点税目とし、現年度分の個人事業税及び自動車税並びに滞納繰越分の全税目の合計については整理率の目標数値を設置し、また、現年度自動車税については、収入率の目標数値を設定し、効果的な徴収を推進している。

今後とも、引き続き次の徴収対策を重点的に取組み、収入未済額の縮減に努める。

1 徴収強化対策

- ① 早期かつ計画的に納税折衝を行い、納税者の実情を把握し、納付能力に応じた滞納整理を行う。

- ② 債権を中心とした財産調査及び滞納処分を行う。
- ③ 搜索及びタイヤロックの効果的活用を行う。
- ④ 確定延滞金の滞納整理を推進する。

2 個人県民税対策

管内2市と密接な連携を図り、滞納整理に関する情報交換、個別事案に対する技術支援、収納率の向上及び人材育成に向けた取組を引き続き行うとともに、5月からは庄原市を対象に、週2日間、併任徴収を12月まで実施する。

3 新規滞納発生の防止

- ① 個人事業税及び不動産取得税の高額事案に対する課税の事前予告による、納期内納付の勧奨を行う。
- ② 個人事業税の随時課税分に係る早期課税に努め、新規滞納事案の発生を未然防止に努める。

区分	長期未納 (滞納繰越分) [平成25年5月末現在]	調定額	収入額	不納欠損額	監査以降の調定額変動の主な理由
個人県民税	93,615,075 円	1,984,722 円	10,580,067 円	0 円	国税更正等による県民税の増額
法人県民税	1,507,011 円	0 円	516,896 円	235,485 円	
個人事業税	980,999 円	0 円	460,500 円	1,459,954 円	
法人事業税	256,100 円	0 円	-300 円	40,000 円	
不動産取得税	44,419,700 円	△852,400 円	17,481,100 円	770,743 円	課税標準の特例(住宅に係る控除)による減額
自動車税	20,186,397 円	△235,600 円	5,089,071 円	1,323,073 円	賦課保留(車検切等)による減額
延滞金	21,427,81 円	2,254,032 円	8,744,054 円	2,114,699 円	本税完納による延滞金の確定
不申告加算金	32,002 円	0 円	0 円	6,800 円	
重加算金	37,636 円	0 円	0 円	0 円	

13 県立総合技術研究所保健環境センター (監査年月日：平成25年2月1日)

監査結果(指摘事項)

【施設管理業務委託における再委託の承認手続について】

施設管理業務の委託に当たっては、契約の相手方が業務の一部を再委託しようとするときは、その旨をあらかじめ書面により申請し、契約担当職員の承認を受けることとなっているが、契約書にこの旨を定めず、契約担当職員による再委託の承認手続を行っていない。適正な事務処理に努められたい。

契約名	保健環境センター本館庁舎設備保守管理業務委託契約(平成24年度) (うち消防用設備等保守点検業務の再委託)
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第7条第1項

措置の内容

【原因】

平成 23 年 5 月 23 日の定例監査で指摘を受け、平成 24 年度の契約において再委託に係る条項を盛り込む予定であったが、年度末の多忙により失念したため、平成 24 年度の契約も再委託に係る条項を盛り込んでいなかった。

【措置内容】

相手方と協議の上、変更契約を交わし、平成 24 年度契約に再委託に係る条項を盛り込んだ。
なお、平成 24 年度は再委託を行っていない。

14 県立総合技術研究所西部工業技術センター（監査年月日：平成 24 年 6 月 6 日）

監査結果(指摘事項)

【ア 備品の管理について】

備品の管理において、備品出納簿に記載された使用場所に保管されていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

根拠

広島県物品管理規則第 15 条第 2 項及び第 41 条

措置の内容

【原因】

実態に即した使用場所を備品出納簿へ反映させていなかった。

【措置内容】

現在、工作室での利用が有効であるため、6 月 6 日に使用場所を工作室に変更した。

監査結果(指摘事項)

【イ 郵便切手受払簿の記載について】

郵便切手受払簿が鉛筆書きで記載されていた。容易に修正できない筆記用具で記入するなど、適正な事務処理に努められたい。(生産技術アカデミー)

措置の内容

【原因】

郵便切手受払簿に対して、公文書取扱いの観点からの認識が低下していた。

【措置内容】

5 月 18 日から、ボールペンによる記載とした。

15 県立総合技術研究所東部工業技術センター (監査年月日：平成 24 年 5 月 15 日)

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【ア 嘱託員報酬等に係る事務処理について】 平成 24 年度において、試験研究業務嘱託員の報酬等に係る予算執行伺い等の起案、決裁が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県地方機関の長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 新年度当初の業務多忙時に報酬支払いを優先させ、予算執行伺いなどの必要な手続を失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 試験研究業務嘱託員に係る勤務労働条件決定の起案・決裁及び報酬等に係る予算執行伺いの起案・決裁を行った。今後は、年度当初に必要な事務処理を行う。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【イ 委託契約における事務処理について】 (ア) 業務仕様書の策定について 次の委託契約において、共通業務仕様書を用いて仕様を策定すべきところ、別に定めた仕様によって業務を委託していた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	事業系一般廃棄物収集運搬処理業務委託 (平成 23～24 年度)
根 拠	施設管理業務委託事務処理要綱第 5 条 施設管理業務委託の事務処理について (平成 18 年 12 月 15 日財産管理室長通知) 3 の (1)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 当該契約に係る仕様書が、上記根拠に基づくべきという認識が不足していた。</p>	
<p>【措置内容】 今後は、施設管理業務委託事務処理要綱及び施設管理業務委託の事務処理について (平成 18 年 12 月 15 日財産管理室長通知) に基づき、共通仕様書を策定し、業務を委託する。</p>	

監査結果(指摘事項)

(イ) 設計金額の積算について

次の委託契約において、参考見積書を利用して設計金額を積算するときは、複数の者からこれを徴取しなければならないが、複数の者から徴取することが可能であったにもかかわらず1者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	事業系一般廃棄物収集運搬処理業務委託(平成23～24年度)
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第6条 施設管理業務委託の事務処理について(平成18年12月15日財産管理室長通知)4の(3)

契約名	工場廃水処理設備保守点検業務委託(平成22～23年度)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)(平成22年4月1日)3(3)

措置の内容

【原因】

当該契約の参考見積りに当たって、上記根拠に基づくべきという認識が不足していた。

【措置内容】

今後は、施設管理業務委託事務処理要綱及び施設管理業務委託の事務処理について(平成18年12月15日財産管理室長通知)に基づき、適正な事務処理を行う。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 業務責任者の通知について

次の委託契約において、契約書に定める業務責任者の通知を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立総合技術研究所東部工業技術センター設備警備業務委託(平成24～28年度)
-----	--

措置の内容

【原因】

契約後の業務管理の認識が不足していた。

【措置内容】

委託業者から業務責任者の通知を徴取した。今後は、契約書に沿った適正な業務管理を行う。

監査結果(指摘事項)

【ウ 設備利用に係る使用料等の収入事務について】

設備利用に係る使用料及び手数料の収入事務において、これらの収入科目を取り違えて調定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

科目	総合技術研究所手数料及び総合技術研究所使用料(平成23年度)
根拠	広島県予算規則第11条

措置の内容

【原因】

設備利用に係る使用料及び手数料の収入科目についての認識不足があった。

【措置内容】

指摘されたものについては、科目更正を行った。今後は、収入科目に誤りのないよう努める。

16 県立総合技術研究所畜産技術センター（監査年月日：平成25年3月15日）

監査結果(指摘事項)

【ア 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、(ア) から (カ) までのとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（平成23年度）
-----	---------------------------

(ア) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務を委託する際は、運搬業務、処分業務とも、それぞれこれを行うことについて県知事の許可を受けている者と委託契約を締結する必要があるが、処分業務について必要な許可を受けていない業者（以下「受託者」という。）に一括して委託していた。

また、再委託の基準を満たしていない再委託の承認をしていた。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項、第12条の2第5項及び第14条第16項
----	---

(イ) 当該委託業務の対象である産業廃棄物のうち、一部の特別管理産業廃棄物について、その処分業務の許可を受けている業者（以下「特別管理産業廃棄物処分業務受託業者」という。）と書面による委託契約を締結しないまま、これを処分させていた。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2及び第6条の6
----	--

(ウ) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、排出事業者である県が、必要な事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を産業廃棄物の引渡しと同時に交付しなければならないが、産業廃棄物の引渡し時にはこれを行わず、後日、業者が持参したマニフェストに、交付担当者名を記載・押印して交付していた。

根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項
----	---------------------------

(エ) 産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務を一括して行わせる内容で受託者と契約を締結していたが、その中の処分業務の部分については、他の業者（以下「処分業務受託業者」という。）と重複して契約を締結していた。

また、委託料の支払について、県、受託者及び処分業務受託業者の3者において覚書を交わし、処分業務受託業者の分も含めて一括して受託者に支払っていた。

根拠	地方自治法第232条の5第1項
----	-----------------

(オ) 上記(イ)のとおり、一部の特別管理産業廃棄物について、特別管理産業廃棄物処分業務受託業者に処分させていたが、この処分の完了が受託者との契約に基づく委託期間後となったにもかかわらず、委託期間満了日に業務完了通知書を受領し、業務の履行を確認したとして委託料を支払っていた。

根拠	地方自治法第234条の2第1項
----	-----------------

(カ) 受託者が、委託業務の完了後、当該委託業務について、自らを含め、処分業務受託業者、特別管理産業廃棄物処分業務受託業者の3者が実際に行った業務内容に適合するよう、再整理するため、改めて4者（県及び上記3者）間における委託契約書及び支払に係る覚書の原案を作成し直し、上記3者が押印の上、畜産技術センターに持参した際に、同センターにおいては、その内容を十分に確認しないまま、書面による決裁を経ずに公印を押印し、受託者に交付していた。

根拠	広島県文書等管理規程第20条
----	----------------

措置の内容

【原因】

産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を委託する際に、収集運搬及び処分のいずれかの許可があれば、全ての産業廃棄物の処分が可能であると誤って認識していたため、一括して委託した。また、再委託の基準についても誤って認識していた。

一部の特別管理産業廃棄物の処分について、一括して委託した業者において処分が可能であると認識していたため、書面による委託契約の締結は必要ないと考えていた。

産業廃棄物排出事業者は、産業廃棄物の引渡し時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すべきであるが事務が煩雑であったため、安易に委託業者が持参したマニフェストに交付担当者名を記載・押印した。

産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を一括して、受託業者と委託契約を締結したため、その中の処分業務に係る部分を下請け業務と認識していたため、委託料を一括して受託業者に支払った。

また、委託料の支払いについて、委託業務の履行期限が迫ったため、履行期間の変更契約をせず廃棄物の処分業務が完了していないのに、完了通知書を提出させ履行確認をして支払った。

受託者1者との契約で全ての産業廃棄物の処分が可能であると判断したため、その契約のみが県としての正式な契約書と判断した。そのため、4者間における委託契約書及び支払いに係る覚書は、受託者の便宜を図る程度に安易に考えて契約書等に押印した。

【措置内容】

産業廃棄物の処理についての講習会等に参加し、法令を熟知するとともに、産業廃棄物の適正な事務処理に努める。

また、決裁手続を経ず、安易に契約書等に公印を押印しないよう、適正な事務処理や公印管理のチェック体制を確保する。

監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における設計金額の積算について】

委託契約の設計金額の積算において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 財産管理課が定める方法によらず、設計金額を積算していた。

契約名	一般廃棄物処理業務委託（平成23～24年度） 感染性廃棄物収集運搬及び処理業務（平成23～24年度）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第6条 施設管理業務委託の事務処理について4（3）（平成18年12月15日制定）

措置の内容

【原因】

設計金額の積算において、受託できる者が複数いる場合に、複数の者から参考見積を徴取して最も低い見積金額を設計金額とすべきところ、事務処理の認識不足で、平均した金額を設計金額とした。

【措置内容】

施設管理業務研修等に参加し、業務委託に必要な積算の仕方、契約方法等の事務処理を再認識し、適正な事務処理に努める。

監査結果(指摘事項)

(イ) 参考見積書を利用して設計金額を積算するときは、複数の者からこれを徴取しなければならないが、複数の者から徴取することが可能であったにもかかわらず1者からしか徴取していなかった。

契約名	産業廃棄物収集運搬及び処理業務委託（平成23～24年度）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第6条 施設管理業務委託の事務処理について4（3）（平成18年12月15日制定）

措置の内容

【原因】

設計金額の積算において、受託できる者が複数いる場合に、複数の者から参考見積を徴取して最も低い見積金額を設計金額とすべきところ、事務処理の認識不足で、1者からしか参考見積を徴取していなかった。

【措置内容】

施設管理業務研修等に参加し、業務委託に必要な積算の仕方、契約方法等の事務処理を再認識し、適正な事務処理に努める。

監査結果(意見)

【事務処理の適正化について】

産業廃棄物収集運搬及び処分業務等の委託に係る事務処理等において、上記のとおり多くの不適正な事例が見受けられた。

産業廃棄物の適正処理を推進すべき立場にある県の機関が、許可を受けていない業者と廃棄物の処分を委託する契約を締結したり、適正な決裁手続を経ずに、公印を押印し、別の契約を結び直したりするなど、不適正な事務処理や公印管理が漫然となされていたことは、誠に遺憾である。

組織として、事務処理に対する重大な認識不足があり、チェック機能が十分に働いていなかったことは明らかであり、再発防止に向け、業務処理の重要性を再認識し、チェック体制の確保に万全を期する必要がある。

措置の内容

産業廃棄物の適正な処分を行うため、産業廃棄物の処分に関する研修会等に参加し、処分手続を熟知するとともに、他機関との情報交換を行い、処分方法や処分手続など事務処理の事前検討を行った。

また、事務処理の適正化や公印管理の徹底を図るため、再度、関係職員への周知徹底を行い、チェック体制の強化を図った。

さらに、担当者相互のチェック体制の強化を図るため、事務分掌の変更による相互牽制機能の強化を図った。

17 県立総合技術研究所水産海洋技術センター （監査年月日：平成24年6月29日）

監査結果(指摘事項)

【ア 設備使用料の徴収について】

徴収すべき設備使用料の額を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

対 象	軟X線撮影装置の使用料
内 容	使用料の算出において1時間当たりの単価を誤り、600円の過徴収となつていた。
根 拠	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第8条第2項及び第3項 広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額（平成19年12月25日広島県告示第1238号）

措置の内容

【原因】

単価表の欄の見誤りにより、誤徴収したもの。

【措置内容】

- ・600円の過徴収となつていた軟X線撮影装置使用料については、平成24年11月30日付けで誤過納金の過年度支出により、使用者に対して返還を行った。
- ・設備使用料の徴収における誤りをなくすため、技術支援部が行う「設備利用許可の起案」を総務部に相議し、額の確認を行うこととした。

監査結果(指摘事項)

【イ 毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物の管理において、管理されている劇物の本数や残量が、管理簿等に記載された数量と異なるものが見受けられた。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項 毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知）2
-----	---

措置の内容

【原因】

劇物の一部薬品について、使用時の管理簿への記載漏れがあつたため、残量が管理簿に記載された数量と異なつたもの。

【措置内容】

- ・平成24年8月1日に劇物の残量と管理簿との突合を行った。
- ・毒物及び劇物の管理については、「県立総合技術研究所水産海洋技術センター毒物劇物危害防止規程」を平成24年8月1日付けで全面改正を行い、より管理の適正化を図ることとした。

[主な改正点]

- ・総括責任者、保管責任者及び監査者を定め、管理責任を明確にした。
- ・保管責任者は、月1回日常点検表における点検を行うとともに、4半期ごとに薬品の残量の確認を行うこととした。
- ・監査者は、年1回、在庫数量と管理簿記録の監査を行うこととした。

監 査 結 果 (意 見)

【毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物の管理体制を明確にし、毒物及び劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、「県立総合技術研究所水産海洋技術センター毒物劇物危害防止規程」を定めているが、当該規程において別途定めることとされている緊急連絡網について、職員の異動に伴う必要な改正が行われていなかったり、当該規程の周知が十分でないといった実態が見受けられた。緊急連絡網の必要な改正を行うとともに、職場内研修等を通じて当該規程の内容の周知徹底を図る必要がある。

措 置 の 内 容

【原因】

- ・平成24年4月1日付けで異動があった職員について、緊急連絡網の修正を行うことを失念していたもの。
- ・規程制定後5年が経過し、その後の周知徹底が不十分であったもの。

【措置内容】

- ・管理責任を明確にし、より管理の適正化を図るため、平成24年8月1日付けで「県立総合技術研究所水産海洋技術センター毒物劇物危害防止規程」の全面改正を行った。
- ・改正に当たって、平成24年7月30日に全職員を対象とした説明会を開催し、内容の周知・徹底を行った。

18 西部厚生環境事務所・西部保健所 [広島支所, 呉支所]

(監査年月日：平成24年11月13日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 の未然防止に努められたい。

(西部厚生環境事務所・西部保健所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 [平成23年11月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	2人 423,180円	3人 786,780円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	63人 16,099,470円	65人 18,024,787円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	3人 22,125円	3人 22,125円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	2人 322,314円	3人 354,654円

※ 広島支所及び呉支所分を除く。

措 置 の 内 容

(西部厚生環境事務所・西部保健所) ※ 広島支所及び呉支所分を除く。

	区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
1	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	2人 273,180円	0人 0円	2人 150,000円	0人 0円
2	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	46人 14,476,052円	18人 412,358円	25人 1,097,404円	2人 113,656円
3	母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	2人 18,365円	0人 0円	0人 0円	1人 3,760円
4	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	2人 238,314円	0人 0円	1人 84,000円	0人 0円

- 1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金
児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には、分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう納入指導を実施している。今後とも債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。
- 2 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 3 母子福祉資金に係る違約金及び延納利息
- 4 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。
また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、平成 23 年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。
滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については、所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施などに加え、昨年度から実施している県外滞納者の未収金回収業務委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 の未然防止に努められたい。

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参 考 前 回 監 査 時 [平成 23 年 11 月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9 人 3,687,450 円	9 人 3,923,450 円
生活保護費に係る戻入金・返還金	178 人 57,950,906 円	183 人 55,256,091 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	69 人 19,826,376 円	107 人 21,510,662 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	10 人 560,000 円	14 人 714,700 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1 人 5,300 円	4 人 71,200 円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1 人 47,500 円	1 人 47,500 円
母子福祉資金に係る戻入金	1 人 131,000 円	1 人 155,000 円

措 置 の 内 容

(西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所)

区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9 人 3,502,450 円	0 人 0 円	4 人 185,000 円	0 人 0 円
2 生活保護費に係る戻入金・返還金	165 人 55,816,655 円	9 人 180,628 円	63 人 1,543,584 円	4 人 410,039 円

	区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
3	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	60人 17,527,794円	9人 180,591円	41人 2,117,991円	0人 0円
4	母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	8人 454,700円	2人 102,800円	1人 2,500円	0人 0円
5	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	0人 0円	1人 5,300円	0人 0円	0人 0円
6	寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 47,500円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
7	母子福祉資金に係る戻入金	1人 104,000円	0人 0円	1人 27,000円	0人 0円

1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

分割納付者の履行管理を徹底するとともに長期滞納者に対しては、電話や文書による督促又は訪問による生活状況の把握や納付指導を行うなど、債務者や滞納状況に応じたきめ細かい指導を行っている。

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

新規債権の発生を未然に防止するため、収入申告書の提出義務を周知徹底させるとともに、債権が発生した場合には、早期徴収あるいは継続的分納を促進し滞納の長期化防止に努めている。

また、長期化した債権は、文書や訪問によって納付指導を行いながら、適時時効の中断を行っている。

3 母子福祉資金に係る貸付金元利収入

4 母子福祉資金に係る違約金及び延納利息

5 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

6 寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息

7 母子福祉資金に係る戻入金

貸付面接時等において債務者の償還義務意識の高揚を図り、合わせて口座振替可能金融機関の拡大、コンビニやATMでの納付を可能にするなど、納付環境の整備を図っている。

また、償還開始直後の滞納者には電話や文書によって注意を促し、滞納が長期化しないよう納入指導を行っている。長期滞納者に対しては、訪問や関係機関調査等により生活状況や資産の状況を把握し、個別債権に応じた実効性のある回収方法を検討しながら、所を挙げて滞納の縮減に取り組んでいる。なお、県外在住の債務者については、未収金回収業務を活用し債権回収を行っている。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生を未然防止に努められたい。

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	13人 5,468,206円	15人 5,825,176円
生活保護費に係る戻入金・返還金	23人 7,318,736円	26人 7,921,902円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 186,456円	1人 516,910円

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	153人 43,776,073円	142人 43,682,473円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	4人 191,105円	4人 193,205円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 1,469,302円	6人 3,615,084円
母子福祉資金に係る戻入金	8人 969,500円	8人 1,031,500円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	1人 88,000円	1人 88,000円

措 置 の 内 容

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

	区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
1	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	11人 5,241,330円	1人 4,000円	8人 205,766円	1人 17,110円
2	生活保護費に係る戻入金・返還金	19人 6,621,736円	3人 60,000円	11人 292,000円	1人 345,000円
3	福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 81,000円	0人 0円	1人 105,456円	0人 0円
4	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	127人 37,721,652円	24人 2,271,091円	85人 3,033,930円	2人 749,400円
5	母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	3人 177,789円	1人 600円	2人 12,716円	0人 0円
6	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 1,258,702円	1人 46,600円	3人 164,000円	0人 0円
7	母子福祉資金に係る戻入金	7人 942,500円	1人 12,000円	3人 15,000円	0人 0円
8	母子福祉資金に係る貸付金返還金	1人 88,000円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

1 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう指定期日前後に文書による納入指導を行うほか、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

また、1年以上の長期にわたり未納となっている者に対しては、夜間の電話による督促を実施した。今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

3 福祉手当に係る戻入金・返還金

現在、償還計画どおり分割納入が行われており、滞納の解消に向け、引き続き納入指導を行うこととする。

- 4 母子福祉資金に係る貸付金元利収入
- 5 母子福祉資金に係る違約金及び延納利息
- 6 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入
- 7 母子福祉資金に係る戻入金
- 8 母子福祉資金に係る貸付金返還金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、平成23年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については支所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も現年度分の滞納発生防止に努めるとともに、債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、平成24年度から実施している県外滞納者の未収金回収業務委託も併せて、更なる債権回収・整理に努める。

19 西部東厚生環境事務所・西部東保健所（監査年月日：平成24年11月13日）

監査結果(指摘事項)

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
未熟児養育医療費負担金	1人 29,880円	4人 71,491円
生活保護費に係る戻入金・返還金	3人 672,075円	4人 744,865円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	5人 1,060,480円	8人 1,242,880円
母子福祉資金に係る戻入金・返還金	1人 9,000円	0人 0円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	69人 16,584,144円	63人 16,532,987円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,274,219円	4人 2,431,296円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	2人 12,600円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	4人 661,000円	3人 199,000円

措 置 の 内 容

	区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
1	未熟児養育医療費負担金	1人 27,880円	0人 0円	1人 2,000円	0人 0円
2	生活保護費に係る戻入金・返還金	3人 647,075円	0人 0円	3人 25,000円	0人 0円
3	児童扶養手当に係る戻入金・返還金	5人 1,000,480円	0人 0円	5人 60,000円	0人 0円

	区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
4	母子福祉資金に係る戻入金・返還金	0人 0円	1人 9,000円	0人 0円	0人 0円
5	母子福祉資金に係る貸付金元利収入	61人 14,566,164円	8人 180,901円	33人 1,837,079円	0人 0円
6	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,132,804円	0人 0円	2人 141,415円	0人 0円
7	母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 1,400円	1人 11,200円	0人 0円	0人 0円
8	母子福祉資金に係る戻入金	4人 616,000円	0人 0円	1人 45,000円	0人 0円

1 未熟児養育医療費負担金

未熟児養育医療費負担金については、償還計画を作成させ、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

2 生活保護費に係る戻入金・返還金

生活保護費については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には電話・文書による納入指導を行うとともに、適宜訪問調査により生活状況を把握し、計画的な納入を指導している。

今後も引き続き、計画的な納入指導を行い、収入の確保に努める。

3 児童扶養手当に係る戻入金・返還金

児童扶養手当については、返還金納入確約書及び分割納入を認める場合には分割納入計画を徴し、確約書又は計画に基づいた返還が履行されるよう、夜間電話、世帯訪問を行うなど、きめ細かい指導を行っている。

今後とも、債務者の個別事情に応じた納入指導を行い、計画的、確実に納入が行われるよう努める。

4 母子福祉資金に係る戻入金・返還金

5 母子福祉資金に係る貸付金元利収入

6 寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入

7 母子福祉資金に係る違約金及び延納利息

8 母子福祉資金に係る戻入金

母子・寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則連帯保証を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面接等による指導を行い、償還の意識付けを行うとともに、滞納を起しにくい口座振替・月賦払いを推奨している。更に、平成23年度からは、口座振替を全国のゆうちょ銀行でも行えるよう拡大し、コンビニやゆうちょ窓口・ATM納付も開始し、県外者や就労者にも納入しやすい環境を整えたところである。

滞納となった者に対しては、文書・夜間電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については所長をトップとした検討会を開催するなど、所を挙げて滞納改善に取り組んでいる。今後も債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施、県外滞納者の未収金回収業務委託の活用など、更なる債権回収・整理に努める。

20 西部子ども家庭センター (監査年月日：平成24年8月20日)

監査結果(指摘事項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成24年6月現在]	参考 前回監査時 [平成22年6月]
児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	14人 1,127,794円	15人 2,598,079円
児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	70人 18,512,666円	81人 23,679,010円

措置の内容

	区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
1	児童福祉総務費負担金	10人 624,600円	3人 316,600円	4人 78,815円	2人 107,779円
2	児童措置費負担金	52人 13,380,056円	13人 3,136,820円	21人 1,120,980円	14人 874,810円

1 児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)

滞納者に対して訪問や電話によって納入指導を行った。その結果7人について分納により395,415円の納入を受けた。

また、全ての滞納者に対して、所在調査、財産調査等を行った。これらを基に訪問調査などを行ったところ、生活保護受給中など生活困窮世帯であることが確認された2人については執行停止し、指導に応じない5人については、金融機関に対して預金調査を実施した。

今後も引き続き、滞納者の資力などに応じ、法的措置を視野に入れ、今後の対応について検討していく。

2 児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)

滞納者に対して訪問や電話によって納入指導を行った。その結果34人について分納により4,257,800円の納入を受けた。

また、全ての滞納者に対して、所在調査、財産調査等を行った。これらを基に訪問調査などを行ったところ、2人が住所地を訪問などしても所在が不明であった。また、生活保護受給中など生活困窮世帯であることが確認された3人については執行停止し、指導に応じない14人については、金融機関に対して預金調査を実施した。

今後も引き続き、滞納者の資力などに応じ、法的措置を視野に入れ、今後の対応について検討していく。

監査結果(指摘事項)

【イ 現金出納簿の事務引継について】

廃出納員の交替があった場合、前任及び後任の廃出納員は、現金出納簿の末葉に引継年月日を記載し、双方これに記名押印しておかなければならないが、引継年月日の記載及び記名押印がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県会計規則第110条第3項
----	-----------------

措置の内容

【原因】

引継事務は行ったが、帳簿への記載を失念していたため。

【措置内容】

今後は引継目録に現金出納簿への記名・押印事務を行う旨を記載することとする。

監査結果(指摘事項)

【ウ 旅費の支給について】

職員の赴任に係る旅費を支給していなかった。適正な事務処理に努められたい。

(平成 23 年度)

・ 1 人 71,180 円

根拠	職員の旅費に関する条例第3条第1項
----	-------------------

措置の内容

【原因】

支給対象者が新規採用職員で、担当者も事務になじめず双方が支給が必要であることに気が付かなかったため。

【措置内容】

支給対象者には平成 24 年度に支払った。

今後は支給対象者の有無について年度当初に確認する。また、指摘された事項を引き継いでいくなど組織的な対応を行う。

監査結果(指摘事項)

【エ 物品の管理について】

物品の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な管理に努められたい。

内 容	根 拠
平成 23 年度に購入した備品について、備品出納簿に重複して登録されていたものがあつた。	広島県物品管理規則第 41 条
平成 23 年 9 月から複写機 2 台を借り受けているが、借り受けた物品について備品出納簿による記録管理を行っていない。	

措置の内容

【原因】

重複分については、物品登録をシステム入力のみ行い、備品出納簿の確認を行っていないことにより、既に登録していることに気が付かなかったため。

借受分については、県庁で契約したものであり、当センターで備品登録をすることに気が付かなかったため。

【措置内容】

重複分については登録を削除し、借受分については登録を行った。

今後は備品出納簿を出力し、重複や入力漏れがないか再確認することとする。

監査結果(指摘事項)

【オ 委託契約の事務処理について】

(ア) 業務提案における見積書について

次の委託契約において、業務提案募集要領に基づき見積書の提出を求め、その中で上限金額を超えた提案者があった場合は、失格とするとしていたが、上限金額を超えているにもかかわらず失格としていなかったものがあった。選定結果に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県西部子ども家庭センター給食業務委託(平成24~25年度)
-----	---------------------------------

措置の内容

【原因】

2年間の長期継続契約の案件で、年間総額は「7972200円」、2年間分を業者の誤記で「159444400円」と記載されていたものであるが、2年間分を「15944400円」と見誤ったため。

【措置内容】

今後は書類のチェックを複数人で行うなどして見誤りの防止に努める。

監査結果(指摘事項)

【オ 委託契約の事務処理について】

(イ) 検査職員の変更手続について

次の委託契約において、指定した検査職員の異動に際し、検査職員の変更手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県西部子ども家庭センター給食業務委託(平成24~25年度)
根拠	支出マニュアル(平成24年1月審査指導課)Ⅱ第73(2)

措置の内容

【原因】

人事異動の際に失念していたため。

【措置内容】

今回の件は、監査時の指摘後、速やかに検査職員を指定した。

今後の契約においては、執行伺い時に契約期間中において総務企画課長の職にある者を検査職員に指定することとする。

21 県立広島学園 (監査年月日:平成24年5月21日)

監査結果(指摘事項)

【ア 現金の管理について】

常時の資金前渡により現金を管理しているが、次のとおり事務処理を誤っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

内容	平成24年度の資金前渡の交付を受けていたが、現金出納簿を作成していなかった。
根拠	広島県会計規則第82条

措置の内容

【原因】

担当者の会計規則についての認識不足と所属内でのチェックが十分でなかったため。

【措置内容】

指摘後、速やかに現金出納簿を作成した。

また、総務課の事務職員全員が会計・物品事務担当者研修を受講するなどして、会計規則についての認識を深め、再発防止に努めている。

監査結果(指摘事項)

【イ 工事請負契約における事務処理について】

工事請負契約において、次のとおり事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい

工事名	広島学園園路補修工事(平成23年度)
内容	予定価格調書が作成されていなかった。 検査の結果を請負者に通知していなかった。
根拠	広島県契約規則第18条 建設工事執行規則第41条第2項 建設工事請負契約約款第1条第5項

工事名	広島学園プールろ過装置一式取替工事(平成23年度)
内容	検査調書を作成していなかった。 検査の結果を請負者に通知していなかった。
根拠	建設工事執行規則第41条第2項 建設工事請負契約約款第1条第5項

措置の内容

【原因】

担当者の関係規則についての認識不足と所属内でのチェックが十分でなかったため。

【措置内容】

指摘後の工事請負契約については、予定価格調書や検査調書の作成、検査結果の通知など適切に執行した。

また、総務課の事務職員全員が会計・物品事務担当者研修を受講するなどして、関係規則についての認識を深め、再発防止に努めている。

監査結果(意見)

【旅費に係る事務処理について】

平成23年4月の旅行が平成24年3月に復命されるなど、旅行の手続が大幅に遅延しているものがあつた。迅速な事務処理を行う必要がある。

措置の内容

毎月、旅行命令簿及び庁用自動車使用簿等から旅費一覧を作成し、復命が遅延している職員には個別に復命を督促するなど、迅速な事務処理に努めており、現在、事務処理が遅延している職員はいない。

22 動物愛護センター （監査年月日：平成24年6月29日）

監査結果(指摘事項)	
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、契約書に定める業務責任者に係る資格書（写）等の書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	空気調和設備保守点検業務委託契約（平成23～24年度）
措置の内容	
<p>【原因】 委託契約締結後、業者から提出された書類の確認が十分でなかったため。</p> <p>【措置内容】 業者から提出された書類については、担当者が十分確認を行うとともに、総務課全体で十分確認することを所内で再確認した。今回、「委託業務実施に当たっての提出物チェックリスト」を作成し、担当者の確認漏れ及び総務課全体のチェック漏れの防止を図ることとした。</p>	

監査結果(指摘事項)					
<p>【イ 行政財産の使用許可における事務処理について】 次の行政財産の使用許可について、その内容が実態と異なっていた。適正な事務処理に努められたい。</p>					
申請及び許可	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">内 容</td> <td>電柱3本、支線4本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用料（年額）</td> <td>10,500円</td> </tr> </table>	内 容	電柱3本、支線4本	使用料（年額）	10,500円
内 容	電柱3本、支線4本				
使用料（年額）	10,500円				
実 態	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">内 容</td> <td>電柱3本、支線3本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用料（年額）</td> <td>9,000円</td> </tr> </table>	内 容	電柱3本、支線3本	使用料（年額）	9,000円
内 容	電柱3本、支線3本				
使用料（年額）	9,000円				
使用許可期間	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで				
根 拠	広島県公有財産管理規則第25条第2項及び第28条				
措置の内容					
<p>【原因】 電柱工事完了後の確認が十分でなかったため、申請内容と使用実態が異なっていたことに気がつかなかったため。</p> <p>【措置内容】 再発防止のため、新規申請時には工事完了後の現況確認を複数名で確実に実施することとした。 なお、今回の指摘を受け、行政財産使用許可を正しい内容に態様変更するとともに、支線1本分の超過使用料5年間分を返還した。</p>					

23 広島障害者職業能力開発校 （監査年月日：平成 24 年 5 月 29 日）

監 査 結 果 (意見)				
【郵便切手の管理について】				
郵便切手において、年度使用実績に見合わない過大な購入があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案するとともに、料金後納など切手を購入せずに郵送できる方法を検討するなど、過大な在庫を保有しないよう適正な管理に努める必要がある。				
年 度	前年度からの 繰越額	購入額	使用額	次年度への 繰越額
平成 22 年度	53,800 円	737,100 円	484,300 円	306,600 円
平成 23 年度	306,600 円	400,500 円	326,850 円	380,250 円
措 置 の 内 容				
郵便切手の購入に当たっては、過去の使用実績量及び今後の使用見込量を勘案して、あらかじめ購入計画を立てるとともに、適宜在庫状況を確認することにより、過大な在庫を保有しないよう適正な管理に努めている。				

24 東部農林水産事務所 （監査年月日：平成 24 年 10 月 25 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【事業の実績確認の徹底について】	
世羅町が実施した次の県の補助事業において、事業未着手にもかかわらず、同町から提出された事業完了実績報告書に基づき、補助金を支出したものがあった。	
県が当該事業の確定検査を行う場合は、工事写真の提出を求めるほか、必要に応じて現地調査による確認を行うこととしているが、このことが徹底されていなかった。	
補助金の執行に当たっては、補助事業者に対し内部管理の徹底を指導するとともに、実績確認のための検査の厳格化を図るなど、適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所）	
事業名	平成 23 年度農村基盤整備推進事業（ため池緊急整備事業）
根 拠	広島県補助金等交付規則第 13 条 市町及び農林漁業団体等が行う団体営事業の検査事務取扱要領第 3 条
措 置 の 内 容	
【原因】	
1 事業主体である世羅町において、町職員による補助金執行事務に不適切な事務処理（虚偽報告）があり、また、世羅町としても、執行体制及びチェック体制など組織としての不備があった。	
2 県は、市町に対する信頼を前提に補助金確定検査を行っているが、この案件については工事写真を確認しなかったなど十分な検査が行われていなかった。	
【措置内容】	
1 世羅町に対して、平成 24 年 5 月 28 日付けで補助金の一部を取り消し、翌 29 日付けで加算金を含め補助金の一部を返還させた。	
2 さらに、平成 24 年 7 月 20 日付けで世羅町から事業進捗調書の作成や現場確認を 2 名以上で行うなどの進捗管理の再構築、検査規程等の厳格化、職員の意識改革を内容とする再発防止策を提出させた。	
3 東部農林水産事務所としても、「団体営事業補助金の適切な執行について」（平成 24 年 6 月 27 日付け農林水産局長通知）に基づき市町等に対し事業進行管理など適時適切な指導・支援を行うとともに、補助金の額の確定検査等については、「市町及び農林水産漁業団体が行う団体営事業の検査事務取扱要領」に基づき適切に実施し、また検査事項をチェックリストにより確認することとした。	

25 北部農林水産事務所 （監査年月日：平成 24 年 10 月 18 日）

監査結果(指摘事項)

【ア 委託業務の執行手続について】

次の委託業務において、事業内容、契約内容、設計金額等を定める予算の執行伺いを行わず、また、予定価格が決定されないまま、契約締結が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

業務名	県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）法京寺地区埋蔵文化財整理作業委託業務（平成 23 年度）
根拠	広島県決裁規程第 3 条 広島県契約規則第 31 条

措置の内容

【原因】

業務内容が特殊な一者随契であり、適正な事務処理に対する認識が不足していたため、作業依頼書と回答書による事務処理により契約締結を行った。

【措置内容】

今後の業務委託に当たっては、業務内容、契約方法にかかわらず、予算の執行伺い等の適正な事務処理を行う。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約の事務処理について】

次の委託契約において、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
(ア) 契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。

契約名	県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）法京寺地区埋蔵文化財整理作業委託業務（平成 23 年度）
-----	---

措置の内容

【原因】

再委託業務内容が特殊な計器を要する専門業務のみであるため、再委託は適切であると判断し承諾したが、書面による事務処理をしていなかった。

【措置内容】

今後は、契約約款に基づき、適正な事務処理を行う。

監査結果(指摘事項)

(イ) 業務の完了検査に合格する前に引渡書を受領していた。

契約名	幹線林道比和新庄線計画線形検討業務（平成 23 年度）
根拠	土木設計業務等委託契約約款第 31 条第 3 項

措置の内容

【原因】

本来、完成通知書を受領後に検査を行い、検査合格後に引渡書を受けとるべきであるところを、完成通知書と同日付けで引渡書が提出されたものを、事務の錯誤により、そのまま収受してしまったことによる。

【措置内容】

引渡書を受領に当たっては、検査日（合格、不合格）の確認を行うことを徹底する。

26 県立農業技術大学校（監査年月日：平成24年6月1日）

監査結果（指摘事項）

【ア 学校運営の状況に係る評価について】

県立農業技術大学校は、学校教育法に定める専修学校であり、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うことが義務付けられているが、この評価を行っていなかった。速やかに実施されたい。

根拠

学校教育法第42条及び第133条

措置の内容

【原因】

学校教育法への理解が不足していたことによる。

【措置内容】

平成25年4月1日付けで広島県立農業技術大学校評価実施要領を制定し、教育活動その他の学校運営の状況についての重点目標を設定した。年度末に向けて自己評価を実施するとともに、その内容について学校関係者で構成される委員会により評価を受ける予定である。

監査結果（指摘事項）

【イ 物品の管理について】

物品の管理について、次のとおり適正な管理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

（ア）物品出納職員の事務引継について

物品出納職員の交替があつた場合、前任及び後任の物品出納職員は、出納簿の末葉に引継年月日を記載し、双方これに記名押印しておかなければならないが、郵便切手類出納簿について、引継年月日の記載及び記名押印がされていなかった。

根拠

広島県物品管理規則第39条第2項

措置の内容

【原因】

物品出納職員の事務引継は行ったが、これに伴う郵便切手類出納簿への記載等の事務を失念していたことによる。

【措置内容】

広島県物品管理規則に基づく事務処理について再確認するとともに、郵便切手類出納簿について、引継年月日の記載及び前任及び後任双方の物品出納職員の記名押印を行った。

監査結果(指摘事項)

- (イ) 郵便切手類の管理について
郵便切手類出納簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致していなかった。

根拠	広島県物品管理規則第41条
----	---------------

措置の内容

【原因】

郵便切手類の使用簿への記載に誤り(漏れ)があり、これを郵便切手類出納簿に転記する際の確認が不十分であったことによる。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、郵便切手類の使用簿への記載に注意を促し、郵便切手類出納簿に転記する際に在庫数量との確認を行うことで適正な管理を行っている。現在は郵便切手類出納簿と在庫数量が一致している。

監査結果(指摘事項)

- (ウ) 借受物品の管理について
再リースされた借受物品について、借受期間の更新又は返還登録を行わないまま、同じ物品を重複して備品出納簿に登録していた。

根拠	広島県物品管理規則第41条
----	---------------

措置の内容

【原因】

物品管理の事務処理において、備品出納簿の内容の確認不足による。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、物品管理の事務処理について再確認することにより、適正な管理を行った。

当該再リースされた借受物品について、現状に応じた借受期間の更新及び返還登録を行い、重複を解消した。

監査結果(指摘事項)

【ウ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 契約書に定める再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。

契約名	広島県立農業技術大学校庁舎管理等業務委託契約(平成23~24年度)
-----	-----------------------------------

措置の内容

【原因】

委託契約の事務処理において、契約内容の理解が不足していたため。

【措置内容】

担当者は、監査後実施された施設管理業務研修に参加し、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、チェック体制を強化した。平成25年度の委託契約において、再委託に係る承認手続が必要な契約については、承認手続を行った。

監査結果(指摘事項)

(イ) 設計金額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計額を積算しているものがあった。

契約名	一般廃棄物収集運搬業務委託契約（平成24年度～25年度） 産業廃棄物処理業務委託契約（平成24年度）
根拠	施設管理業務委託の事務処理について(平成18年12月15日財産管理室長通知) 4の(3)

措置の内容

【原因】

施設管理業務委託契約の事務処理において、設計金額積算方法の理解が不足していたことによる。

【措置内容】

担当者は、監査後実施された施設管理業務研修に参加し、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、チェック体制を強化した。

なお、平成25年度産業廃棄物処理業務委託契約においては参考見積を徴して、設計額の積算を行った。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 業務の仕様を示す際に、共通仕様書を用いるべきところ、別に定めた仕様によって業務を委託しているものがあった。

契約名	一般廃棄物収集運搬業務委託契約（平成24年度～25年度）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第5条 施設管理業務委託の事務処理について(平成18年12月15日財産管理室長通知) 3の(1)

措置の内容

【原因】

施設管理業務委託契約の事務処理において、要綱等の理解が不足して共通仕様書以外の別に定めた仕様書でも可能であると誤認していたことによる。

【措置内容】

担当者は、監査後実施された施設管理業務研修に参加し、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、チェック体制を強化した。

27 西部建設事務所 [呉支所, 廿日市支所, 安芸太田支所, 東広島支所]

(監査年月日:平成24年11月13日)

監査結果(指摘事項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

(西部建設事務所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人 801,553円	3人 801,553円
道路使用料	3人 299,370円	4人 355,517円
河川使用料	6人 424,120円	10人 630,280円
海岸使用料	1人 1,145,520円	1人 906,870円
公有水面使用料	1人 62,100円	2人 75,860円
行政代執行弁償金(道路, 港湾)	1人 12,710,531円	1人 12,710,531円
行政代執行弁償金(河川)	1人 241,500円	1人 241,500円
その他弁償金(河川)	1人 369,600円	0人 0円

※ 呉支所, 廿日市支所, 安芸太田支所及び東広島支所分を除く。

(西部建設事務所呉支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
漁港使用料	2人 432,120円	2人 324,000円
公有水面使用料	4人 450,390円	4人 258,000円
海岸使用料	1人 8,640円	1人 8,640円

(西部建設事務所廿日市支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
河川使用料	1人 4,020円	1人 2,010円
砂防設備使用料	1人 9,504円	1人 7,225円

(西部建設事務所安芸太田支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
道路損傷原因者負担金	1人 184,144円	0人 0円

(西部建設事務所東広島支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成23年11月]
道路使用料	2人 93,130円	1人 87,530円
河川使用料	2人 3,510円	2人 3,510円
公有水面使用料	1人 15,480円	1人 15,480円
道路事故応急処理費求償金	1人 31,500円	1人 31,500円
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	2人 221,844円	1人 211,123円

措 置 の 内 容

(西部建設事務所)

滞納債権については、文書・電話による督促等及び訪問徴収を行うとともに、財産調査の上、滞納処分による債権回収を行った。

また、債務承認、分割納付等の時効中断効果のある手法を適用しながら、資力がなく滞納処分による債権回収ができない滞納者には執行停止処分を行った。

今後は、引き続き債権管理の徹底を図り、消滅時効到来後速やかに欠損処分を行う。

区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
工事契約解除に伴う 違約金・延納利息				3人 801,553円
道路使用料	2人 299,270円	1人 100円		
河川使用料	4人 51,630円	2人 372,490円		
海岸使用料	1人 1,123,520円		1人 22,000円	
公有水面使用料	1人 62,100円			
行政代執行弁償 金(道路, 港湾)	1人 12,710,531円			
行政代執行弁償 金(河川)		1人 241,500円		
その他弁償金 (河川)	1人 368,600円		1人 1,000円	

なお、未納額(平成25年8月末)のうち、次のものについては滞納処分の執行停止済である。

道路使用料 1人 9,718円(平成25年2月1日)

河川使用料 4人 51,630円(平成24年3月15日 19,350円, 平成24年9月25日 6,300円,
平成25年1月7日 24,090円, 平成25年2月1日 1,890円,)

(西部建設事務所呉支所)

区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
漁港使用料	1人 431,280円	1人 840円		
公有水面使用料	2人 204,720円	1人 144,510円		1人 101,160円
海岸使用料	1人 8,640円			

未納額(平成25年8月末)のうち、次のものについては滞納処分の執行停止済である。

公有水面使用料(平成24年2月29日) 3,840円(1人)

海岸使用料(平成24年2月29日) 8,640円(1人)

(西部建設事務所廿日市支所)

河川使用料

申請者が行方不明状態となっており、引き続き所在確認を続けていく。

砂防設備使用料

行政に対する不満により支払いが滞っており、引き続き本人への説明を続けていく。

区 分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
河川使用料	1人 4,020円			
砂防設備使用料	1人 9,504円			

(西部建設事務所安芸太田支所)

督促及び金融機関に対する財産調査をしたが預金がなかった。

引き続き、税務課及び道路河川管理課と対応を協議し、効果的な督促を行う。

区 分	未納額 (平成 25 年 8 月末)	全額納入額 (平成 25 年 8 月末)	部分納入額 (平成 25 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 25 年 8 月末)
道路損傷原因者 負担金	1 人 184,144 円			

(西部建設事務所東広島支所)

区 分	未納額 (平成 25 年 8 月末)	全額納入額 (平成 25 年 8 月末)	部分納入額 (平成 25 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 25 年 8 月末)
道路使用料	1 人 5,600 円			1 人 87,530 円
河川使用料	1 人 1,620 円			1 人 1,890 円
公有水面使用料	1 人 15,480 円			
道路事項応急処 理費求償金		1 人 31,500 円		
工事契約解除に 伴う違約金・遅延 利息	2 人 221,844 円			

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、単年度契約にもかかわらず、年度開始前に契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

契約名	一般国道 487 号 (警固屋音戸バイパス) (仮称) 第 2 音戸大橋の工事記録映像作成業務【平成 23 年度】業務委託
根 拠	地方自治法第 208 条

措 置 の 内 容

【原因】

旧年度中に伺う新年度の単年度契約については、契約締結日を新年度の 4 月 1 日以降とすることが徹底されていなかった。

【措置内容】

例年 3 月に会計管理者 (審査指導課) から各総務事務所長及び各出納員へ通知されている内容を職員に周知徹底した。今後は、当該通知内容を遵守する。

監 査 結 果 (意 見)

【事務処理の適正化について】

昨年 4 月、道路占用申請の事務処理が 3 年間にわたって放置されていた事案が判明した。

こうした事案は、文書の收受事務が適正に行われるとともに、管理監督者による事務の進捗状況の把握が的確になされていけば、未然に防止することが可能であったものと考えられる。

再発防止に向けたチェック体制を確立し、事務処理の進行管理を徹底する必要がある。

措 置 の 内 容

「占用許可事務等の適正処理について」（平成 24 年 4 月 6 日付土木局長，農林水産局長通知）に基づき次のとおり，事務処理を行っている。

- 1 共有のチェックリストを作成し，受付・許可等の処理状況を共有し，担当係長が，毎月進行管理を行い，適正な事務の執行を行う。
- 2 担当課長が，四半期ごとに事務担当者への進行管理を実施し，事務上の問題点を把握することにより，課題への早期対応を図る。
- 3 四半期ごとに事務所から進行管理について報告を求め，必要があれば指導を行い，適正な事務処理の推進と再発防止を図る。

28 広島ヘリポート管理事務所（旧広島西飛行場事務所）（監査年月日：平成 24 年 7 月 17 日）

監 査 結 果（指摘事項）

【ア 旅行命令について】

旅行命令について次のとおり不適切な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

内 容	根 拠
旅費が支給されない公用車利用の旅行命令について，旅行命令簿が作成されていないものがあった。	職員の旅費に関する条例第 4 条第 4 項
直行・直帰による旅行において，判断要素となる用務開始時間等の必要事項が旅行命令簿に記載されていないものがあった。	旅行命令（依頼）簿作成要領（平成 8 年 4 月 1 日施行）（別紙）（1）様式第 1 号 備考 ア（ア）

措 置 の 内 容

【原因】

（旅行命令簿）旅費が支給されないため，出張でありながら旅行命令簿の作成を失念していた。
（直行・直帰）旅行申請・復命時の旅行者本人及び旅費担当者によるチェックが十分でなかった。

【措置内容】

（旅行命令簿）旅行申請時には，旅費支給該当か否かにかかわらず，旅行命令簿の作成が必要なことを再度認識させるとともに，旅費担当者は，定期的（少なくとも月 1 回）に庁用自動車使用簿と照合し，チェックを行っている。

（直行・直帰）旅行申請時において，旅行者本人に判断要素となる用務開始・終了時刻等の記入を徹底させ，復命後においても，旅費担当者によるチェックを強化した。

監 査 結 果（指摘事項）

【イ 物品の購入について】

備品として購入すべき物品について，消耗品として購入しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

購入物品	標準安全器（墜落防止装置エスコートレール専用安全器具）
購入金額	131,670 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
根 拠	広島県予算規則第 3 条第 2 項及び第 3 項 広島県物品管理規則第 3 条第 1 項

措 置 の 内 容

【原因】

当所では、金額が5万円以上であっても、航空灯火の電球のように消耗品に該当する物品があり、当該物品においても、高所灯火点検器具であることから、灯火関連物品と判断し、誤って消耗品として事務を進めた。

【措置内容】

- ・ 平成24年度において、備品登録処理した。
- ・ 使用状況等実態を熟慮して備品かどうか判断することとした。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ウ 厚生年金保険料控除額の算定について】

被保険者から控除する厚生年金保険料について、適用する保険料率に誤りがあったため控除額の不足が生じていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	厚生年金保険法第82条
-----	-------------

措 置 の 内 容

【原因】

保険料率の改定が把握されておらず、旧料率のまま事務が進められていた。

【措置内容】

- ・ 正当な保険料率を再度確認し、不足分を調定処理後、納付書により納付させた。
- ・ 料率改定情報の把握に努め、担当者説明会には開催の都度出席し、最新の情報について遺漏がないようにしている。

29 公立大学法人県立広島大学 (監査年月日：平成25年1月11日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ア 長期未収について】

授業料等において長期未収(過年度分)となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(広島キャンパス) (監査日現在確認分)

種 類	人 数	金 額
授業料	3人	280,050 円

(庄原キャンパス) (監査日現在確認分)

種 類	人 数	金 額
授業料	7人	2,963,050 円
施設費	4人	109,200 円

措 置 の 内 容

(広島キャンパス)

区分	未納額 (平成 25 年 8 月末現在)	全額納入額 (平成 25 年 8 月末現在)	部分納入額 (平成 25 年 8 月末現在)	不納欠損処分額 (平成 25 年 8 月末現在)
大学使用料(授業料)	0人 0円	2人 101,850円	0人 0円	1人 178,200円

分納の履行により、2名については、平成 25 年 3 月末現在、完納した。

残る 1 名については、外国人で、現在、本国へ帰国し所在不明であり、かつ国内に差押えが可能な財産がないため、3月 29 日、徴収停止にした。

(庄原キャンパス)

区分	未納額 (平成 25 年 8 月末現在)	全額納入額 (平成 25 年 8 月末現在)	部分納入額 (平成 25 年 8 月末現在)	不納欠損処分額 (平成 25 年 8 月末現在)
大学使用料(授業料)	4人 2,361,800円	3人 76,650円	3人 524,600円	0人 0円
大学使用料(施設費)	3人 68,000円	1人 15,600円	2人 25,600円	0人 0円

- ・完納者 3 名
- ・簡易裁判所へ支払督促後、同裁判所の和解判決により、月額 2 万円を分納する者 1 名(1,140,600 円)
- ・支払確約書により分納している者 3 名 計月額 62,000 円を返納中

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)

(ア)「緊急の必要により競争入札に付することができない」という理由で随意契約を行っているが、業務の委託が必要となったときから契約締結まで 2 か月を要するなど、緊急性が認められないものがあつた。

契約名	労働者派遣委託(研究開発業務)(平成 23 年度)
根 拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第 44 条第 1 項 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第 27 条第 1 項第 3 号

措 置 の 内 容

【原因】

当初は公募により当該業務を遂行できる人材を確保することとしていたが、高度な技術を要する専門人材であることから確保の目途が立たず、研究職専門の人材派遣会社からの派遣を前提とした随意契約により対応したため、結果として調整と事務処理に時間を要した。

【措置内容】

今後、業務の執行に当たっては、業務内容・雇用期間を精査し、速やかに契約を締結する。

監査結果(指摘事項)

(イ) 予定価格が執行伺により定められ、契約担当職員以外の者が知り得る状態となっていた。

契約名	労働者派遣委託(研究室事務用機器操作業務)(平成23年度)
根拠	公立大学法人県立広島大学会計規程第44条第1項 公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程第10条

措置の内容

【原因】

執行伺の「予定価格欄」には「予定価格は別途契約担当職員が定める」旨の記載をすべきところであったが、誤って設計金額を記入したことによる。

【措置内容】

会計規程及び契約事務取扱規程を順守し、執行伺の「予定価格欄」には別途契約担当職員が定める旨を記載し、契約締結伺には、契約担当職員が別途作成した予定価格調書を編てつする等、事前に契約担当職員以外の者が知り得ることのないようにした。

監査結果(指摘事項)

【ウ 工事請負契約の事務処理について】

次の工事請負契約において、業務の完了検査に合格する前に引渡書を受領していた。適正な事務処理に努められたい。(三原キャンパス)

契約名	県立広島大学三原キャンパス法面崩壊防止対策工事
根拠	建設工事請負契約約款第31条第4項

措置の内容

【原因】

請負業者から完成通知書と引渡書が同時に提出され、完成検査が合格であったため、そのまま受領してしまったものである。

【措置内容】

今後は、契約書添付の建設工事請負契約約款の規定に従い、適正な事務処理を行う。
具体的には、完成検査前に引渡書が提出された場合は、これを返戻することとする。

30 財団法人もみのき森林公園協会 (監査年月日:平成24年12月5日)

監査結果(指摘事項)

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理について、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 次の委託契約において、指名競争入札又は一般競争入札が可能であったにもかかわらず、随意契約によっていた。

契約名	固形状一般廃棄物の収集運搬処理業務(平成23年度,平成24年度)
根拠	財団法人もみのき森林公園協会財務規程第51条第1項及び第52条第1項第7号

措置の内容

【原因】

財務規定を十分確認しないまま、前例に倣って誤った処理をしていた。

【措置内容】

平成 25 年度は、これまでどおり随意契約を行ったが平成 26 年度からは財務規程に基づき、指名競争入札により適正に契約事務を行うよう指導した。

監査結果(指摘事項)

(イ) 次の契約において、随意契約を締結する際に必要な予定価格の設定及び見積書の徴取が行われていなかった。

契約名	固形状一般廃棄物の収集運搬処理業務（平成 23 年度，平成 24 年度） 汚水処理施設の維持管理業務（平成 23 年度，平成 24 年度） 専用水道水質検査業務（平成 23 年度，平成 24 年度） 特殊建築物管理業務（平成 23 年度，平成 24 年度） ボイラー設備保守点検業務（平成 23 年度，平成 24 年度）
根拠	財団法人もみのき森林公園協会財務規程第 52 条第 2 項及び第 3 項

措置の内容

【原因】

財務規定を十分確認しないまま、前例に倣って誤った処理をしていた。

【措置内容】

平成 25 年度は、これまでどおり契約を行ったが、平成 26 年度からは財務規程に基づき、設計額の積算及び予定価格の設定を行う等、適正な契約事務を行うよう指導した。

監査結果(指摘事項)

【イ 自主事業の収入について】

自主事業の収入について、直ちに収入伝票を起票せず、現金を金庫に保管しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

金額	71,100 円（イベント参加費用）
根拠	財団法人もみのき森林公園協会財務規程第 10 条第 2 項第 1 号及び第 29 条第 1 項

措置の内容

【原因】

指定管理者が行う自主事業ではなく、関係者で立ち上げた実行委員会が主催したイベントについて、協会が経理を行っており、参加費用の預かり金の一部を一時的に金庫に保管していた。

【措置内容】

実行委員会イベント終了後、清算した。

監 査 結 果 (指摘事項)

【ウ 減価償却費の計上について】

法人の財務規程上、減価償却は毎年度行うこととなっているが、平成23年度決算において、減価償却費が計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	財団法人もみのき森林公園協会財務規程第57条第1項
-----	---------------------------

措 置 の 内 容

【原因】

平成23年度決算においては、税理士から「法人税法上単年度において減価償却費の計上をしなくても問題はない」とアドバイスを受け、減価償却費を計上しなかった。

【措置内容】

平成24年度決算は、財務規程に基づき減価償却費を計上した。

31 財団法人広島県環境保全公社 (監査年月日：平成25年2月6日)

監 査 結 果 (指摘事項)

【工事請負契約の事務処理について】

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に係る手続が行われていなかった。財団法人の設立目的を踏まえ、適正な事務処理に努められたい。

工事名	五日市地区産業廃棄物等埋立処分場余水池埋立・その他工事（平成24年度）	
内 容	契約書に、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等が明記されていなかった。	発注者から市へ工事着手7日前までに行う分別解体等の計画等の届出が行われていなかった。
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項

措 置 の 内 容

【原因】

契約書に解体工事に要する費用等を明記しなければいけないこと、また、解体等の計画等について発注者側が行うことを認識していなかった。

【措置内容】

- 1 契約書に、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等が明記されていなかった。
今後、建設工事の発注においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を遵守し、契約書に解体工事に要する費用等を明記する。
- 2 発注者から市へ工事着手7日前までに行う分別解体等の計画等の届出が行われていなかった。
今後、建設工事の発注においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を遵守し、工事着手7日までに、届出書により届け出る。

32 福山リサイクル発電株式会社 （監査年月日：平成 25 年 3 月 5 日）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【委託契約における競争性、透明性の確保について】 次の委託契約において、指名競争入札が可能であったにもかかわらず、随意契約によっていた。適正な執行に努められたい。</p>	
契約名	排ガス濃度及び環境調査等の分析業務（平成 23 年度、平成 24 年度）
根 拠	財務規程第 47 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 本社の財務規定制定以前から周辺の環境調査と施設完成後の排ガス濃度の分析を行っており、当時は数者から見積書を徴し、随意契約により行っていた。財務規定制定後も前例に従い、同様に数者から見積書を徴し、随意契約を行ってきた。財務規定の内容が徹底されていなかった。</p> <p>【措置内容】 監査後、事務処理について再確認するとともに、会社内で理解の徹底とチェック体制の強化を図った。平成 25 年度分から指名競争入札により実施している。</p>	

33 学校法人恵泉学園 （監査年月日：平成 25 年 3 月 5 日）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について】 平成 23 年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告書において、補助対象外とされている次の経費が補助対象経費として計上されていた。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の退職金 ・ 駐車場用地の賃借料 ・ スクールバス運営費、給食費等（保護者からの徴収金等の特定財源で補填されるもの） 	
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 平成 23 年度県補助金の実績報告書作成時に、指摘のあった経費について補助対象経費であると誤認していたため。</p> <p>【措置内容】 指摘のあった経費については、補助対象外経費とし、平成 23 年度県補助金実績報告書の添付資料の修正を指示し、修正した資料を受領した。</p>	

34 株式会社恐羅漢 (監査年月日：平成 25 年 3 月 5 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【ア 利用者満足度調査の実施について】 実施要領において、利用者満足度調査を行い県へ報告することとされているが、実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	牛小屋高原公園施設の管理に関する基本協定書第15条 牛小屋高原公園施設管理業務実施要領第6条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 下半期は、施設の利用者が少ないためアンケート調査を実施していなかった。</p>	
<p>【措置内容】 平成 24 年度はアンケート調査を通年実施した。平成 25 年度も通年実施する予定。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【イ 委託業務の再委託について】 基本協定書において、委託業務の再委託を行う場合には県の承認を得ることとされているが、手続をせずにに行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
委託業務名	水質検査業務 (平成23年度)
根 拠	牛小屋高原公園施設の管理に関する基本協定書第12条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 県の承認を得る手続を失念していた。</p>	
<p>【措置内容】 平成 24 年度及び平成 25 年度は、県への申請を行い、承認を受けた。</p>	

35 一般財団法人休暇村協会 (監査年月日：平成 25 年 3 月 5 日)

監 査 結 果 (意 見)	
<p>【管理費用の按分方法について】 指定管理施設に関する平成 23 年度事業報告書において、2か所ある浄化槽のうち1か所については、その大部分が指定管理施設に含まれない施設からの排水を処理しているにもかかわらず、その管理費用の全額を指定管理者の負担としていた。当該管理費用の按分方法について、合理的かつ明確なものに改める必要がある。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>該当の浄化槽の管理費用について、平成24年度から人槽按分により算定することとした。(浄化槽全体670人槽に対し、指定管理施設分1施設[便所]50.5人槽分)</p>	

36 乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体
(監査年月日：平成 25 年 1 月 17 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【指定管理業務における再委託の手続について】 指定管理業務のうち、事業計画書に記載されている業務を除いた次の業務について、事業計画書への記載や基本協定書に定められた県の承認手続を行わないまま、再委託を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
業務名	レストラン (平成 24 年度) ミュージアムショップ (平成 24 年度) 定期清掃業務 (平成 24 年度) 空調機フィルター点検交換業務 (平成 24 年度) 空調設備自動制御機器保守点検業務 (平成 24 年度) 自動ドア保守点検業務 (平成 24 年度) 駐車場保守点検業務 (平成 24 年度) 中央監視設備保守点検業務 (平成 24 年度) 熱源設備保守点検業務 (平成 24 年度) 非常電源設備点検業務 (平成 24 年度) 建築設備点検業務 (平成 24 年度) 消防設備点検業務 (平成 24 年度) 排水槽清掃業務 (平成 24 年度) ボイラーばい煙測定業務 (平成 24 年度) 生物・環境検査 (平成 24 年度) 所蔵作品展展示・撤収業務 (平成 24 年度)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 基本協定書の内容を十分精査せずに前例になっていた。 また、事業計画書への記載を失念していた。</p> <p>【措置内容】 平成 25 年度は事業計画書に記載し、適切に事務処理を行っている。</p>	

37 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 (監査年月日：平成 24 年 12 月 21 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【ア 人件費の支給について】 臨時職員の通勤手当について、次のとおり支給誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
支給年月	平成 24 年 4 月分 (5 月支給)
過大支給額	1 名分 280 円
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 出勤日数の確認作業にミスがあったため。</p> <p>【措置内容】 過大支給分については、戻入処理 (平成 24 年 12 月分支給額と相殺) を行った。 また、以降、複数人による確実な事務処理の徹底に努めた。</p>	

監査結果(指摘事項)

【イ 資産の適正な管理について】

資産の管理について、什器備品の当期末残高を誤って計上したり、廃棄した備品の減価償却費を計上するなどの不適正な事務処理により、平成 23 年度決算における貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録に誤りが生じていた。

固定資産台帳を会計システムと連動させるなど、会計処理のあり方や資産の管理について抜本的な見直しを行い、適正な事務処理に努められたい。

(単位：円)

区 分	勘定科目	誤	正	差引
貸借対照表 (一般会計)	固定資産			
	その他固定資産	249,044,765	251,872,327	2,827,562
	什器備品	104,632,984	107,460,543	2,827,559
	車両運搬具	94,111,207	94,111,210	3
正味財産増減計算書 (一般会計)	経常費用 管理費			
	減価償却費	69,705,569	66,878,007	△2,827,562

措置の内容

【原因】

資産管理及び決算事務に係るチェック体制が不十分であったため。

【措置内容】

当該誤りについては、平成 24 年度に前期損益修正益を計上し、修正するとともに、法人税等の修正申告を行った。また、平成 24 年度に決算事務等に係るチェック・ポイントを整理した経理実務マニュアルを策定し、複数人で計上数値を確認することとした。

監査結果(指摘事項)

【ウ キャッシュフロー計算書の誤りについて】

キャッシュフロー計算書の当期一般正味財産増減額に誤りがあった。

正味財産増減計算書との突合を行ってれば、こうした誤りは容易に発見できることから、決算事務全般のチェック体制を見直すなどして、適正な事務処理に努められたい。

(単位：円)

区 分	勘定科目	誤	正	差引
キャッシュフロー 計算書	当期一般正味財産増減 額	1,826,259	17,499,848	15,673,589

措置の内容

【原因】

決算事務に係るチェック体制が不十分であったため。

【措置内容】

平成 24 年度に決算事務等に係るチェック・ポイントを整理した経理実務マニュアルを策定し、複数人で計上数値を確認することとした。

監査結果(意見)

【ア 県からの委託事業で購入した物品の管理について】

県からの委託事業で購入した次の備品について、委託契約中に備品を購入した場合の取扱いが明示されておらず、その帰属先が明確でないものがあった。県との協議の上、早急に帰属先を決定し、適切に管理する必要がある。

契約名	地域保健医療確保対策業務契約（平成23年度）
備品名	ALSシミュレーター他 フィジカルアセスメントモデルフィジコ他

措置の内容

県と協議した結果、覚書を締結することにより、備品の帰属先は県とし、管理は引き続き公益財団法人広島県地域保健医療推進機構で行う方針とした。

監査結果(意見)

【イ 内部統制の徹底について】

資産管理事務や決算事務の過程において、チェック機能が十分に働かなかったため、財務諸表等に誤った数値が計上された。

このような誤りを防止するため、早急に事務局内部におけるチェック体制の整備を図るとともに、監事と事務局が連携して、監査体制の強化に向けた取組を進める必要がある。

措置の内容

平成24年度に資産管理や決算事務等に係るチェック・ポイントを整理した経理実務マニュアルを策定し、財務諸表等の作成に当たっては、複数人で計上数値を確認することとした。

また、平成25年4月に監事監査規程を策定し、監査体制の整備を図るとともに、平成25年度からは、全ての理事会について、監事に出席してもらうこととするなど、内部統制の徹底に向けた取組を推進した。

38 株式会社ひろしまイノベーション推進機構（監査年月日：平成25年2月8日）

監査結果(指摘事項)

【個別注記表の記載について】

個別注記表では、有形固定資産の減価償却は、定率法を採用することとしているが、建物については定額法が採用されていた。適正な事務処理に努められたい。

措置の内容

【原因】

減価償却資産全体に占める建物の割合は大きくないこと、税務上建物については定額法しか採用できないことを踏まえて、「定率法を採用」と記載していたもの。

【措置内容】

第2期（平成24年度）決算報告書より「定率法（建物（附属設備を除く）については定額法）を採用」との記載に変更した。

監査結果(意見)

【ア 社内規程の整備について】

会社設立以来1年半が経過し、社内規程の整備が順次進められているが、会計処理、契約等財務に関する基本規程が未だ整備されていない。事務の適正化、効率化を図るため、速やかに整備する必要がある。

措置の内容

会計処理を委託している会計事務所と協議し、平成25年度下半期にプロジェクト化して所要の規程類を整備する予定としている。

監査結果(意見)

【イ 資産除去債務について】

賃貸借契約を締結して会社事務所として使用している物件について、内装等の改修工事を行って使用しているが、契約を解除する場合には、改修工事を行う前の状態に原状回復することが義務付けられている。この場合においては、資産除去債務が発生するものであり、原状回復に要する経費を見積もった上で、貸借対照表への資産除去債務の計上及び損益計算書への費用計上を行うか、又はその経費の合理的な見積りができない旨の注記を個別注記表に記載することについて検討する必要がある。

措置の内容

第2期(平成24年度)決算報告書より、オフィス退去時における原状回復に係る債務を有していること及び賃借資産の使用期間が明確でなく当該債務を合理的に見積ることができないことを注記している。

39 広島県商工会連合会 (監査年月日：平成24年11月26日)

監査結果(意見)

【事業の実績確認について】

小規模事業経営支援事業費補助金のうち、広島県商工会連合会から各商工会へ交付された補助金について、補助対象要件である法定会員加入率を水増し、不正に受給していた事案があった。
再発防止に向けて、日頃から各商工会に対し適切な指導に努めるとともに、補助金申請時における書類の審査の充実強化を図る必要がある。

措置の内容

各商工会において、複数職員による相互チェック体制など内部統制の強化や、事務処理マニュアル、会費台帳の整備・管理の徹底、商工会職員に対する研修指導の充実、チェックマニュアルによる検査の強化など再発防止に努めている。
また、今年度から監査室を設置し、公認会計士と共に立入検査を実施するなど検査体制の強化を図った。補助金申請前において、会員名簿を提出し、事前チェックを行っている。

40 呉商工会議所 （監査年月日：平成25年3月15日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【補助金の実績報告について】 補助金の実績報告について、次のとおり不適切な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。	
補助金名	平成23年度小規模事業経営支援事業費補助金
内容	補助対象経費である経営指導員等の地域手当の実績報告に当たり、100円未満切り捨てで計算して実績報告すべきところ、100円未満を四捨五入で計算して実績報告を行ったため、4,800円過大交付になっていた。
措 置 の 内 容	
【原因】 地域手当の計算において、100円未満の端数処理を誤っていたため、過大な実績報告となった。	
【措置内容】 過大交付となっていた4,800円の返還を県から命じられたため、平成25年9月27日に返納した。	

監 査 結 果 (意見)	
【中小企業者等を対象とした相談窓口を周知するチラシについて】 平成23年度地域中小企業支援センター事業費補助金を活用して作成された呉市・江田島市の中小企業者等を対象とした相談窓口を周知するチラシについて、窓口は平成23年4月から設置されていたにもかかわらず、平成24年2月に作成し、本来中小企業者全般を対象に配布すべきところ、呉商工会議所の会員にのみ配布を行っていた。チラシの作成及び配布時期が遅く、配布対象者の範囲も限られていたことから、当該補助金の効果をより有効なものにするためにも、早い時期に幅広く事業対象者に周知できるようなチラシの作成、配布を行う必要がある。	
措 置 の 内 容	
今後の対策について地域中小企業支援センターを所管する県と協議し、チラシ等広報ツールの作成時期及び周知範囲については、適切な時期に会員以外へも幅広く実施することとした。会員以外への周知方法としては、呉市、呉広域商工会、江田島市商工会と連携し、各団体のホームページや各種名簿等を活用し、必要性と予算を考慮し、可能な範囲内で効果的な広報手段を講じていくこととした。	

41 広島空港ビルディング株式会社 （監査年月日：平成25年1月16日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【ア 前回監査時における指摘事項、意見の改善について】 前回監査時（平成23年2月執行）において是正するように指摘、意見している次の項目について、平成24年5月に報告されたその取組状況においては、「24年度中には改定（整備）を行うよう努める」とされていたが、実際には改善に着手していなかった。早急に改善されたい。 (ア) 経理規程の見直しについて（前回指摘事項） 平成18年4月の会社法の施行に伴い必要となる経理規程の改定が行われていなかった。	

措置の内容

【原因】

改定準備のため他社事例等を収集していたが、これに手間取ったため、実際の着手が遅れ、24年度中に改定整備することができなかった。

【措置内容】

平成25年7月に新たな「経理規程」を整備した。

監査結果(指摘事項)

(イ) 資金管理方針の整備について(前回意見)

平成21年に、県は「県出資法人の資金管理方針に係るガイドライン」を参考に資金管理方針を定め、効率的な資金管理を行うように県出資法人に対して依頼しているが、管理方針が整備されていなかった。

措置の内容

【原因】

策定準備のため他社事例等を収集していたが、これに手間取ったため、実際の着手が遅れ、24年度中に整備することができなかった。

【措置内容】

平成25年7月に「広島空港ビルディング(株)資金管理方針」を整備した。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約について、契約書に定められた再委託の処理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	設備管理業務委託(平成24年度)
-----	------------------

措置の内容

【原因】

担当者の契約処理内容に関する認識不足と社内の進捗管理が十分でなかったため。

【措置内容】

改めて、再委託契約を締結した。

再発防止のため、会社全体に今回の指摘事項を周知するとともに、契約処理に関する一覧表を作成し、社内でも共有し相互チェックを行うことにより、適正な業務管理を行うこととした。

監査結果(指摘事項)

【ウ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、契約書に定められた工期終了後に工期延長の変更契約を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島空港ビルディング運行情報表示システム更新工事(平成23年度)
-----	----------------------------------

措置の内容

【原因】

担当者の契約手続時期の認識不足と所属内の進捗管理が十分でなかったため。

【措置内容】

再発防止のため、会社全体に今回の指摘事項を周知するとともに、契約手続に関する一覧表を作成し、社内で共有し相互チェックを行うことにより、適正な業務管理を行うこととした。

42 公益財団法人広島県体育協会（監査年月日：平成25年2月7日）

監査結果(意見)

【広島県体育協会が実施する競技団体への補助金交付事業について】

国民体育大会参加選手強化事業の実施等に係る補助金を競技団体等に交付する際の手続については、広島県体育協会が定める各事業の補助金の手引によることとされているが、平成23年度に実施した補助金事業において、次のとおり補助金交付額や事務処理の状況が手引の規定に反するものが見受けられた。

手引の規定と事務処理の実態とを点検・確認の上、適切な事務処理を行う必要がある。

ア 国体成年選手強化事業及びトップアスリート育成強化事業（国体少年選手強化）について、手引で定める期限後に申請手続を行っている団体が複数見受けられた。

事業名	国体成年選手強化事業	トップアスリート育成強化事業 (国体少年選手強化)
対象団体数	40団体	38団体
期限後に交付申請を行った団体数	6団体	9団体

措置の内容

平成25年5月、補助金に係る証憑書類等の検査確認を実施し、全競技団体に対し、当該申請手続を含むすべての事務における期限厳守を徹底するよう個別に口頭で指導した。

競技団体と連絡を密に図り、指導を強化して参りたい。

監査結果(意見)

イ トップアスリート育成強化事業に含まれる「ジュニア強化育成事業（指導者養成）」について、複数の団体が手引に規定する補助上限額を超過する補助金の交付を受けていた。

また、手引の規定では対象経費として認められない事業に対して補助金を交付していた。

状 況	団体数
補助の上限額を超過する補助金を受けていた団体数	13団体
規定上対象となっていない事業に対する補助金を受けていた団体数	1団体

措置の内容

補助対象事業の内容を改めて精査するとともに、当該補助金交付要綱を改正（平成25年4月1日）し、併せて手引きの規定等も改正した。

【企業局】

企業局（監査年月日：平成24年7月20日）

監査結果（指摘事項）

【ア 長期未納（過年度分）について】

次の収入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成23年度決算額]	参 考 [平成22年度決算額]
土地造成事業会計	1	延納利息〔土地売却代金の延納に係るもの〕（土地整備課） 2人 70,481,960円	4人 270,571,151円
	2	雑収益〔固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分〕（土地整備課） 1人 854,100円	1人 854,100円
	3	損害金〔土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用〕（土地整備課） 2人 36,087,394円	2人 37,187,394円
	4	延滞金（土地整備課） （土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金） 2人 13,780,032円	2人 13,780,032円
供給事業会計 広島水道用水	1	損害金〔土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用〕（水道課） 2人 2,693,767円	2人 2,693,767円

措 置 の 内 容

区 分		未納額 (平成25年 9月末)	全額納入額 (平成25年 9月末)	部分納入額 (平成25年 9月末)	不納欠損 処分額 (平成25年 9月末)
土地造成事業会計	1	延納利息〔土地売却代金の延納に係るもの〕(土地整備課) 2人 64,901,960円	0人 0円	2人 5,580,000円	0人 0円
	2	雑収益〔固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分〕(土地整備課) 1人 854,100円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
	3	損害金〔土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用〕(土地整備課) 2人 33,437,394円	0人 0円	1人 2,650,000円	0人 0円
	4	延滞金(土地整備課) 〔土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金〕 2人 13,780,032円	0人 0円	0人 0円	0人 0円
供給事業会計	1	損害金〔土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用〕(水道課) 2人 2,693,767円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

(土地造成事業会計)

- 長期未収金については、引き続き、債務者との定期的な協議等により、対象法人の資産・経営実態を把握するとともに、債務返済計画の確実な履行、状況に応じて繰上返済や法的措置を実行することにより、できるだけ速やかな債権回収に努める。
- また、延納分割契約の該当法人については、約定債務返済の履行について事前指導を行うことにより、新たな未収金発生の予防に努める。
- なお、収入未済の発生が予想される場合、事前に債務者との協議を通じ、財務状況等を把握するとともに、対応方策を関係者と検討を行うことにより、未収債権の長期化・高額化の防止や早期回収に努める。

(広島水道用水事業会計)

- 債務者2人の内1人の自宅を訪問し、滞納金明細書を交付するとともに、生活状況などについて調査を行った。今後も税務課債権管理支援担当と連携して、回収等におけるノウハウを蓄積しながら未納の早期解消に向け取り組んでいくとともに、広島市水道局との連絡・情報交換を行う。

監査結果(指摘事項)

【イ 普通財産の貸付等について】

企業との契約の解除により、土地・建物の明け渡しを受けた工業団地内の土地に、電柱等が設置されていたにもかかわらず、設置者から借受申請書が提出されるまでその事実を把握していなかったため、県有財産賃貸借契約の締結が遅延していた。財産の適正な管理に努められたい。(土地整備課)

根拠

広島県公営企業財務規程第110条第2項
広島県公有財産管理規則第19条及び第31条第1項

措置の内容

【原因】

当該土地は、売買契約により企業に引き渡しており、本県としては、電柱等の設置を直接知りうる立場になく、また、契約解除による土地・建物の明け渡しを受ける際、電柱等の設置の有無についての確認が不十分であったため。

【措置内容】

今後は、契約解除その他の事由により土地・建物の明け渡しを受ける際には、電柱等の設置の有無について現地確認するとともに、元占有者から事実関係の確認を行うことにより、再発を防止する。

監査結果(意見)

【ア 土地造成事業会計の今後のあり方について】

土地造成事業は、土地の分譲促進を図るための分譲価格の見直しや大規模分譲割引により、土地売却収益が原価を割る分譲が続いており、当年度の分譲価格で未分譲地を完売できたと仮定した場合の試算でも多額の損失が見込まれる。このため、独立採算制を基本とする公営企業として維持・継続する意義は極めて乏しくなっている。

昨今の経済情勢などから、資金収支の悪化も懸念されるなど、当事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、第三セクター等改革推進債の活用期限や地方公営企業会計制度の見直しのタイミングも考え併せると、土地造成事業会計のあり方について、県全体の課題として全庁的な検討を早急に始める必要がある。(土地整備課)

措置の内容

- 土地造成事業会計のあり方については、一般会計を含めた県全体の財政運営・産業政策上の課題であるため、関係局と協議を進めているところであり、引き続き課題解決に向けた取組を進める。
- 企業局としては企業債の借換えによる財源対策を実施するとともに、償還財源を確保するため、引き続き分譲促進を最優先課題として積極的に取り組む。

監査結果(意見)

【イ 公民共同企業体の運営について】

水道事業は県民の生活や生命に直結する重要なライフラインである。事業の公共性、公益性が損なわれることのないよう、新会社における県のガバナンスを十分に確保することが必要である。

また、平成25年4月から広島西部地域水道用水供給水道において指定管理業務を開始し、順次、エリアを拡大する予定であるが、運営の実績を検証した上で、チェック機能が低下することのないよう県の技術力の保持にも十分留意し、慎重に進める必要がある。(水道課)

措置の内容

公民共同企業体「水みらい広島」の経営方針は、取締役会で決定されるが、経営部長が取締役に就任しており、県としても、事業計画や予算などの会社の経営方針の決定に参画し、公益性の観点から県のガバナンスを確保できる体制を整えている。

また、指定管理業務については、モニタリングを実施し、業務が適正に履行されているか確認・評価している。今後もチェック機能を果たすため、現場を踏まえた県の技術力の維持は必要なことから、公民共同企業体と連携しながら人材育成を図っていく。

モニタリングでは、運転監視操作業務、水質管理業務、施設管理点検業務など14項目において、業務が適切に履行されているか、業務履行状況の確認と、業務が要求する水準以上の品質を確保されているか、評価を行うことにしている。

(1) モニタリング項目

- ・ 業務実施状況 … 業務の実施内容（方法、頻度等）が適切に実施されているか確認
- ・ 業務水準（品質） … 品質向上やサービス向上等を評価、業務指標の評価
- ・ 総合評価 … 業務実施状況及び業務水準（品質）を総合的に評価（5段階評価）

(2) 実施時期

- ・ 履行確認 … 毎月
- ・ 総合評価 … 年度末（仮評価を概ね四半期毎）

(3) 実施方法

- ・ 月間業務報告書、事業報告書の確認
- ・ 実地の立入り

(4) 結果の公表等

- ・ モニタリング評価結果は、指定管理者に通知すると共に、ホームページ等で公表
- ・ 履行確認、仮評価の結果に基づき、随時、必要なフォローアップを実施

なお、四半期ごとに実施するモニタリングの仮評価については、要求水準どおり、適切に業務が実施されており、「良好」である。

監査結果(意見)

【ウ 地方公営企業会計基準の見直しに向けた対応について】

地方公営企業会計制度の見直しに係る政省令が施行されたことにより、遅くとも平成26年度予算・決算から、新たな会計基準を適用しなければならない。

この改正による財務諸表への影響について、シミュレーションにより把握、分析し、各会計で特に重要となる項目への対応を早急に行うとともに、現行財務規程の見直しや財務システムの改修等を計画的に進め、円滑な導入を図る必要がある。（企業総務課）

措置の内容

○ 平成25年9月までの取組

- (1) 「引当金」計上方法、「たな卸資産」の評価方法について決定した。
- (2) 計上が義務化される「退職給付引当金」については、期末要支給額を算定基準として計上不足額について、平成23年度から平成26年度までに計画的に積増しを行っている。
- (3) 平成24年度決算を受け、財務諸表への影響をシミュレーションを実施した。

○ 今後の取組

- (1) 適正な移行処理が行えるよう、監査法人と相談業務委託契約を締結した。
- (2) 財務規程の見直しは、平成26年度予算編成に反映させるよう、計画的に作業を進める。
- (3) 財務システム改修については、10月末仮納品をおこない、確認・補正作業を行う予定。
- (4) 平成25年度中に土地の時価評価を行う。

【病院事業局】

1 病院事業局 (監査年月日：平成 24 年 8 月 8 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【長期未納（過年度分）について】

次の収入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成 23 年度決算額]		参 考 [平成 22 年度決算額]	
1	医業未収金（移管病院分）	43 人	1,613,310 円	44 人	1,771,990 円
2	医業外未収金（移管病院分）	1 人	160 円	1 人	160 円
3	その他未収金（給与戻入及び行政財産明渡訴訟賠償金）	3 人	16,442,310 円	2 人	16,412,070 円

(注) 医業未収金（移管病院分）及び医業外未収金（移管病院分）は、旧県立瀬戸田病院及び旧県立神石三和病院の収入未済額を引き継いだものである。

措 置 の 内 容

区分		未納額 (平成 25 年 8 月末)		全額納入額 (平成 25 年 8 月末)		部分納入額 (平成 25 年 8 月末)		不納欠損処分額 (平成 25 年 8 月末)	
1	医業未収金	35 人	1,232,310 円	7 人	268,440 円	1 人	112,380 円	1 人	180 円
2	医業外未収金	1 人	160 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円
3	その他未収金	2 人	16,412,070 円	1 人	30,240 円	0 人	0 円	0 人	0 円

(注) 監査指摘額に対する平成 25 年 8 月末現在の人数及び未収金額。

1 及び 2 について

滞納債権については、平成 24 年度から司法書士法人への委託を行うことにより回収に努めているところである。

また、平成 24 年度においては、1 人 180 円について権利放棄を行ったところであるが、債務者が所在不明となっている案件など、回収努力を行ったにもかかわらず回収困難な債権については、権利放棄により債権整理を行っていく。

3 について

平成 21 年 12 月及び平成 22 年 1 月に財産開示請求を行い、債務者 2 法人ともに営業実態や資産はないことを確認している。また、平成 25 年 7 月に滞納している 2 法人の登記簿を確認したところ、2 法人とも解散していたため、今後は、権利放棄により債権整理を行っていく。

監 査 結 果 (意 見)

【地方公営企業会計基準の見直しに向けた対応について】

地方公営企業会計制度の見直しに係る政省令が施行されたことにより、遅くとも平成26年度予算・決算から、新たな会計基準を適用しなければならない。

この改正による財務諸表への影響について、シミュレーションにより把握、分析し、本会計で特に重要となる項目への対応を早急に行うとともに、現行財務規程の見直しや財務システムの改修等を計画的に進め、円滑な導入を図る必要がある。(県立病院課)

措 置 の 内 容

平成 25 年 5 月に外部の専門組織から新たな会計制度への移行作業等について助言・サポートを受けられる体制を整備した。この外部専門組織からの助言を得ながら、会計制度見直しが財務諸表に与える影響等のシミュレーションを行い、引当金の算定基準等の検討を行うとともに、財務システムについても、本年7月に開発業者を決定し、現在、導入作業を進めているところである。

今後も、国等からの情報収集等を行うとともに、外部専門組織からの助言等も得ながら、新会計基準への円滑な移行に向けた取組を進めていく。

2 県立安芸津病院 (監査年月日：平成 25 年 2 月 12 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ア 長期未納 (過年度分) について】

医業収益 (診療収入) 等において、長期未納 (過年度分) となっているものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納 (過年度分) [監査日現在確認分]		参 考 前 回 監 査 時 [平成 21 年 6 月]	
医業未収金 (個人負担分)	325 人	15, 896, 565 円	279 人	16, 121, 326 円
その他未収金	1 人	42, 000 円	0 人	0 円

措 置 の 内 容

区 分	未納額 (平成 25 年 8 月末)		全額納入額 (平成 25 年 8 月末)		部分納入額 (平成 25 年 8 月末)		不納欠損処分額 (平成 25 年 8 月末)	
医業未収金 (個人負担分)	225 人	13, 342, 180 円	98 人	977, 020 円	8 人	173, 205 円	2 人	1, 404, 160 円
その他未収金	0 人	0 円	1 人	42, 000 円	0 人	0 円	0 人	0 円

1 医業未収金 (個人負担分) について

次の措置を講じることによって、長期未納を 2, 554, 385 円減少させた。

- 不納欠損処分の実施 (患者から時効援用の主張があつたもの。)
- 支払督促及び催告の実施
- その他文書や電話等による納付指導
- 司法書士法人への回収委託

引き続きこの措置を講じると共に、総務課と医事課 (受付職員) との連携を密にし、積極的に支払い相談に応じる等、発生の防止に努めていく。

2 その他未収金について

支払督促の実施により、全額納入となつた。

監査結果(指摘事項)

【イ 常時の資金前渡の精算について】

常時の資金前渡について、毎月精算書を作成する必要があるが、作成していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県病院事業財務規程第1条第2項 広島県会計規則第33条
----	----------------------------------

措置の内容

【原因】

実際に現金支出のない月については精算書の作成は不要であると誤認していたこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、認識を改め、毎月精算書を作成している。

監査結果(指摘事項)

【ウ 検査調書の作成について】

一定金額以上の物品の購入及び業務委託について、検査職員は、履行確認の検査を実施した場合には、検査調書を作成する必要があるが、次の物品購入及び業務委託に関して、検査調書を作成していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

物品購入	内視鏡画像ファイリング端末 電子カルテ端末一式
業務委託	医療総合システム導入支援業務委託
根拠	物品の購入等に係る検査事務取扱要領(昭和61年4月1日) 支出マニュアル II 第3 14(2)(平成24年1月)

措置の内容

【原因】

担当者の検査調書作成漏れと所属内のチェック体制が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、作成漏れのないよう一覧表を作成して管理することとした。

監査結果(指摘事項)

【エ 物品購入契約の事務処理について】

予定価格が160万円を超える次の物品の購入契約において、競争入札とすべきところ、随意契約を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

物品	内視鏡画像ファイリング端末
根拠	地方公営企業法施行令第21条の14

措置の内容

【原因】

担当者の処理誤りと所属内のチェック体制が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、事務処理について再確認を行い、所属内でのチェック体制を強化した。

監査結果(指摘事項)

【オ たな卸資産減耗費及び薬品費の計上について】

平成 23 年度のたな卸資産減耗費の計上に当たって、不用品として処理した薬剤の数量の計上を誤り、たな卸資産減耗費及び薬品費の額が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県病院事業財務規程第 72 条
----	-------------------

措置の内容

【原因】

担当者の集計処理誤りと所属内のチェック体制が十分でなかったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、必ず 2 名以上で集計と確認を行うよう処理体制を強化した。

【教育委員会事務局】

1 教育委員会事務局 (監査年月日：平成24年8月24日)

監査結果(指摘事項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成23年度決算額]		参 考 [平成22年度決算額]	
1	給与に係る返還金(教職員課)	1人	126,054円	1人	126,054円
2	高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付金に係る貸出金償還 金(高校教育指導課)	6人	399,285円	8人	646,785円
3	地域改善対策高等学校等進学奨学金 貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	261人	68,542,399円	265人	64,873,655円
4	地域改善対策高等学校等進学奨学金 貸付金に係る戻入金及び返還金(高校 教育指導課)	39人	3,797,400円	39人	3,797,400円
5	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出 金償還金(高校教育指導課)	547人	47,436,399円	533人	43,773,710円
6	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入 金及び返還金(高校教育指導課)	11人	1,544,000円	13人	1,817,000円
7	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る 弁償金(高校教育指導課)	1人	33,647,445円	1人	33,767,445円
8	広島観音高等学校等学校諸費横領事 件賠償金に係る弁償金(高校教育指導 課)	1人	17,415,042円	1人	17,485,042円

措 置 の 内 容

	区 分	未納額 (平成25年7月末)		全額納入額 (平成25年7月末)		部分納入額 (平成25年7月末)		不納欠損処分額 (平成25年7月末)	
		人	円	人	円	人	円	人	円
1	給与に係る返還金 (教職員課)	1人	126,054円	0人	0円	0人	0円	0人	0円
2	貸出金償還金 (高校教育指導課)	5人	343,285円	1人	18,000円	3人	38,000円	0人	0円
3	貸出金償還金 (高校教育指導課)	190人	60,806,536円	71人	5,373,606円	33人	2,362,257円	0人	0円
4	戻入金及び返還金 (高校教育指導課)	23人	2,838,400円	0人	0円	0人	0円	16人	959,000円
5	貸出金償還金 (高校教育指導課)	125人	16,207,100円	423人	21,210,799円	110人	10,018,500円	0人	0円
6	戻入金及び返還金 (高校教育指導課)	9人	1,169,000円	2人	93,000円	8人	282,000円	0人	0円

	区分	未納額 (平成25年8月末)		全額納入額 (平成25年8月末)		部分納入額 (平成25年8月末)		不納欠損処分額 (平成25年8月末)	
7	弁償金 (高校教育指導課)	1人	33,497,445円	0人	0円	1人	150,000円	0人	0円
8	弁償金 (高校教育指導課)	1人	17,255,042円	0人	0円	1人	160,000円	0人	0円

1 給与に係る返還金

債務者が行方不明のため、住民票を取得し、表記されている住所地へ督促状を送付した。

また、平成23年9月以降、電話連絡や住所地への訪問を行い、債務者の家族と連携することができたが、債務者とは直接対応できない状態が続いた。

債務者の資力確認のため財産調査を行うに当たり、平成25年5月に戸籍の証明等を取得したところ、債務者の転居が判明したため、新しい住所地へ文書による催告を行った。

平成25年7月に債務者本人と連絡が取れ、納入の意思は確認できたが、一括返済の見込みは立たなかったため、今後は債務者の状況に応じた取り組みを行う。

2 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金

修学奨励金貸付金に係る返還金については、定期的に文書による納入指導を行うほか、家庭訪問、電話などによる督促を繰り返し行うなど計画的な納入を行うよう指導しており、長期末納（滞納繰越額）の解消に努めている。

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、文書・電話による督促や家庭訪問を行うなど、納入指導を徹底するとともに、長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期末納の解消に努める。

3 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教育委員会と連携して、未納解消に取り組んでいる。

今後も、市町教育委員会に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について、詳細な把握に努めるとともに、文書や電話などによる納付指導を通じて、納入促進を図る。

また、県担当者が市町担当者と同行、又は単独で自宅訪問し、直接指導するとともに、滞納者の個別の状況把握に努める。

4 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金

免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教育委員会と連携して、未納解消に取り組んでいる。

今後も、市町教育委員会に協力を依頼し、継続した取り組みを実施していく。

また、時効が完成している者については、欠損処分を視野に検討・実施するとともに、時効が完成していない者については、分割納付の指導を行っていく。

5 高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金

平成18年2月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、これに基づく納入指導や督促を行うなど、長期末納の解消に取り組んでいる。

平成19年7月に初めて1名（本人及び連帯保証人への再三の督促や面接指導にも応じず、一度も償還金の納入実績がない。）に対して、裁判所に支払督促の申立てを行った。（現在分割償還中）

平成20年12月には、償還対象者の増大に対応するため、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務について外部委託契約を締結し、平成21年1月から法的措置を除く回収督促業務を、同年2月から徴収業務（償還金の口座引落を導入）を実施している。

今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、本人又は連帯保証人に対して、文書・電話による督促や自宅訪問による納付指導を徹底する。

併せて、返還できる資力がありながら長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期末納の解消に努める。

6 高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金

未納者に対し、電話や文書等で指導を行い、回収に努める。

当該債務者の中には、戻入金に加え、貸出金償還金についても未納がある者があり、その者については、貸出金償還金について委託業者が行っている納付指導に対する反応などから状況を把握し、状況に応じた督促を行う。

また、退学や休学による奨学生の異動について、学校からの連絡が遅れることにより過誤納金が発生するケースが多いことから、学校に対し奨学生の異動について速やかに連絡するよう注意喚起の文書を年2回定期的に発出している。

7 賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金

平成9年10月に公正証書（債務承認弁済契約書）を作成し、月額2万円の返済がされていたが、平成18年10月31日付けて離職し、住居（寮）も退去させられたため、分納が中断した。以降、現在まで、住所不定で日々のアルバイトで生計を立てており、当初計画どおりの返済は極めて困難な状況にある。

このため、平成19年3月18日に本人と面談し、定期的に連絡することと、定職に就いた時点で再度返済計画を立てること、収入に応じて可能な限りの額を毎月納付することで合意し、これまで一定の納付はなされている。

今後も、定期的に本人と連絡を取り、定職に就いた時点で返済計画について改めて協議する。

8 広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金

平成18年10月30日に更生保護施設を退所し、自活するも、仕事は不定期で安定した収入が見込めないことから、平成18年11月から毎月3,000円の分割返済としていた。

その後、平成19年7月8日に本人と面談し、生活や収入状況を把握したところ、ある程度、安定的な状況であると認められたため、返済額を平成19年7月から毎月10,000円に増額した。

今後も定期的に、本人と連絡を取り、収入状況等を勘案し、月々の返済額について協議していく。

監査結果（指摘事項）

【イ 一般会計と特別会計の区分経理について】

高等学校等奨学金貸付事業に係る歳入歳出については、「広島県高等学校等奨学金特別会計」に計上し、一般会計と区分して経理することとしているが、この事業に係る貸付金の戻入金及び返還金を一般会計に計上していた。適正な事務処理に努められたい。（高校教育指導課）

内 容	・会計区分 一般会計 ・会計年度 平成23年度 ・予算科目 (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 戻入金及び返還金 ・調定額 2,062,000円 (収入済額518,000円及び収入未済額1,544,000円)
根 拠	広島県高等学校等奨学金特別会計条例第1条

措置の内容

【原因】

これまで、特別会計に予算科目が設定されていなかったため。

【措置内容】

新たに特別会計に予算科目を設定し、平成24年度について更正処理を行った。引き続き適正な事務処理に努める。

監査結果(指摘事項)

【ウ 委託契約における事務処理について】

委託契約について、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。
(ア) 設計額の算定において、前年度同一事業を実施した際の入札時の見積書を参考にしていました。

契約名	「ひろしま教育の日」ポスター及びチラシ制作・配付業務(平成23年度)(学校経営支援課)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)(平成22年4月1日)3(3)

措置の内容

【原因】

委託契約の事務処理において、設計額の算定の際に前年度の見積りでの算定が可能であると誤認していたこと。

【措置内容】

平成24年度の同業務においては、設計額の算定において、二者からの参考見積りを徴取し、設計額を算定した。

監査結果(指摘事項)

【ウ 委託契約における事務処理について】

委託契約について、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。
(ア) 設計額の算定において、前年度同一事業を実施した際の入札時の見積書を参考にしていました。

契約名	ミドルリーダー育成セミナー及び教育総合講座(リーダーシップ開発)業務(平成23年度)(教職員課)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)(平成22年4月1日)3(3)

措置の内容

【原因】

委託契約の事務処理において、設計金額の算定の際に、前年度入札時の見積書を参考に算定することが可能であると誤認していたこと。

【措置内容】

平成24年度の発注では、最新の見積書を参考に設計を行い、設計額を算定した。

監査結果(指摘事項)

【ウ 委託契約における事務処理について】

委託契約について、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。
(イ) 成果物の引渡しは検査後に行われなければならないにもかかわらず、検査前に行われていた。
(施設課)

契約名	県立学校コンクリート圧縮強度等調査委託業務 地区6(平成23年度)
根拠	建築設計業務等委託契約約款第34条第3項

措置の内容

【原因】

担当者の認識不足とチェック体制が十分でなかったこと。

【措置内容】

平成24年度以降の同様の契約においては、再発防止のため、複数でチェックを行い、適正な手続を行っている。

監査結果(指摘事項)

【ウ 委託契約における事務処理について】

委託契約について、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。
(ウ) 予定価格をあらかじめ定める必要があるにもかかわらず、見積書に相当する事業計画書の受領後に予定価格を定めていた。(義務教育指導課)

契約名	中学校学力対策事業(平成23年度)
根拠	広島県契約規則第19条第2項及び第31条

措置の内容

【原因】

執行伺い決裁後、見積書に相当する事業計画書の受領前に予定価格をあらかじめ定めておく必要がある認識が欠如していた。

【措置内容】

平成24年度以降の同様の契約においては、事業計画受領前に予定価格を定め、適正な手続を行っている。

監査結果(指摘事項)

【エ タクシー券の管理について】

タクシー券の管理において、在庫数が受払簿と一致していなかった。適正な管理に努められたい。(総務課)

根拠	タクシーの使用基準(平成20年3月5日付け総務部長通知 別紙6の1) 3(1)
----	---

措置の内容

【原因】

期限切れのチケットを受け入れ後、処分したことについて受払簿への記入が漏れていたため。

【措置内容】

職員調査での指摘後、すぐに受払簿に記入を行った。その後、適正に管理している。

監査結果(意見)

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約について、次のとおり改善すべき事項があった。適切な事務処理を行う必要がある。
(ア) 次の委託業務のうち制作したポスター及びチラシの配付業務について、配付時期や配付枚数など仕様書に定められた配付計画どおりに履行されたか確認していなかった。(学校経営支援課)

契約名	「ひろしま教育の日」ポスター及びチラシ制作・配付業務(平成23年度)
-----	------------------------------------

措置の内容

平成24年度の同業務においては、業者からの業務完了報告書を求める際に、配付時期や配付枚数などについても報告を求め、履行の確認を行った。

監査結果(意見)

【ア 委託契約における事務処理について】

委託契約について、次のとおり改善すべき事項があった。適切な事務処理を行う必要がある。
(イ) 委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっているにもかかわらず、委託料の確定に当たり、裏付けとなる支出証拠書類などを提出させることとなっていなかった。(義務教育指導課)

契約名	中学校学力対策事業(平成23年度)
-----	-------------------

措置の内容

平成24年度以降の同様の契約においては、委託料の額の確定を行うに当たり、支出証拠書類を提出させている。

監査結果(意見)

【イ 前年度の良好な業務実績を理由として締結する一者随意契約について】

プロポーザルを実施して契約の相手方を選定する広報業務の委託契約において、業務の円滑な継続性を確保するため、契約書に「受託者が業務を良好に遂行した場合は、引き続き次年度分の契約を委託できる旨の規定を設け、次年度も同一の受託者と契約しているものが見受けられた。

このような契約条項を根拠に、次年度の受託者を随意契約で選定することは、法令で定められた手続を経ずに、実質的に複数年の契約の効果を生じさせるものであることから、契約の透明性及び経済性を確保する観点から適切ではない。

当初から複数年の契約を締結するなど、適切な契約形態のあり方について検討する必要がある。(総務課)

措置の内容

平成25年度から、毎年度プロポーザルを実施することとした。

2 県立広島国泰寺高等学校 (監査年月日：平成 24 年 8 月 20 日)

監査結果(指摘事項)

【ア 委託業務等の支払について】

次の契約において、検査(履行確認)後、間もなく行われた業者からの対価の請求に対し、大幅に遅れて支払を行っている事例が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	廃液他処理業務委託(平成 23 年度) 生徒尿検査業務委託(平成 23 年度) 教職員尿検査業務委託(平成 23 年度) 教職員定期健康診断業務委託(平成 23 年度) 体育館扉他修繕(平成 23 年度) ヨット舟艇置施設借上(平成 23 年度)
根拠	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条及び第 14 条

措置の内容

【原因】

請求書の受領後に即座に支払の処理を行わず、支出事務を失念した。

【措置内容】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく支払の時期についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。

なお、事務処理については、請求書を受領後、遅滞なく支払い処理を行うこととし、業務完了後の支払状況について、定期的に正副事務担当者で確認することとした。

監査結果(指摘事項)

【イ 毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物を管理する専用保管庫に、壁面等へ固定するなどの地震等の災害時に対応するための転倒防止措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。

根拠	毒物及び劇物取締法第 11 条第 2 項
----	----------------------

措置の内容

【原因】

転倒防止措置がされていなかったことを認識していなかった。

【措置内容】

地震等による転倒を防止するため、専用保管庫を壁面に固定させる工事を行い、平成 24 年 8 月 6 日に完成した。

今後、毒物劇物危険防止規定に基づき、適正な管理に努める。

監査結果(指摘事項)

【ウ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、検査の結果を請負者に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	グラウンド放送設備改修工事(平成23年度) 進路指導室系統ガス空調機室外機修理工事(平成23年度)
根拠	建設工事執行規則第41条第2項 建設工事請負契約約款第1条第5項

措置の内容

【原因】

「工事発注決裁書」を使用した工事請負契約については、検査結果の通知が不要であると誤認していた。

【措置内容】

工事の検査終了後に、検査結果を通知する必要があることを事務室内に周知した。また、工事の検査完了後、起案文書等により検査の結果の通知の実施について、正副事務担当者で確認することとした。

監査結果(意見)

【物品購入における事務処理について】

異なる納入業者から提出された物品の納品書であるにもかかわらず、同じ日付印により平成24年3月30日の納品日付が押印されているものが多数見受けられたため、その一部について関係人調査を行ったところ、業者の帳簿等の納品日と一致していないものがあつた。納品日付を必ず業者に記入させるなど物品検査を厳正に実施する必要がある。

根拠	物品検査の厳正化について(平成22年3月25日付け会計管理者通知)1(2)
----	---------------------------------------

措置の内容

物品検査の厳格化についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。
なお、事務処理については、納品時に、納品書の納品日の記入の確認を徹底することとし、納品日が記載されていない場合は、持参した業者に記入させることとした。

3 県立尾道東高等学校 (監査年月日:平成24年8月20日)

監査結果(指摘事項)

【ア 行政財産の使用料の収入事務について】

次の行政財産の使用料の収入事務において、施設使用料として調定すべきところ、誤って高等学校使用料として調定しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

内容	・電柱2本、支線5本(平成24年度) ・電柱9本、支線1本(平成24年度)
根拠	広島県予算規則第11条

措置の内容

【原因】

担当者の誤入力とチェック体制の甘さによる。

【措置内容】

担当者による再度の確認をするなど、より丁寧な事務処理を行うとともに、複数のチェックの遂行とチェック内容の確認を行うこととした。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、再委託の申請が提出されていたが、契約書に定める書面による承諾を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	浄化槽維持管理業務委託契約(平成24～25年度)
-----	--------------------------

措置の内容

【原因】

約款をよく確認せず、再委託の申請書を出させた時点で、事務処理を終了してしまった。

【措置内容】

施設管理業務委託事務処理要綱に基づく再委託の承認手続の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

なお、約款その他の関係書類の内容を確認し、理解を深めるとともに事務処理について、複数でのチェックを行うこととした。

監査結果(指摘事項)

【ウ 工事請負契約における事務処理について】

工事請負契約において、次のとおり事務処理を誤っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	広島県立尾道東高等学校法面改修工事(平成23年度)
内容	・工事の完成を確認するための検査の完了前に、請負者から工事目的物の引渡しを受けていた。 ・検査の結果を請負者に通知していなかった。
根拠	建設工事執行規則第41条第2項及び第4項

措置の内容

【原因】

事務処理の流れが十分に把握できていなかったことと、チェック体制の甘さによる。

【措置内容】

建設工事の事務処理の基本を確実に把握し、事務処理を遂行する。また、建設業者への指導も合わせて、事務室内で建設工事について研修を行った。

4 県立福山誠之館高等学校 (監査年月日：平成24年5月23日)

監査結果(指摘事項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。前回監査時よりその額は減少し、残る一人についても法的措置に移行しているが、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成24年5月現在]		参考 前回監査時 [平成19年12月]	
修学奨励金貸付金に係る返還金	1人	44,000円	2人	123,000円

措置の内容

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成24年10月末)		全額納入額 (平成24年10月末)		部分納入額 (平成24年10月末)		不納欠損処分額 (平成24年10月末)	
修学奨励金貸付金に係る返還金	0人	0円	1人	44,000円	0人	0円	0人	0円

教育委員会と連携し、度重なる督促を実施するも、返還に向けての意思が確認できないため、強制執行を実施した。債権(給与)の差押えを行い、未納解消に努めた結果、完納した。

監査結果(指摘事項)

【イ 図書カードの管理について】

「書店くじ」の当選品の代替として物品納入業者から提供された図書カードが、物品管理職員による取得の意思決定を経ないまま受領され、金庫に保管されていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第11条第1項
----	------------------

措置の内容

【原因】

広島県物品管理規則に対する細部にわたっての理解が、教職員全体に及んでいなかった。

【措置内容】

行政監査後、直ちに次のことを実施した。

- ① 図書担当職員と共に、正規の事務手続を確認し、今後は関係業者からの提供の申し出は絶対に受けないことなどを確認した。
- ② 全教職員に対し、公務に対する信頼を損なわないよう日ごろから関係業者等との接触について注意・喚起を行なった。
- ③ 平成21年度に受け取っていた図書カードで購入した図書は、担当職員により寄付台帳等図書台帳への記録等事務処理はなされていた。しかし、行政監査時に保管していた図書カードは、受領した経過等の記録が無いため、寄附受納の手続は行わず、書店に対しては、今回の経緯を説明し、全枚数を返却することで理解を求め、返却した。その際、書店から受領書を徴取した。

監査結果(指摘事項)

【ウ 現金の管理について】

金庫に、帰属が明確でない現金 440 円が保管されていた。適正な管理に努められたい。

根拠	広島県会計規則第 45 条第 6 項
----	--------------------

措置の内容

【原因】

広島県会計規則の細部にわたっての理解が、教職員全体に及んでいなかった。

【措置内容】

保管されていた現金は、「書店くじ」で受け取っていた図書カードを利用し平成 21 年度に閲覧用図書を購入した際に、本来発生しないはずのお釣りが書店の厚意で出されていた。そこで、関係業者からの提供の申出は受けてはならないことを関係者と確認した。なお、現金は関係業者に返金し、その際書店から受領書を徴取した。

監査結果(意見)

【関係業者からの金券類の取得について】

物品納入業者 1 社から、昨年度まで数年度にわたり図書購入額に応じて「書店くじ」を受領していたが、「書店くじ」は末等の当選確率が 10 分の 1 であり、10 枚以上を連番で受領する場合、図書購入時に必ず値引きを受けることができるものである。

当該物品納入業者は、当選した「書店くじ」の代替として図書カードを提供していたものであるが、こうした図書カードや「書店くじ」など、関係業者から金券類等の提供の申出があった場合には、県民の疑惑や不信を招くことのないよう、法令や諸規程にのっとってその是非を慎重に判断し、適切な事務処理を行う必要がある。

措置の内容

「書店くじ」は、11 月の文化の日を中心に「読書祭り」というイベントで全国書店連合会に加盟している書店が配布しているものであるが、書店の厚意として図書担当に「書店くじ」を持参し、当選した番号に応じて図書カードが提供されていた。図書カード等金券類の提供の申し出があった時に、金券類等の提供を受けることに対する職員の基本的な心構えが欠落していたことが基本的要因である。

今一度、今回のことに関して職員に対し、自らの行動が公務の信用に影響を与えかねない重要な問題であることを認識するよう周知した。

5 県立廿日市高等学校 (監査年月日：平成24年8月20日)

監査結果(指摘事項)

【ア 高等学校使用料の徴収事務について】

高等学校使用料の徴収事務において、標準修業年限を超えて在学する生徒については、毎月授業料の収入手続を行い、授業料を徴収する必要があるが、平成22年度及び平成23年度において、定時制課程に属する該当生徒全員に対しこの手続が行われていなかった。

また、これらの生徒のうち、平成23年3月に卒業したのものから、授業料に相当する額の現金を領収したにもかかわらず、何らの手続もしないまま保管していたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

収入手続をすべき期日	実際に収入手続を行った日	人数及び金額	備考
平成22年度における各月の初日(※)	平成24年4月23日	6人 84,000円	うち、手続前に現金を領収していたもの 3人 30,060円
平成23年度における各月の初日(※)	平成24年4月23日	7人 150,100円	

※卒業または終了年度の2月分及び3月分については各年度の2月1日

措置の内容

【原因】

担当していた定時制課程勤務事務職員の体調不良が続き、休みがちであったうえ、事務執行体制が不十分であったため、事務処理が遅延した状態のままであった。加えて、上司への報告も怠り、上司も業務の進捗管理ができていなかった。

【措置内容】

授業料未納解消検討委員会を実施し、毎月の納入通知書の発行、窓口での現金徴収した場合の現金払い込み、未納者への督促等、適切な事務処理を行っている。なお、平成22年度及び平成23年度において、徴収すべき者については、全員が納入済みである。

今後も、学校体制として、適切な事務処理ができるよう、チェック体制を整えるとともに、授業料未納解消検討委員会を定期的開催し、未納解消に向けた取り組みを行っていく。

監査結果(指摘事項)

【イ 行政財産の使用料の収入事務について】

次の行政財産の使用料の収入事務について、その年度の4月30日を徴収の期限とする納付書を発行する必要があったが、平成23年度及び24年度の手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。

許可物件	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料	根拠
電柱7本	平成23年4月30日	平成23年6月7日	10,500円	行政財産の使用料に関する条例第4条
	平成24年4月30日	平成24年6月11日	10,500円	
電柱4本	平成23年4月30日	平成23年6月7日	6,000円	
	平成24年4月30日	平成24年6月8日	6,000円	
支線2本	平成23年4月30日	平成23年6月7日	3,000円	
	平成24年4月30日	平成24年6月8日	3,000円	
電柱1本	平成23年4月30日	平成23年6月7日	1,500円	
	平成24年4月30日	平成24年6月8日	1,500円	
電柱1本	平成23年4月30日	平成23年6月7日	1,500円	
	平成24年4月30日	平成24年6月8日	1,500円	

措置の内容

【原因】

担当していた定時制課程勤務事務職員の体調不良が続き、休みがちであったうえ、事務執行体制が不十分であったため、事務処理が遅延した状態のままであった。また、平成 24 年度については、他に未処理であった授業料等の事務処理を優先させたために、調定の時期が遅れた。

【措置内容】

行政財産使用許可の状況及び納期限等を一覧にまとめ、納入通知書の発行時期を分かりやすくするとともに、定期的なチェックを行う。

今後も調定手続が遅延しないように努めていく。

監査結果(指摘事項)

【ウ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、予定価格の範囲内の見積りがあった場合に契約すべきところ、予定価格を超える金額で契約していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	生徒心電図検査業務委託契約(平成 23 年度)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第 2 版) 4(2)

措置の内容

【原因】

契約事務の基本となる法規・法令等を理解していなかった。

【措置内容】

平成 24 年度については、適正に事務処理を行っている。

今後も法規・法令に基づき適切に事務処理を行う。

監査結果(指摘事項)

【エ 物品購入における事務処理について】

物品購入における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 印刷物の発注において、発注日の翌年度に納品されたにもかかわらず、当該年度に納品されたこととして支払事務を行っていたものがあつた。

根拠	地方自治法第 220 条第 3 項 地方自治法施行令第 143 条第 4 項
----	---

措置の内容

【原因】

契約を行なう際、納期に余裕をもって契約をしていなかった。また、印刷原稿を一部差替えたことにより、納期に間に合わなくなった。

【措置内容】

地方自治法等に基づく歳出の会計年度についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。

なお、平成 24 年度については、適正に事務処理を行っている。

今後も法規・法令に基づき適切に事務処理を行う。特に年度末の納期の発注については、納期に余裕をもたせるなど、不適切な事務処理にならないよう留意する。

監査結果(指摘事項)

(イ) 実際は複数回にわたって納品された物品を、一度に発注・納品したこととして事務処理を行っているものがあつた。

根拠	広島県物品管理規則第10条
----	---------------

措置の内容

【原因】

物品発注、契約事務の基本となる法規・法令を理解していなかった。
会計事務の執行体制が不十分であつたため、物品発注等の事務処理が遅滞した。

【措置内容】

広島県物品管理規則に基づく適正な物品購入の徹底を図るよう学校を指導した。
今後も法規・法令に基づき適切に事務処理を行う。
なお、平成24年度については、適正に事務処理を行っている。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 学校で保管されている納品書の日付が、納入業者の帳簿等と一致していないものがあり、その一部において、支出調書に記載された検査年月日が、納入業者が納品したこととしている日から相当期間経過した日となっているものがあつた。

根拠	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条及び第14条 物品検査の厳正化について(平成22年3月25日付け会計管理者通知)1(2)
----	--

措置の内容

【原因】

物品発注、契約事務の基本となる法規・法令を理解していなかった。
会計事務の執行体制が不十分であつたため、物品発注等の事務処理が遅滞したことにより、業者への支払いが著しく遅延したため。

【措置内容】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律等に基づく納品の確認及び検査の時期についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。
今後も法規・法令に基づき適切に事務処理を行う。そして、納品書等の日付は必ず記入してあるものを受け取るよう徹底する。
なお、平成24年度については、適正に事務処理を行っている。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【オ 学校諸費会計等の事務処理について】

学校諸費会計等の取扱事務においては、組織的な事務処理体制を整備し、公費に準じて取り扱わなければならないこととされているが、平成22年度から平成23年度にかけて、必要な事務処理が行われず放置されていたため、次のとおり不適正な事務処理が多数見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 定時制のすべての学校諸費会計について、平成23年度の出納簿及び収入・支出調書等関係書類が全く作成されておらず、そのため毎月行う収支状況の点検及び学校長への報告が一切なされていないなど、会計処理が適正に行われていなかった。

会計名称	定時制PTA会計 定時制生徒会会計 定時制平成22年度4年生ルーム会計 定時制平成23年度4年生ルーム会計 定時制平成23年度3年生ルーム会計 定時制平成23年度2年生ルーム会計 定時制平成23年度1年生ルーム会計 定時制クラブ遠征費特別会計
根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第5条及び第10条

措 置 の 内 容

【原因】

担当していた定時制課程勤務事務職員の体調不良が続き、休みがちであったため、上司への報告を怠り、加えて他の担当業務も含め、次第に執行体制の維持ができなくなった。

【措置内容】

学校諸費会計等取扱要綱等に基づく毎月の収支状況点検等の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

今後は、学校諸費会計等取扱マニュアルに基づく適切な事務処理を行っていく。

なお、未作成の平成23年度の出納簿、収入・支出調書等関係書類については整備し、毎月、収支等の点検を学校諸費会計等取扱マニュアルに定められた内容で実施している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(イ) 定時制学校諸費として領収した現金を銀行に預け入れないまま、長期間手元に保管していた。

また、次の学校諸費会計から資金前渡により支出された後の残余の現金について、各会計に戻入する処理を行わず、長期間手元に保管していたものがあつた。

会計名称	定時制PTA会計 定時制生徒会会計 定時制平成23年度4年生ルーム会計 定時制平成23年度3年生ルーム会計
根 拠	学校諸費会計等取扱要綱第9条

措置の内容

【原因】

担当していた定時制課程勤務事務職員の体調不良が続く、休みがちであったため、上司への報告を怠り、加えて他の担当業務も含め、次第に執行体制の維持ができなくなった。

【措置内容】

学校諸費会計等取扱要綱等に基づく毎月の収支状況点検等の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

今後は、現金領収したものについては、長期間手元保管することなく、速やかに銀行に預け入れ、資金前渡により支出された後の残余の現金については、早急に各会計に戻入する。

なお、未作成の平成 23 年度の出納簿、収入・支出調書等関係書類を整備し、資金前渡により支出された後の残余の現金については、各会計に戻入した。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 定時制学校諸費として現金を領収した際に、領収書を作成・交付していない事例が見受けられた。

根拠	学校諸費会計等取扱要綱第5条
----	----------------

措置の内容

【原因】

担当していた定時制課程勤務事務職員の体調不良が続く、休みがちであったため、上司への報告を怠り、加えて他の担当業務も含め、次第に執行体制の維持ができなくなった。

【措置内容】

学校諸費会計等取扱要綱等に基づく毎月の収支状況点検等の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

監査日以後、現金を領収した際には、必ず領収書を作成・交付している。

監査結果(指摘事項)

(エ) 次の物品について、平成 23 年 5 月に納品書及び請求書が提出されたにもかかわらず、その代金は平成 24 年 3 月に支払われていた。

会計名称	定時制3年ルーム費会計
物品名	家庭基礎実習材料一式 89,540 円
根拠	学校諸費会計等取扱要綱第8条

措置の内容

【原因】

担当していた定時制課程勤務事務職員の体調不良が続く、休みがちであったため、上司への報告を怠り、加えて他の担当業務も含め、次第に執行体制の維持ができなくなった。

【措置内容】

学校諸費会計等取扱要綱等に基づく毎月の収支状況点検等の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

監査日以後、支払が遅延しないよう適切に事務処理を行っている。

監査結果(指摘事項)

(オ) 次の学校諸費会計において、4年次終了後の執行残や利息の精算などが行われていなかった。

会計名称	定時制平成22年度4年生ルーム会計
根拠	学校諸費会計等に係るQ&A(改訂版)

措置の内容

【原因】

担当していた定時制課程勤務事務職員の体調不良が続き、休みがちであったため、上司への報告を怠り、加えて他の担当業務も含め、次第に執行体制の維持ができなくなった。

【措置内容】

学校諸費会計等取扱要綱等に基づく毎月の収支状況点検等の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

今後は、速やかに精算を行う。

なお、指摘の諸費会計については、平成24年10月10日に精算を行った。

監査結果(意見)

【ア 学校における事務処理体制について】

平成22年度及び平成23年度において、上記のとおり高等学校使用料の徴収等多くの事務が適切な処理がされず、長期間放置されていた。

職員の病気休暇等、様々な事情により十分な事務執行体制が確保できなかったとのことであるが、必要な措置が図られることのないまま、このような事態に至ったことは誠に遺憾である。

学校長は、事務処理の重要性を再認識し、その執行体制の確保と適正な事務処理に万全を期する必要がある。

措置の内容

監査日以後、適切に事務処理を行っている。

今後も監査結果に基づく指摘や意見の内容を踏まえ、十分な事務執行体制が確保できなくなる場合は、関係各課と連携して適正な事務処理を行うよう努める。

監査結果(意見)

【イ 物品購入における事務処理について】

学校で保管されている物品購入に係る納品書について、納品日付が記載されていないものが多数見受けられた。対象となる契約の相手方は複数の納入業者にわたっており、納品日付を必ず業者に記入させるなど、物品検査を厳正に実施する必要がある。

措置の内容

文書收受についての理解の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

今後は業者に対して、納品書の納品日付を必ず記入するよう依頼し、記入が漏れている場合はその場で記入してもらうよう徹底する。

なお、監査日以後は適切に事務処理を行っている。

6 県立賀茂高等学校 (監査年月日：平成 24 年 6 月 29 日)

監査結果(指摘事項)

【ア 行政財産使用料の徴収について】

行政財産の使用料徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	電話柱 1 本 (土地)	電柱 1 本・支線 1 本 (土地)	電話柱 1 本 (土地)
徴収すべき期限	平成 22 年 6 月 21 日	平成 23 年 4 月 30 日	平成 23 年 4 月 30 日
実際の納付期限	平成 23 年 8 月 19 日	平成 23 年 8 月 18 日	平成 23 年 8 月 19 日
使用料	年額 1,250 円 (新規)	年額 3,000 円 (継続)	年額 1,500 円 (継続)
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条		

措置の内容

【原因】

使用料の徴収において、担当者の認識不足及び事務室内の使用許可に対する調定について、多忙を理由に正の担当者に任せていたため、チェック機能が働かなかつた。

【措置内容】

担当者に対し、会計事務の手引等で、調定・収入等について研修させた。そして、2月に使用許可更新通知一覧を出力し、それに基づき、使用許可の期間の確認を行い、3月に、使用期間の更新及び調定額について、正・副担当で相互に確認及び点検をして、調定漏れのないようにしている。

なお、平成 24 年度については、4月に調定し使用料を徴収した。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約の事務処理について】

次の委託契約において、予定価格の範囲内の見積りがあつた場合に契約すべきところ、契約単価の一部において、予定価格を超える金額で契約しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	生徒対象健康診断(結核検査等)業務委託契約(平成 23 年度)
根拠	委託・役務業務契約事務の手引き(第 2 版) 4(2)

措置の内容

【原因】

委託契約において、見積書の見積価格の確認が、担当者の認識不足及び事務室内では、年度末及び年度初めの多忙な時期での点検及び確認作業であつたため、チェック機能が働かなかつた。

【措置内容】

担当者に対し、会計事務の手引等で、設計金額、予定価格及び見積価格等について研修させた。そして、年度末及び年度初めの多忙な中でも、効率的な事務処理に努め、点検及び確認作業を行い、チェック機能を働かせることとした。

なお、平成 24 年度の契約については、設計金額を設定する際に、標準単価を超える可能性がある検査項目については、標準単価の 1.2 倍以内の金額を設定し、適正に処理した。

監査結果(指摘事項)

【ウ 物品購入の事務処理について】

物品を購入する際には、事前に発注決裁書を作成して取得の措置をしなければならないが、この作成日が物品納入日から半年後となっているものがあるなど、不適正な事務処理が多数見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第10条
----	---------------

措置の内容

【原因】

物品購入において、特に年度末及び年度初めでは、多忙であったため、発注決裁書の入力を怠ったまま物品の発注をしてしまった。

【措置内容】

広島県物品管理規則に基づく適正な物品購入の徹底を図るよう学校を指導した。

なお、平成24年度については、年間行事予定及び校内の動きの把握、そして、ゆとりを持った購入計画を立て、広島県物品管理規則第10条に則り、購入により物品を取得するときは、発注決裁書を作成した上で業者へ発注している。

監査結果(意見)

【毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物の管理体制を明確にし、毒物及び劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、「毒物劇物危害防止規定」を定めているが、管理責任者等の異動及び緊急時の連絡先の組織変更に伴う必要な改正が行われていなかった。実態に合わせて速やかに改正する必要がある。

措置の内容

「毒物劇物危害防止規定」を平成24年6月20日付で改正し、職員へ周知した。

今後、「毒物劇物危害防止規定」で定めている内容の変更が生じた場合は、遅滞なく随時改正していく。

7 県立沼南高等学校 (監査年月日：平成24年7月17日)

監査結果(指摘事項)

【長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [平成24年5月現在]		参考 前回監査時 [平成21年6月]	
	高等学校使用料 (全日制授業料)	1人	43,400円	6人

措置の内容

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成 25 年 8 月末)	全額納入額 (平成 25 年 8 月末)	部分納入額 (平成 25 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 25 年 8 月末)
高等学校使用料 (全日制授業料)	1 人 36,400 円	1 人 1 円	1 人 7,000 円	1 人 1 円

定期的に家庭訪問を実施している。主債務者に納付の意思は確認できるものの、現在、求職中であるため、収入もなく納付が困難な状況である。

今後も、継続的に家庭訪問による状況把握を行い、未納解消に努める。

監査結果(意見)

【毒物・劇物の管理について】

毒物及び劇物の管理に関し、鷹の巣校舎内農薬保管庫について、学校薬剤師による指導や助言を受けておらず、最終有効年月を経過した使用見込みのない劇物が保管されていた。学校薬剤師から必要な指導や助言等を受け、毒物・劇物を適正に管理する必要がある。

措置の内容

平成 24 年 6 月 27 日に、薬剤師協会出版の農薬に関する図書を使用し、学校薬剤師から農薬の使用について指導を受けた。そして平成 25 年 3 月 12 日に、農場における農薬の保管についての指導を受け、「職員が農薬の効能を理解できるように効能等を記載した添付文書を備えること」との助言を受けた。なお、保管状況は良好との評価を得た。また、最終有効年月を経過した使用見込みのない劇物等の農薬の処分を実施した。(平成 24 年 12 月 17 日実施確認)

今後も農薬の管理について、定期的に学校薬剤師から指導助言を受け、適正な管理に努める。

8 県立黒瀬高等学校 (監査年月日：平成24年8月20日)

監査結果(指摘事項)

【委託契約における事務処理について】

委託料を分割して支払っている次の委託契約について、契約書中に添付すべき支払内訳書が添付されておらず、契約期間中の支払総額のみが契約書に記載されていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立黒瀬高等学校電気設備保安管理業務(平成 24~25 年度)
-----	-----------------------------------

措置の内容

【原因】

契約書で契約を締結する契約では標準的な契約書を使用することの指導があったため、契約書と約款、個人情報以外の様式を使って契約してはいけないと思っていた。

【措置内容】

契約締結についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。
なお、事務処理については、監査当日に指示された様式で、支払内訳書を作成し、契約の相手方と覚書を交わした。

9 県立安古市高等学校 (監査年月日：平成 25 年 2 月 1 日)

監査結果(指摘事項)

【物品購入における事務処理について】

物品購入における事務処理において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 正規の契約手続を行わずに複数回にわたって納品させているにもかかわらず、その後一括して発注・納品が行われたこととして処理しているものがあつた。

品名	実際の納品日	書類上の納品日等	支出額	根拠
スナップキャップ ほか	平成 24 年 2 月 21 日	契約日： 平成 24 年 3 月 22 日	20,385 円	広島県物品管理規則第 10 条 地方自治法第 232 条の 3
トイレ用ゲタ	平成 24 年 3 月 6 日	納品日： 平成 24 年 3 月 28 日		
引き戸はずれ止め ほか	平成 24 年 3 月 13 日			

※物品納入業者に対する関係人調査の結果、判明したもの

措置の内容

【原因】

発注は必要が生じた都度、少額でも早期に処理する方針で対応していたが、2～3月の卒業、入試及び入学手続の準備作業で担当者が多忙となり、財務会計システムへの入力ができないまま、複数回の発注が重なったため、一括して発注した形の処理を行ってしまった。

【措置内容】

広島県物品管理規則等に基づく適正な物品購入の徹底を図るよう学校を指導した。
また、学校でも事務室内で具体的な事例を踏まえて研修を実施し、改めて法令に則った適時・適切な事務執行の徹底を周知し、組織全体でのチェック体制を強化した。

監査結果(指摘事項)

(イ) 発注日の翌年度に納品されたにもかかわらず、当該年度に納品されたこととし、その代金を当該年度の予算から支出しているものがあつた。また、納品の事実を確認する前に代金の先払いが行われていた。

品名	美術実習用机及び椅子
納品	平成 24 年 5 月 7 日 (平成 24 年度)
支出	平成 23 年度予算 682,500 円 (支出日：平成 24 年 4 月 27 日)
根拠	地方自治法第 208 条第 2 項、第 220 条第 3 項及び第 232 条の 4 第 2 項 地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号

※物品納入業者に対する関係人調査の結果、判明したもの

措置の内容

【原因】

平成 25 年 2 月 9 日付け (同月 13 日受付) の予算令達を受け、購入仕様等の詰め、見積り合わせを経て平成 25 年 3 月 8 日に業者を決定・発注したが、受注後に生産されるという事情があり、年度内納入ができなかった。しかし発注後の取消しも困難で、新年度に備品予算が確保できる見通しもないことから、年度内に納入したこととして処理してしまった。

【措置内容】

地方自治法等に基づく歳出の会計年度についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。
 また、学校でも事務室内で具体的な事例を踏まえて研修を実施し、改めて法令に則った適時・適切な事務の徹底を周知した。具体的には、発注から納品までのスケジュール管理を徹底し、やむを得ず3月末を納期とする発注を行った場合には、業者に納期前に納品予定を確認し、納品が困難な事情が発生した場合には、業者から納入期限延長願を徴し、年度内の納品が無理な場合は発注を取り消す手続を取ることで、適正な執行を徹底した。

10 県立福山明王台高等学校 （監査年月日：平成24年9月11日）

監査結果（指摘事項）

【委託契約における事務処理について】

委託契約における事務処理について、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 書面による決裁を受けずに契約を締結しているものがあつた。

契約名	体育館床面清掃業務委託（平成23年度）
根拠	広島県契約規則第24条 広島県立学校文書管理規程第19条

措置の内容

【原因】

委託業務実施伺いから委託業務開始期日までタイトな状況下で事務処理を行っており、契約締結を優先させてしまい、原議の作成、決裁を失念していた。また、その後の事務処理においても内部統制が機能せず、不適切な処理となつた。

【措置内容】

契約締結についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。
 また、学校でも監査日以後は、委託契約事務等の進捗管理を行い、余裕を持って事務処理を行えるよう努め、事務処理に当たっては、必ず根拠規定を確認することを習慣づけている。

監査結果（指摘事項）

(イ) 業務執行伺に、設計金額の根拠となる参考見積書が添付されていないものがあつた。

契約名	消火栓及び連結送水管のホース耐圧試験業務委託（平成23年度）
根拠	広島県契約規則第32条

措置の内容

【原因】

参考見積りとして徴取したが、業者から「本見積りも金額が変わらない。」と言われ、参考見積りを本見積りとして取り扱った。また、設計金額を積算する際に、複数の者から見積書を徴取しなければならないとの認識が担当者になく、そのことに対するチェックもできていなかった。

【措置内容】

設計金額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。
 また、学校でも監査日以後は、他の機関における監査の指摘事項等の内容を参考にし、常に事務処理の適否を確認し、的確な事務処理が行えるよう、研修会等には積極的に参加させている。そして、担当者が事務処理に困ったときや疑義が生じたときは、気軽に相談できる事務室となるよう環境の整備に努めている。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 参考見積書を利用して設計金額を積算するときは、複数の者からこれを徴取しなければならないが、複数の者から徴取することが可能であったにもかかわらず、一者からしか徴取していないものがあった。

契約名	入試に係る放送設備点検業務委託(平成23年度)
根拠	広島県契約規則第32条

措置の内容

【原因】

担当者が委託契約事務に熟知していないにもかかわらず、担当者任せになっていた。また、設計金額を積算する際に、複数の者から見積書を徴取しなければならないとの認識が担当者になく、そのことに対してのチェックもできていなかった。

【措置内容】

設計金額の積算方法についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。
また、学校でも監査日以後は、他の機関における監査の指摘事項等の内容を参考にし、常に事務処理の適否を確認し、的確な事務処理が行えるよう、研修会等には積極的に参加させている。そして、担当者が事務処理に困ったときや疑義が生じたときは、気軽に相談できる事務室となるよう環境の整備に努めている。

監査結果(指摘事項)

(エ) 契約書に定める受託者から提出を受けるべき書類について、提出を受けていないものがあった。

契約名	提出を受けるべき書類
広島県立福山明王台高等学校校舎総合管理業務委託(平成24～25年度) (給水設備、排水設備の保守点検、ねずみ・昆虫等防除業務、空気環境測定業務)	・業務責任者を選任したことを通知する書類 ・法定資格者を選任したことを通知する書類 ・業務担当者を選任したことを通知する書類
広島県立福山明王台高等学校電気設備保安管理業務委託(平成24～25年度)	・保安管理業務を実施する者の確認に関する書類
広島県立福山明王台高等学校一般廃棄物処理業務委託(平成24～25年度)	・業務責任者及び業務担当者を選任したことを通知する書類

措置の内容

【原因】

契約書、共通仕様書及び特記仕様書の内容を把握しておらず、業者から提出を受けるべき書類について確認できていなかった。

【措置内容】

契約書等の定めに基づき、今後、適切に事務処理を行うよう学校を指導した。
なお、指摘に係る書類については、その後業者からの提出を受けた。また、契約書等の定めに基づき、適正に事務処理を行えるよう、内部統制の強化を図っている。

監査結果(意見)

【適正な会計事務の執行に向けた取組について】

平成 24 年 7 月、県教育委員会が、この学校において物品納入業者への支払が著しく遅延するなどの不適正な会計処理があったことを公表した。

これらの事案が発生した直接的な要因は、事務担当者の事務処理の放置であるが、所定の手続を経ないまま教員による物品発注が行われたり、財務会計システムの事後入力が常態化していたことに見られるように、教職員の法令遵守の意識の希薄さや管理監督者による事務処理状況のチェックが不十分であったことがその背景にあると考えられる。

今回の監査においても、物品発注事務のほかにも、委託契約についていくつかの不適正な事務処理が見受けられたところであり、かかる事態の再発防止に向けて、法令遵守への意識向上やチェック体制の構築などの内部統制機能の強化に、学校を挙げて取り組む必要がある。

措置の内容

適正な事務処理を行うこと及び職員相互のチェック機能を有効に働かせること並びに事務の進捗管理などについて学校を指導した。

学校内では、物品の発注には、所定の手続が必要であり、教員が物品発注を行うことができない旨を周知した。そして、関係事業所に、支払いの遅延等の不正経理未然防止に向けたお知らせを配布することとした。また、年度末等にタイトな日程での事務処理には誤りが起きやすいため、計画的かつ効率的な事務処理が行えるよう、進捗管理を行っていき、会計・物品事務担当者研修や施設管理業務研修などに積極的に参加させ、事務処理に当たっては、必ず根拠を確認することを習慣づけさせている。

11 県立高陽高等学校 (監査年月日：平成 25 年 2 月 1 日)

監査結果(指摘事項)

【ア 証紙売りさばき代金の払込について】

証紙を売りさばいた代金については、その売りさばいた日の翌日（当該翌日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日）までに、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならないが、この手続が遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

件数等	平成 23 年度 11 件，平成 24 年度 4 件
根拠	広島県証紙規則第 13 条

措置の内容

【原因】

事務室の人数が少なく、学校行事があった場合など銀行に払い込みに行く時間が取れない場合があった。

【措置内容】

証紙売りさばき代金は、翌日までに払い込むようにし、学校行事などやむを得ない事情で払い込みができない場合は、「証紙払込期限延長承認簿」を作成し、所属長の承認を得ることとした。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	土地 (校舎敷地)
許可内容	電柱3本 支線7本 (電話)
徴収すべき期限	平成24年4月30日
納付書に記載された納付期限	平成24年5月21日
使用料	年額15,000円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条

措 置 の 内 容

【原因】

担当者の異動の際、引継が漏れていて処理が遅延した。

【措置内容】

年度当初の事務処理について、事務室内で確認しあい処理漏れを防ぐこととした。
なお、平成25年度の徴収においては適正な手続を行った。

12 県立祇園北高等学校 (監査年月日：平成24年7月17日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【印刷物の発注における事務処理について】

次の印刷物について、生徒用の私費(学校諸費)分と教師用などの公費分の発注区分を明確にすることなく一括発注し、生徒数用の数量が確定した後、その残余について公費分として発注手続を行っていた。あらかじめ公費分の数量を確定させた上で事前に発注手続を行うなど、適正な事務処理に努められたい。

品 名	シラバス 発注部数 各学年440部						
	<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">うち 1学年 公費発注分 132部</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">2学年 公費発注分 122部</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">3学年 公費発注分 139部</td> </tr> </table>	{	うち 1学年 公費発注分 132部		2学年 公費発注分 122部		3学年 公費発注分 139部
	{	うち 1学年 公費発注分 132部					
		2学年 公費発注分 122部					
	3学年 公費発注分 139部						
根 拠	広島県物品管理規則第10条						

(注) シラバスとは、科目名や取得単位数、年間の授業時間数、使用する教科書及び学習の到達目標など、講義・授業の内容及び学習計画を、生徒や保護者に周知する目的で作成されるものである。

措 置 の 内 容

【原因】

シラバスの配布時期を考慮し、3月中旬の納期を設定しているため、各学年の生徒数が確定する前に、シラバスを発注せざるを得ない状況である。このため、予定生徒数と確定した生徒数の差の冊数分について、印刷代金を生徒(保護者)に転嫁させないため、関係機関及び教職員配布用の内数として、生徒数確定後、公費部分の発注手続を行っていた。

【措置内容】

広島県物品管理規則に基づく適正な物品購入の徹底を図るよう学校を指導した。
なお、平成25年度分については、シラバスの発注段階で県費購入分を確定させ、生徒用について、新入生分は募集定員とし、在校生分は在籍者数で発注した。

13 県立宮島工業高等学校 (監査年月日：平成24年5月24日)

監査結果(指摘事項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、法的措置を適切に講じるなど引き続き徴収の促進に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [平成24年5月現在]	参考 前回監査時 [平成19年10月]
高等学校使用料	9人 120,880円	14人 307,419円

(注)平成24年5月現在の長期未納については、すべて定時制授業料に係るものである。

措置の内容

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
高等学校使用料	7人 53,700円	2人 67,180円	0人 0円	0人 0円

教育委員会と連携し、約定の履行管理の徹底や滞納者の状況に応じた取組を実施する。また、過年度分のうち、悪質な滞納者へは法的措置を実施し、未納解消に努める。

監査結果(指摘事項)

【イ 債権記録管理報告書について】

会計管理者に報告する債権記録管理報告書について、実際の債権額と報告した債権額が相違していた。適切な事務処理に努められたい。

根拠	広島県会計規則第90条第3項
----	----------------

措置の内容

【原因】

本来、修学奨励生に係る修学奨励金の返還債務の免除については、卒業届を教育委員会に提出し、教育委員会から免除決定を受ける必要があるが、当該生徒の卒業をもって返還債務の免除になると誤認識していたため、免除決定前の債権を会計管理者に報告する債権記録管理報告書に記載していなかった。

【措置内容】

誤処理していた債権異動調書の修正及び債権記録管理簿の訂正を行い、平成24年5月10日債権記録管理報告書の再提出を行った。

今後は、関係法規及び通知等を再確認するなど適正な事務処理に努める。

監査結果(指摘事項)

【ウ 行政財産の使用許可について】

P T Aが学校に設置している複写機について、行政財産の使用許可の手続を行っていない。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第21条第1項
----	-------------------------

措置の内容

【原因】

本校全日制PTAが生徒の就職等に係る資料の複写ができるように設置された複写機について、当該設置のための許可申請に係る一切の手続について失念していた。

【措置内容】

PTAから平成24年5月12日付行政財産使用許可申請を受け、平成24年6月1日付で広島県教育委員会教育長の許可を受けた。

今後は、行政財産等に係る管理を適正に行い、再発することのないよう努める。

監査結果(指摘事項)

【エ 学校諸費会計等の取扱事務について】

次の学校諸費会計等の取扱いにおいて、校長が定めた点検者により毎月実施することとされている収支状況の点検が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

会計名	定時制積立金会計(平成23年度) 給食会計(平成23年度) 定時制実習費会計(平成23年度)
根拠	学校諸費会計等取扱要綱第5条第2項及び第3項

措置の内容

【原因】

定時制の諸費会計に係る事務処理について、職員の異動等の中で未処理となっていた。

【措置内容】

学校諸費会計等取扱要綱に基づく毎月の収支状況点検の徹底を図り、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。

なお、平成24年度定時制積立金会計、給食会計及び定時制実習費会計について、会計帳簿等の整理を実施し、毎月確認を行っている。

今後も学校諸費会計等取扱要綱等に基づき、適正に事務処理を行う。

14 県立神辺高等学校 (監査年月日：平成25年2月1日)

監査結果(指摘事項)

【ア 長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前回監査時よりその額は減少し法的措置に移行しているが、引き続き徴収の促進に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成19年12月]	
高等学校使用料(全日制授業料)	1人	21,500円	2人	64,500円

措置の内容

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成25年9月末)		全額納入額 (平成25年9月末)		部分納入額 (平成25年9月末)		不納欠損処分額 (平成25年9月末)	
高等学校使用料 (全日制授業料)	1人	6,500円	0人	0円	1人	15,000円	0人	0円

生徒本人が行方不明のため、保護者の現住所を調査して教育委員会と連携し、家庭訪問を実施した。現在、川崎市在住の保護者が定期的に分納中である。今後も継続的に納付指導を行う。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	土地 (校舎敷地)		
許可内容	電柱2本, 支線2本 (電力)	電柱1本, 支線1本 (電力)	電柱1本, 支線1本 (電話)
徴収すべき期限	平成24年4月30日		
納入通知書に記載された納付期限	平成24年5月18日		
使用料	年額 6,000円	年額 3,000円	年額 3,000円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条		

措 置 の 内 容

【原因】

年度当初の業務の集中及び担当者の異動により、事務処理が遅延するとともに監督者のチェック体制の不備があつた。

【措置内容】

年度当初に処理する業務を整理するとともに、監督者によるチェック体制を整えた。
なお、平成25年度においては適正に処理している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ウ 普通財産貸付料の徴収について】

普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

貸付財産	貸付内容	徴収すべき期限	納入通知書に記載された納付期限	貸付料	根 拠
土地(職員公舎)	電柱1本 (電力)	平成24年 4月30日	平成24年 5月18日	年額 1,500円	不動産貸付要領 第5の3

措 置 の 内 容

【原因】

年度当初の業務の集中及び担当者の異動により、事務処理が遅延するとともに監督者のチェック体制の不備があつた。

【措置内容】

年度当初に処理する業務を整理するとともに、監督者によるチェック体制を整えた。
なお、平成25年度においては適正に処理している。

監査結果(指摘事項)

【エ 物品の購入における事務処理について】

予定価格が5万円以上10万円未満の物品を購入する際は、原則として2者以上から見積書を徴取することとなっているが、次の物品購入において、見積書を1者からしか徴取していなかった。適正な事務処理に努められたい。

物 品	冷蔵庫2台(平成23年度)
根 拠	・広島県契約規則第32条 ・物品契約事務に係る運用指針 3(4)ア(平成19年3月7日付け出納長室用度室長通知) ・物品マニュアル II 第15(3)(平成22年4月)

措置の内容

【原因】

担当者の契約要件の認識不足及びチェック体制の不備があった。

【措置内容】

広島県契約規則等に基づく見積書の徴取の徹底を図るよう学校を指導した。
また、学校でも事務室内でのOJTを活用し、相互理解を深めるとともに、監督者によるチェック体制を整えた。

15 県立西条農業高等学校 (監査年月日:平成25年2月1日)

監査結果(指摘事項)

【毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物の管理について、管理簿に記載された在庫量と、実際の在庫量が一致していないものがあった。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項 毒物及び劇物の保管管理について(昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務局長通知)
-----	--

措置の内容

【原因】

購入時又は実習での使用時に管理簿への記載を怠っていた。

【措置内容】

毒劇物を管理する学科主任及び教科主任に対し、毒劇物の数量を受払いごとに管理簿へ記録し適正な管理を行うよう指導した。また、本校で制定している毒物劇物危害防止規定に基づき、管理簿と在庫量の整合について管理責任者が4か月に1回確認すると共に、毒劇物の適正な管理について引き続き指導していく。
今後も毒物劇物危険防止規定に基づき、適正な管理に努める。

16 県立尾道商業高等学校 (監査年月日：平成24年6月5日)

監査結果(指摘事項)

【長期未納(滞納繰越分)について】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [平成24年5月現在]	参考 前回監査時 [平成22年9月]
高等学校使用料 (全日制授業料)	2人 180,453円	4人 218,753円

(注) 尾道工業高等学校の廃校(平成19年3月)に伴い、平成18年度以前の高等学校使用料(滞納繰越分)に係る債権管理事務の所掌が尾道商業高等学校に移行したことによるもの。

措置の内容

長期未納に係る対応状況は、次のとおり

区分	未納額 (平成25年8月末)	全額納入額 (平成25年8月末)	部分納入額 (平成25年8月末)	不納欠損処分額 (平成25年8月末)
高等学校使用料 (全日制授業料)	2人 180,453円	0人 0円	0人 0円	0人 0円

教育委員会と連携し家庭訪問を実施し、主債務者の状況を把握するとともに、2名とも債務名義を取得しているため、今後、差押え手続を検討する。

17 県立呉商業高等学校 (監査年月日：平成25年2月1日)

監査結果(意見)

【庁舎の修繕に係る支出科目について】

学校の環境整備のため、次の業務に係る当該経費を「委託料」から支出しているが、実際の業務内容は庁舎の小修繕業務であり、この場合の支出科目は「需用費(修繕料)」が適切と考えられる。あらかじめ定められた支出科目の区分に従った予算執行に努める必要がある。

業務名	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県立呉商業高等学校床張替業務(平成23年度) ・広島県立呉商業高等学校床張替業務(追加)(平成23年度) ・広島県立呉商業高等学校内壁塗装業務(平成23年度) ・広島県立呉商業高等学校セミナーハウス障子張替業務(平成23年度)
根拠	広島県予算規則第3条第2項及び第3項

措置の内容

広島県予算規則に基づく歳出予算に係る節の区分についての理解の徹底を図るよう学校を指導した。なお、監査日以後は、広島県予算規則第3条第2項及び第3項により、あらかじめ定められた支出科目の区分に従った予算執行に努めている。

18 県立広島北特別支援学校 (監査年月日：平成24年6月12日)

監査結果(指摘事項)

【ア 借受物品の管理について】

教室の確保のため、平成23年9月から仮設校舎を借り受けているが、借り受けた物品について備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第41条
----	---------------

措 置 の 内 容

【原因】

仮設校舎借り受けの実績がなく、財務会計システムによる記録を要することについて認識が不足していたため、記録をしないまま9か月が経過した。

【措置内容】

監査後に財務会計システムにより記録した。今後は、要綱等に則り適正に処理をする。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、事務処理を誤っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	厨房倉庫他改修工事（平成23年度） 焼却戸撤去解体工事（平成23年度）
内 容	・監督員の職名及び氏名を請負者に通知していなかった。 ・工事目的物の完成検査後、引渡書の提出を受けていなかった。
根 拠	建設工事執行規則第19条第2項 建設工事請負契約約款第1条第5項及び第31条第4項

措 置 の 内 容

【原因】

工事請負契約の実施が稀であり、要綱等の確認が不十分であったため、事務処理の一部について不足するものが生じた。

【措置内容】

通知漏れ等について、事務処理を行った。今後は、要綱等に則り適正に処理をする。

19 公益財団法人広島県体育協会（監査年月日：平成25年2月7日）

監 査 結 果 (意 見)

【広島県体育協会が実施する競技団体への補助金交付事業について】

国民体育大会参加選手強化事業の実施等に係る補助金を競技団体等に交付する際の手続については、広島県体育協会が定める各事業の補助金の手引によることとされているが、平成23年度に実施した補助金事業において、次のとおり補助金交付額や事務処理の状況が手引の規定に反するものが見受けられた。

手引の規定と事務処理の実態とを点検・確認の上、適切な事務処理を行う必要がある。

ア 国体成年選手強化事業及びトップアスリート育成強化事業（国体少年選手強化）について、手引で定める期限後に申請手続を行っている団体が複数見受けられた。

事業名	国体成年選手強化事業	トップアスリート育成強化事業 (国体少年選手強化)
対象団体数	40 団体	38 団体
期限後に交付申請を行った団体数	6 団体	9 団体

措置の内容

平成 25 年 5 月、補助金に係る証憑書類等の検査確認を実施し、全競技団体に対し、当該申請手続を含むすべての事務における期限厳守を徹底するよう個別に口頭で指導した。
競技団体と連絡を密に図り、指導を強化して参りたい。

監査結果(意見)

イ トップアスリート育成強化事業に含まれる「ジュニア強化育成事業(指導者養成)」について、複数の団体が手引に規定する補助上限額を超過する補助金の交付を受けていた。

また、手引の規定では対象経費として認められない事業に対して補助金を交付していた。

状況	団体数
補助の上限額を超過する補助金を受けていた団体数	13 団体
規定上対象となっていない事業に対する補助金を受けていた団体数	1 団体

措置の内容

補助対象事業の内容を改めて精査するとともに、当該補助金交付要綱を改正(平成 25 年 4 月 1 日)し、併せて手引きの規定等も改正した。

【公安委員会】

1 警察本部 (監査年月日：平成 24 年 7 月 26 日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ア 長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 23 年度決算額]		参 考 [平成 22 年度決算額]	
1	放置違反金（交通指導課）	2,690 人	39,130,340 円	2,614 人	39,032,563 円
2	損害賠償金（監察官室）	1 人	90,000 円	2 人	248,000 円

措 置 の 内 容

区 分	未納額 (平成25年6月末)	全額納入額 (平成25年6月末)	分割納入額 (平成25年6月末)	不納欠損処分額 (平成25年6月末)	減額調定額 (平成25年6月末)
1 放置違反金 (交通指導課)	1,561人 22,373,655円	932人 13,112,184円	157人 680,870円	189人 2,843,631円	8人 120,000円
2 損害賠償金 (監察官室)	1人 70,000円	0人 0円	1人 20,000円	0人 0円	- -
※ 放置違反金の減額調定額は、反則金納付による放置違反金の命令取消をいう。					

1 放置違反金について

長期未納者に対する催告及び滞納処分を行った結果、放置違反金の長期未納（滞納繰越分）は、平成 25 年 6 月末現在で、

- 1,561 人
- 22,373,655 円

と、滞納総額で約 42.8%縮減させている

2 損害賠償金について

納入義務者は、平成 19 年 9 月に交通事故の損失補償に対する 30 万円の返済の確約書を作成し、以後、毎月 1 万円を返済して、これまでの返済額合計は 21 万円となっていた。

その後、刑務所に収監されたため、返済不能となったが、出所を待って返済の交渉を行った結果、未納分の 9 万円のうち 2 万円を回収(平成 24 年 10 月 3 日振込み)し、残額が 7 万円となっている。

引続き返済することを約束していたが、その後、所在不明となり連絡が付かなくなった。

住民票は以前の住居地に残したままであることから、定期的に住民票の写し等を取り寄せ新たな住所設定地を把握して、判明次第返済を求めて早期回収を図る。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 委託契約における事務処理について】

(ア) 次の委託契約において、設計金額の積算に当たり、労務単価を直近の平成 23 年の単価によらず、平成 21 年の単価で積算しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(警務課)

契約名	広島県警察法規類集データベースシステム運用保守業務及び加除式法規類集追録等発行業務委託契約（平成 24～28 年度）
根 拠	委託・役務業務契約事務の手引き（第 2 版）（平成 22 年 4 月 1 日）3（3）

措置の内容

【原因】

積算の際（平成24年3月）、警察本部内において入手した図書「積算資料」（平成21年9月号）を用いて算出し、その単価等が最新のものであるか否かの確認を失念したため。

【措置内容】

積算を担当する職員及び原議を確認する職員に対し、最新の積算単価を確認の上使用するよう徹底し、決裁ルートにおいて複数人により確認を行うこととした。

監査結果（指摘事項）

(イ) 次の委託契約において、受託者から提出された実績報告書に人件費の計上誤りがあった。委託金額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。（安全安心推進課）

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「なくそう犯罪」安全・安心推進隊業務委託契約（平成23年度）
根拠	広島県緊急雇用対策基金事業（「なくそう犯罪」安全・安心推進隊）業務委託契約書第11条第2項

措置の内容

【原因】

委託業者における「新規雇用」の解釈誤り。

（平成21年度・平成22年度にそれぞれ「失業者」として雇用され、緊急雇用対策基金事業に従事した後、引き続き委託業者で非正規社員として勤務し、警備員として稼働していた者を平成23年度の基金事業で稼働させた際、前年度以前に基金事業に従事した期間が通算で1年に満たない者について「新規」として計上していたが、これについては「新規」に当たらないという指摘を監査で受けたもの。）

【措置内容】

監査委員監査において計上誤りを指摘された雇用者を含む全ての雇用者について、新規雇用者に該当するか否かを再確認するとともに、受託者に対し、計上誤りについて訂正を求め、再度、関係書類により点検・確認を行い、委託料を再確定した。

また、受託者は、平成24年度も同様の事業を受託して実施中であることから、内部管理を徹底して適正業務を推進するよう指導するとともに、事業実績の確認については「雇用関連基金事業実績チェックリスト」（雇用基金特別対策PT作成）の活用及び提出書類のみで十分に確認できない場合は、現地調査を行うなど、検査を厳格に行い、適正な事業執行に努めることとする。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【ウ 工事請負契約における事務処理について】

(ア) 次の工事請負契約の工期については、工事完成後の検査日数として14日を加えて設定し、請負者に工期末の14日前までの工事の完成及び完成通知書の提出を求めているが、期限までに工事が完成していないものや完成通知書の提出を受けていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(交通規制課)

契約名及び工期	工期末 14日前	工 事 完成日	完成通知書 提出日	根 拠
正徳橋交差点ほか33か所信号機改良その他工事(平成23年10月8日～平成24年3月16日)	平成24年 3月2日	3月2日	3月5日	交通信号機等工事共通仕様書 (平成23年度版)第1章第3 の1
高須ほか2か所交通情報提供装置改良その他工事(平成23年11月8日～平成24年3月21日)	平成24年 3月7日	3月15日	3月15日	
東広島呉自動車道可変式速度規制標識設置工事(平成23年11月23日～平成24年3月31日)	平成24年 3月17日	3月12日	3月21日	
交通管制中央装置据付・調整その他工事(平成23年12月23日～平成24年3月30日)	平成24年 3月16日	3月23日	3月23日	
信号制御下位装置(三原)等端末対応ユニット増設工事(平成24年1月17日～3月28日)	平成24年 3月14日	3月23日	3月23日	

措 置 の 内 容

【原因】

- ・ 工事の進捗管理が不十分であったこと。
- ・ 工期延長の検討、工事管理の徹底、完成通知書の提出期限の厳守等について、受注業者への指示や徹底が不十分であったこと。

【措置内容】

課内会議(補佐会議又は係長会議、毎週開催)における指示や工事事務担当者への個別指導により、次の事項の徹底を図っている。

- ・ 適正な工期の設定
- ・ 工期内完成が困難と認められる場合の工期延長の検討
- ・ 工事管理の徹底
- ・ 工事打ち合わせ簿の確実な作成(協議状況の記録化)

また、受注業者に対しては、仕様書等契約事項の確実な遵守を指示している。

監査結果(指摘事項)

(イ) 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく、建設工事の通知を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(交通規制課)

契約名	正徳橋交差点ほか33カ所信号機改良その他工事
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条

措置の内容

【原因】

国土交通省の建設リサイクル法質疑応答集では「1つの契約で複数の工事場所がある場合は1箇所当たりの工事請負代金の額で判断する」とされており、県土木局での「1契約の請負代金総額で判断する」取扱いと異なることについて認識が不足していたこと。

【措置内容】

関係部局、自治体に確認の上、課内会議(補佐会議又は係長会議、毎週開催)における指示や工事事務担当者への個別指導により、次の事項の徹底を図っている。

- ・ 複数の工事箇所がある対象工事においても、1箇所当たりの請負代金は考慮せず、請負代金総額が500万円以上の工事は全て通知を行うこと。

監査結果(意見)

【委託契約の実績確認について】

昨年度の広島県緊急雇用対策基金事業「なくそう犯罪」安全・安心推進隊業務委託契約において、実績報告書及びその添付書類の確認点検が不十分であった。警察本部所管の委託契約の執行の適正化に向けて、受託者に対し内部管理の徹底を指導するとともに、実績確認のための検査の厳格化を図る必要がある。(安全安心推進課)

措置の内容

受託者は、平成24年度も同様の事業を受託して実施中であることから、内部管理を徹底して適正業務を推進するよう指導するとともに、事業実績の確認については、「雇用関連基金事業実績チェックリスト」(雇用基金特別対策PT作成)を活用した実績報告書や関係書類の精査に加え、必要に応じて現地調査や聞き取りを行うなど、検査を厳格に行い、適正な事業執行に努めることとする。

2 竹原警察署 (監査年月日:平成24年9月14日)

監査結果(指摘事項)

【ア 資金前渡による支出に係る事務処理について】

(ア) 常時の費用に係る資金前渡の精算について

次の常時の費用に係る資金前渡において、毎月、翌月の初日から3開庁日以内に作成する必要がある資金前渡精算書について、作成されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

区分	装備費の需用費(県外出張時の公用車燃料代)(平成23年度)
支払月	平成23年12月分
根拠	広島県会計規則第33条第1項

措置の内容

【原因】

常時の資金前渡のうち、支出のない月だったため、作成を失念してしまったもの。

【措置内容】

常時の資金前渡精算書を作成。以後、漏れの無いよう、現金出納簿の科目と照合しながら、複数人で確認し精算している。

監査結果(指摘事項)

(イ) 随時の費用に係る資金前渡の精算について

次の随時の費用に係る資金前渡において、支払日の翌月の初日から10開庁日以内に行わなければならない精算手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

区分	出納員が管理する金融機関の預金口座からの口座振替払によって支払った水道料金(平成23年度)
支払日	平成24年4月25日
根拠	広島県会計規則第33条第1項

措置の内容

【原因】

支出が4月25日だったため、歳出事務の締め切り間際で、精算はすべて終了済と思い込んでしまったもの。

【措置内容】

手書き精算処理をした。

以後、随時の資金前渡精算が漏れることのないよう、支出負担行為兼調書に「〇月〇日精算」と記入した付箋をつけ、精算後その付箋をはずすようにしている。また、24年度末は精算だけでなく他の業務でも処理未済がないか、検索をかけて確認した。

監査結果(指摘事項)

【イ 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、仕様書に基づき書面で通知を受けた業務担当者以外の者が業務に従事していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	竹原警察署昇降機保守点検業務(平成22~23年度)
-----	---------------------------

措置の内容

【原因】

点検実施者の氏名の確認を怠ったため、書面で通知を受けた者以外の者が作業に従事していたことに気が付かなかったもの。

【措置内容】

指摘を受け、該当者の証明をとりよせ雇用関係と資格を確認した。

今後は、通知を受けた内容の確認を徹底するとともに、従事者が変更する場合はあらかじめ書面で通知をするよう業者に指導した。

3 庄原警察署 (監査年月日：平成24年6月14日)

監査結果(指摘事項)

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
 (ア) 工事仕様書に基づき提出する施工計画書に、誤った請負代金と工期を記載していた。

工事名	庄原市口和町向泉ほか路側式道路標識設置工事 (No.25-4) (平成23年度)
根拠	平成23年度路側式道路標識設置工事仕様書 (広島県警察本部) 第7の1 (1) 路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル (広島県警察本部交通規制課) 監督業務マニュアル4 (3)

措置の内容

【原因】

施工計画書を受領した際、十分な確認が行われていなかった。

【措置内容】

契約の相手方から、請負代金と工期の記載誤りを訂正した「施工計画書」を提出させた。
 以後は、提出書類の確認を徹底し、業務の適正化を図っている。

監査結果(指摘事項)

(イ) 出来形管理図に記載する現場代理人について、誤って別の者の氏名を記載していた。

工事名	庄原市中本町ほか路側式道路標識設置工事 (No.25-5) (平成23年度)
根拠	平成23年度路側式道路標識設置工事仕様書 (広島県警察本部) 第7の9 路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル (広島県警察本部交通規制課) 監督業務マニュアル4 (3)

措置の内容

【原因】

出来形管理図を受領した際、十分な確認が行われていなかった。

【措置内容】

契約の相手方から、正規の現場代理人氏名及び押印のある「出来形管理図」を提出させた。
 以後は、提出書類の確認を徹底し、業務の適正化を図っている。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 工事監督経緯を明らかにするために必要となる工事打合せ簿に、発議年月日、処理・回答の年月日の記載がなかった。

工事名	庄原市西本町ほか路側式道路標識設置工事 (No.25-2) (平成23年度)
根拠	路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル (広島県警察本部交通規制課) 監督業務マニュアル4 (5) 別添4 工事打合せ簿取扱要領2

措置の内容

【原因】

工事打合せ簿を作成した際、十分な確認が行われていなかった。

【措置内容】

契約の相手方は、既に倒産しており、発議年月日及び処理・回答年月日を発注者及び受注者双方で確認することが出来なかった。

以後は、工事打合せ簿の確実な点検を実施し、記載漏れの防止を図っている。

監査結果(指摘事項)

(エ) 工事監督経緯を明らかにするために必要となる工事打合せ簿に監督員の押印がなかった。

工事名	庄原市川北町ほか路側式道路標識設置工事(No.25-3)(平成23年度) 庄原市口和町向泉ほか路側式道路標識設置工事(No.25-4)(平成23年度) 庄原市中本町ほか路側式道路標識設置工事(No.25-5)(平成23年度)
根拠	路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル(広島県警察本部交通規制課) 監督業務マニュアル4(5) 別添4 工事打合せ簿取扱要領4

措置の内容

【原因】

工事打合せ簿を作成した際、十分な確認が行われていなかった。

【措置内容】

監督員が改めて工事経緯を確認し、工事打合せ簿に押印した。

以降は、工事打合せ簿の確実な点検を実施し、押印漏れの防止を図っている。

監査結果(指摘事項)

(オ) 工事監督経緯を明らかにするために必要となる工事打合せ簿に、監督員、現場代理人及び主任技術者の押印がなかった。

工事名	庄原市中本町ほか路側式道路標識設置工事(No.25-5)(平成23年度)
根拠	路側道路標識工事設計・積算・監督・検査業務マニュアル(広島県警察本部交通規制課) 監督業務マニュアル4(5) 別添4 工事打合せ簿取扱要領4

措置の内容

【原因】

工事打合せ簿を作成した際、十分な確認が行われていなかった。

【措置内容】

契約の相手方の現場代理人が、改めて工事経緯を確認し、工事打合せ簿に押印した。

監督員が改めて工事経緯を確認し、工事打合せ簿に押印した。

更に、記載漏れであった処理・回答年月日を記載した。なお、発議と同一日に処理・回答したことを発注者及び受注者双方で確認した。

以後は、工事打合せ簿の確実な点検を実施し、記載漏れ及び押印漏れの防止を図っている。